

三井住友海上あいおい生命

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

三井住友海上あいおい生命の現状

Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Disclosure

2018



会社概要	2018年3月31日現在
社 名	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
英 文 名 称	Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company,Limited
設 立	1996年(平成8年) 8月8日
資 本 金	855億円
従 業 員 数	2,609名
本 社 所 在 地	東京都中央区新川2-27-2
U R L	http://www.msa-life.co.jp

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目 次

トップメッセージ 02

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて 04
 MS&ADインシュアランス グループの価値創造ストーリー 06
 MS&ADインシュアランス グループ 中期経営計画「Vision 2021」 08

経営について

お客さま第一の業務運営について 10
 代表的な経営指標 12
 三井住友海上あいおい生命 中期経営計画「Vision 2021」 22
 三井住友海上あいおい生命 行動憲章 24
 情報開示方針 26
 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 26
 利益相反取引の管理について 27
 コーポレート・ガバナンス体制 28
 内部統制システムに関する方針 29
 コンプライアンス(法令等遵守)の取組み 30
 ERM経営の推進 31
 リスク管理の取組み 31
 監査体制 34
 個人情報の取り扱い 35
 お客さま満足度向上に向けた取組み 37
 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について 42
 より良い品質を目指す取組み 43
 当社の勧誘方針 44
 生命保険契約者保護機構について 45
 当社のワークバリューイノベーションについて 47
 【健康経営*】社員の健康づくり推進について 48

商品・サービス

商品トピックス 50
 お客さまに医療情報をお伝えする活動 52
 ご契約時のご案内 54
 商品ラインアップ 59
 サービストピックス 63
 ご契約後のサービス・情報提供 64
 保険金等支払管理態勢とお支払い状況 69
 代理店教育・研修 72
 ライフ・コンサルタント社員について 73

サステナビリティ取組

サステナビリティ取組 74
 スポーツ振興 78
 環境問題への取組み 79

会社データ

目次 82
 会社データ 84

*本誌内に記載の「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

トップメッセージ



平成30年6月に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震ならびに平成30年7月豪雨により被災されました皆さまに対して、心からお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

日ごろより三井住友海上あいおい生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、MS&ADインシュアランスグループの国内生保事業を担う中核生命保険会社として、経営理念である、活力ある社会の発展と健やかな未来の実現に向けて取り組んでいます。

2017年度を振り返って

2017年度は、前中期経営計画「Next Challenge 2017」の最終年度として、業界トップ水準の品質と飛躍的な成長に向けて取り組みを進めてまいりました。

品質向上に向けた取り組みとしては、モバイル端末を活用した契約申込手続きのペーパーレス化を推進し、引受可否・条件をその場で提示することができる「自動医務査定」機能を導入するなど、お客様の利便性向上に努めてまいりました。また、HDI-Japanによる格付けにおいて「Webサポート」、「問合せ窓口」、「モニタリング」の3部門で2年連続となる最高評価の三つ星を獲得することができました。

成長に向けた取り組みとしては、2017年4月に就労不能状態や要介護状態といった「働けなくなるリスク」に幅広く対応した「新総合収入保障保険・新収入保障保険」を発売し、多くのお客さまよりご好評をいただきました。

このような取り組みにより、当社は順調に業績を伸ばし、個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆6,395億円と前年度から11%増加し、保有契約高についても23兆8,068億円と2.6%増加しました。生命保険会社における保険金等支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、1,726.7%と高い健全性を維持しています。

中期経営計画「Vision 2021」

2018年度より新しい中期経営計画「Vision 2021」がスタートしました。グループが目指す世界トップ水準の保険・金融グループの実現に向けて、当社は「健康で安心な暮らしを支える生命保険会社」を掲げ、さまざまな取組みを強化してまいります。

多様化するお客さまニーズに幅広くお応えしていくため、2018年4月には認知症、出産・不妊治療や抗がん剤治療への保障を新設した「新医療保険A^{エッセ}プレミア」、7月には中長期的な事業保障や経営者の勇退退職金等に備えることができる法人向け新商品「オーナーズロード」を発売しました。

加えて、脳卒中・がんの治療や予防に係るセミナーの開催など、いのち・医療に関する啓発活動や、認知症サポーターの養成等を通じて、お客さまの「元気で長生きを支える」取組みも積極的に推進していきます。

今後も、社会環境やライフスタイルなどの変化に対応した商品・サービスやお役に立つ情報をご提供し、高齢化に伴う介護・医療の負担増や健康寿命の延伸などの社会的課題の解決に貢献してまいります。

また、2018年5月には「お客さま第一の業務運営に関する方針」(2017年6月制定)に関する取組状況を客観的に評価する14の成果指標を公表いたしました。

お客さまの声を真摯に受け止め、これらの成果指標を定期的に検証し、保険募集からアフターフォロー活動、お支払いなど、あらゆる業務においてお客さまの期待を超える品質を追求してまいります。

さらに、成長を支える重点戦略として、ビジネス全体の変革に繋がるデジタルイノベーションを推進してまいります。人工知能(AI)やロボット技術(RPA)等の先進技術の活用により、お問い合わせや保険金のご請求に迅速で正確に対応できる体制を構築するなど、お客様の利便性向上や業務効率化を進めてまいります。

そして、グループ内の国内生損保事業会社との連携をさらに深め、グループ総合力の発揮を図っていきます。

当社は、お客さまに安心と安全をお届けし、安定した人々の生活と活発な事業活動を支えてまいります。

今後とも、当社をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2018年7月

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 取締役社長

丹保人重

MS&ADインシュアランスグループについて

MS&ADインシュアランスグループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（以下、「MS&ADホールディングス」）を持株会社として、発足しました。グループ発足後は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社の合併、シェアードサービスの統合などを進め、グループ経営の効率化を図ってきました。

前中期経営計画では、経営理念、経営ビジョン、行動指針に従って、グループの中核損保である三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を中心とした「機能別再編」をはじめ、「グループガバナンスの強化」「ERM経営の推進」および「事業構造の変革」を柱に、着実な取組みを展開しました。

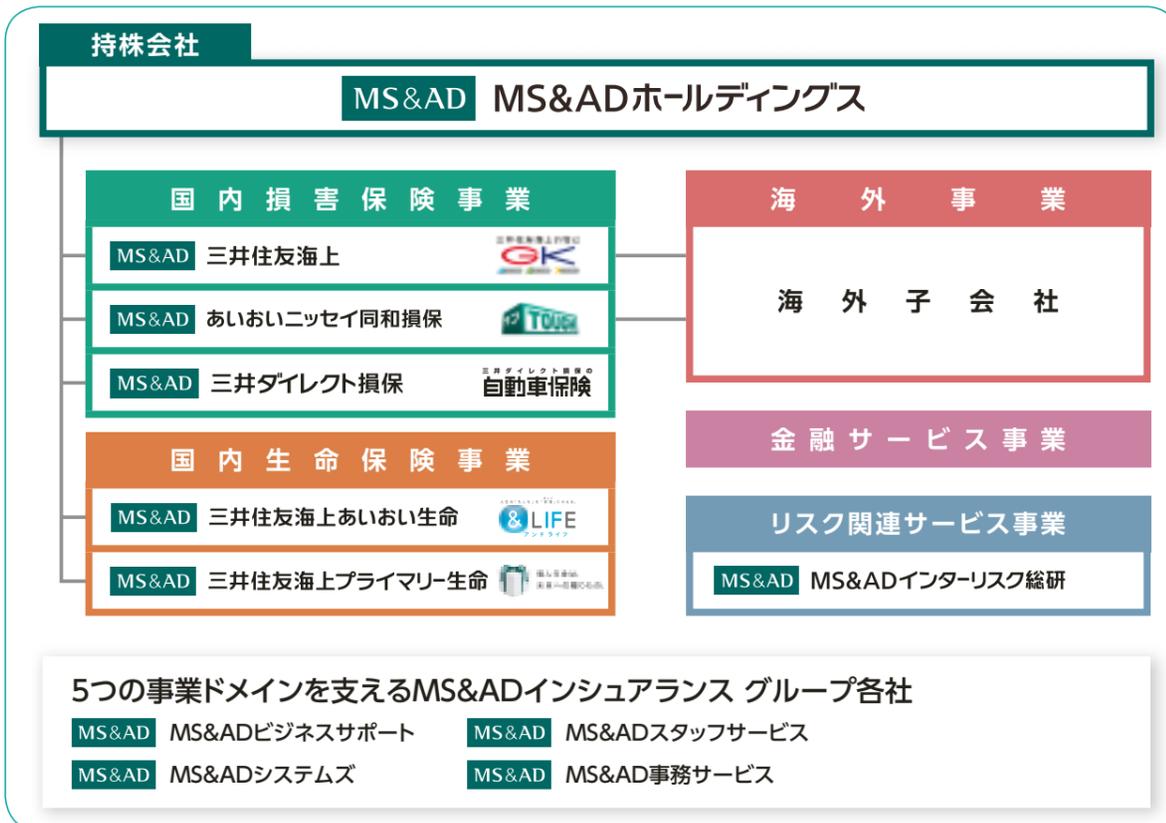
こうした成果をさらに拡大していくために、2018年度、新しいグループ中期経営計画「Vision 2021（2018～2021年度）」を策定しました。「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現を見据え、国内損保事業の安定的な収益を維持・拡大するとともに、国内生保事業・海外事業の収益性を大きく拡大し、ERM（エンタープライズ・リスクマネジメント）経営を軸に、健全性確保を前提に、収益力と資本効率の向上に取り組んでいきます。また、当社グループは、最大の強みである「多様性」を活かしたグループ総合力を発揮し、環境変化に柔軟に対応しながら、生産性と品質の向上に努め、社会との共通価値を創造すること（CSV: Creating Shared Value）を軸とした企業活動を推進していきます。



MS&ADホールディングスが入る東京住友ビルディング

グループの構成

(2018年4月1日現在)



MS&ADインシュアランスグループの目指す姿

MS&ADインシュアランスグループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUS カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランスグループの目指す社会像

MS&ADインシュアランスグループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます。」との経営理念のもと、ビジネスモデルとして掲げる価値創造ストーリーを紡いで発展してきました。

グループ中期経営計画「Vision 2021」では、新たにMS&ADインシュアランスグループが2030年に目指す社会像を、「レジリエント^(※1)でサステナブル(持続可能)な社会」と決めました。

SDGs^(※2)を私たちの取組みにおける道標(みちしるべ)として取り入れ、世界トップ水準の保険・金融グループを目指す企業として、社会との共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)に取り組んでいきます。

(※1) 変化する状況や予期せぬ出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し、迅速に回復する力があること。

(※2) 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な世界に向けた2030年までのグローバルな目標。17の目標と169のターゲットから構成されています。



MS&ADインシュアランスグループの価値創造ストーリー

MS&ADインシュアランスグループは、国内損保事業、国内生保事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の5つの事業ドメインで、グループのミッションの実現に向けた活動を展開しています。

「私たちの目指す『活力ある社会の発展と地球の健やかな未来』を支えるために、それを阻害する社会的課題から生じる多様なリスクをいち早く見つけ、お伝えし、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となった時の経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行う」、これが私たちの価値創造ストーリーです。

MS&AD*の価値創造ストーリー

MS&ADを支える資源

財務資本

●お客さまのリスクを引き受けるのに十分かつ健全な財務基盤
連結純資産(2018年3月31日現在) **2兆9,683億円**

人的資本

●グローバルで多様な人財
●保険・リスク関連等の知識に精通したプロフェッショナルな人財
連結従業員数(2018年3月31日現在) **41,295名**

知的資本

●事業の長い歴史と経験に支えられた知見と信用力
●国内・ASEANで最も豊富なリスクデータ
リスクサーベイ実施回数(2017年度実績) **1,189件**

社会・関係資本

●国内No.1の規模を誇る顧客層
国内個人お客さま数 **約4,200万人**
国内法人お客さま数[※] **約240万社**
※三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の顧客数の単純合算値(2018年3月31日現在)

●ASEAN域内 No.1の総収入保険料

●国内No.1の代理店ネットワーク
国内損害保険代理店数^{※1} **88,532店**

国内営業拠点^{※2} **263部支店・1,036課支社**

国内事故対応拠点^{※3} **431カ所**

●海外拠点等^{※4} **47カ国・地域**

※1 三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の代理店数の単純合算値(2018年3月31日現在)
※2 国内保険会社の拠点数の単純合算値(2018年4月1日現在)
※3 国内損害保険会社の事故対応拠点の単純合算値(2018年4月1日現在)
※4 SLI Cayman Limited(金融サービス事業)があるケイマン諸島を含む(2018年4月1日現在)

●トヨタグループ、日本生命グループ、三井グループ、住友グループなど、異業種のトップ企業とのリレーションシップ

自然資本

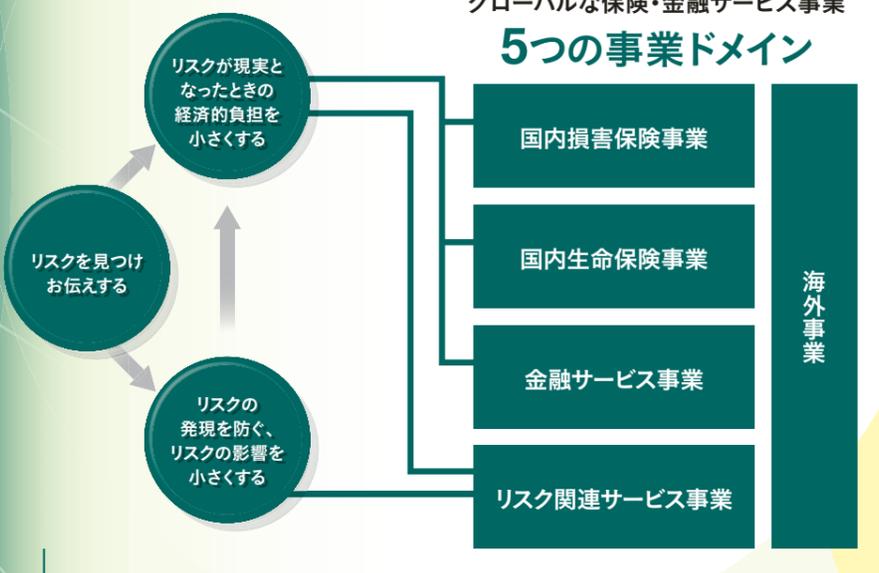
●地球の安定した気候システム
●生物多様性が保全された自然
●持続可能な自然資源

*[MS&AD]はMS&ADインシュアランスグループを略した表記です。

活力ある社会の発展と地球の健やかな未来



MS&ADのビジネスモデル



企業価値創造を支える仕組み

- 環境変化を見据えた事業構造の変革
- 最適な資源配分とリスクの適切な管理
- チャレンジする企業文化と人財育成
- コーポレートガバナンスの強化

ステークホルダーとともに創出する価値 (2017年度実績)

財務資本

●資本効率の向上
●グループ修正利益の向上
●株主還元

グループ修正利益 **2,010億円**
グループ修正ROE **6.4%**
過去5年間のTSR[※] **84.7%**

※TSR (Total Shareholder Return/株主総利回り)：株式投資により一定期間に得られた利益(配当とキャピタルゲイン)を株価(投資額)で割った比率

人的資本

●さらに働きがいを実感し、成長できる職場環境の提供
●安定し、かつ、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した雇用

社員満足度^{※1} **4.4ポイント** 有給休暇取得日数^{※2} **16.0日**

知的資本

●専門性の高い社員の育成
●変化する多様なお客さまニーズに対応する商品・サービスの提供
●リスク関連の調査研究成果の社会への提供

調査レポート^{※1} **72件** アクチュアリー人数^{※2} **100人**

社会・関係資本

●適切かつ迅速な保険金の支払い
●事故・災害を未然に防ぐサービスの提供
●高品質かつ多様な代理店ネットワークの提供
●取引先との協力関係による社会的責任の遂行
●社会インフラや行政サービスなどの社会資本をリスクから守る商品・サービスの提供

保険金支払額^{※1} **2兆3,112億円** お客さま満足度^{※2} **96.0%**

自然資本

●気候変動の進行緩和につながるCO₂排出量削減
●生物多様性の保全への貢献
●持続可能な自然資源の利活用につながる負荷削減

※1 正味支払保険金と生命保険金等の合算値
※2 自動車保険の事故対応に満足しているお客さまの割合(対象：三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保)(2017年度)

グループ中期経営計画「Vision 2021」

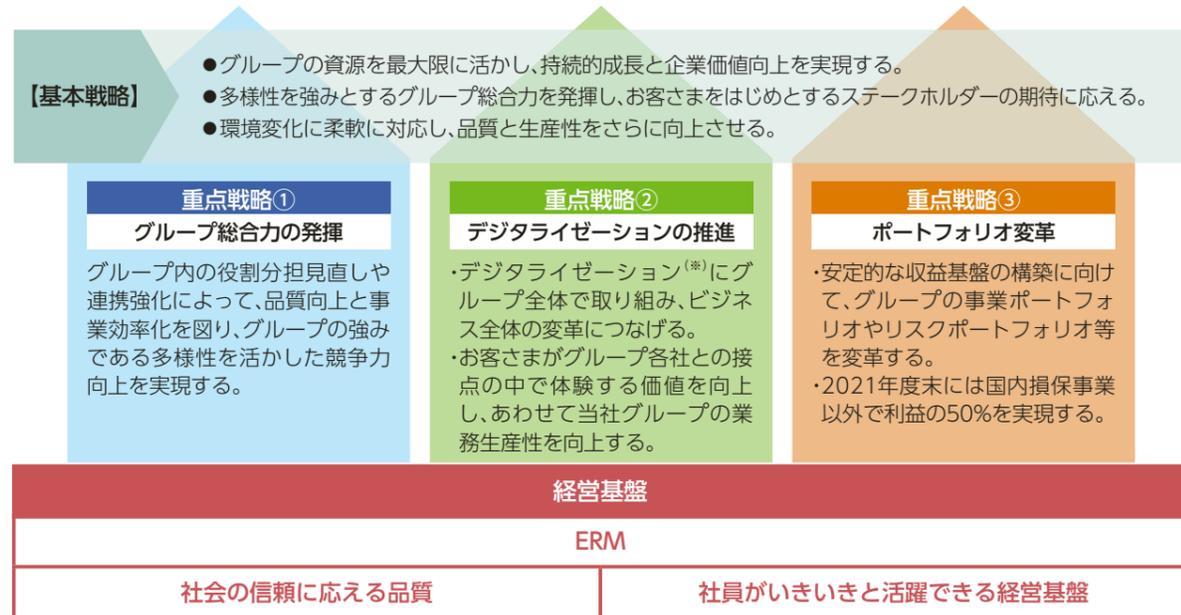
新中期経営計画「Vision 2021」では、当社グループが2030年に目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を掲げ、当社グループの強みを活かしながら、企業価値向上に向けた取組みと持続的な成長を支える枠組み、そして、達成すべき経営数値目標を明確にしています。グループ誕生以来、中期的に目指す姿としてきた「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現に向け、環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢の構築を目指します。

「Vision 2021」の計画期間中に実現したい姿



「Vision 2021」基本戦略と3つの重点戦略

基本戦略とそれに紐づく「3つの重点戦略」により、上記の実現したい姿への到達を図ります。



(※) デジタル技術によるプロセス・サービス等の効率化・利便性向上にとどまらず、当社グループのビジネス全体の変革につなげる取組み

経営指標

2021年度の経営数値目標は「中期的に目指す姿」を達成する水準に設定しています。また、サステナビリティ中期経営計画を策定し、非財務指標もモニタリングしていきます。

	経営数値目標 (単位:億円)				非財務指標(例)	
	2017年度実績 (新基準換算)	2018年度 予想	2019年度 目標	2021年度 目標	モニタリング指標	
グループ修正利益	2,010	2,700	2,730	3,500	社会的価値の創造 7つの重点課題を定め、定性的に確認する。	社会的信頼に応える品質 品質向上 ・お客さま満足度 環境負荷低減 ・CO ₂ 排出量削減率 ・総エネルギー使用量 ・紙使用量
国内損害事業 (除く政策株式売却損益)	2,878 (2,024)	2,070 (1,660)	1,740 (1,390)	1,820 (1,420)		
国内生保事業	326	220	280	450		
海外事業	▲1,250	370	660	1,170		
金融サービス事業/ リスク関連サービス事業	56	40	50	60	社員がいきいきと活躍できる経営基盤 ダイバーシティ&インクルージョン ・女性管理職比率 ・グローバル従業員数比率 ・障がい者雇用率 健康経営 ・社員満足度 ・年次有給休暇取得数 ・社会貢献活動実施社員数	
グループ修正ROE	6.4%	8.5%	8.3%	10.0%		
連結正味収入保険料	34,469	34,800	35,300	37,100		
生命保険料 (グロス収入保険料)	15,081	14,968	15,400	16,000		
三井住友海上あいおい生命EEV ^(※) (European Embedded Value)	8,355	8,650	9,700	10,500		
ESR (Economic Solvency Ratio)	211%	201%	180%~220%			

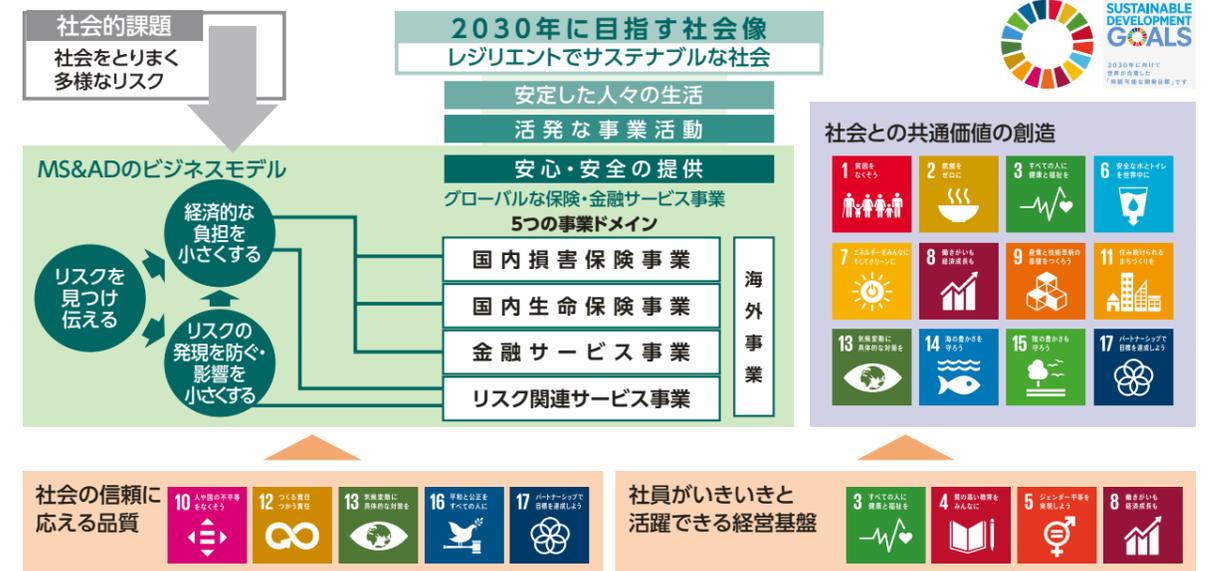
(※) 現在の純資産価値に保有契約が生み出す利益を加えた、生命保険会社の企業価値を表す指標の1つ

$$\text{新定義グループ修正ROE} = \frac{\text{グループ修正利益}}{\text{修正純資産}} = \frac{\text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等繰入・戻入^(※2)額}}{\text{連結純資産^(※1) + 異常危険準備金等^(※2) - のれんその他無形固定資産}} - \frac{\text{その他特殊要因(のれん・その他無形固定資産償却額等)}}{\text{非連結グループ会社持分利益}}$$

※各調整額は税引後、(※1) 除く非支配株主持分・新株予約権、(※2) 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金、(※3) 戻入の場合は減算

MS&ADのビジネスモデルとSDGs

2030年に目指す社会像「レジリエントでサステナブルな社会」は、先進国・途上国の政府をはじめ、民間企業やNGOなどが実現に向けた取組みを開始しているSDGs(持続可能な開発目標)がゴールとする社会とも合致します。ビジネスモデルである価値創造ストーリーを実施し、社会との共通価値を創造することでSDGsの達成にも貢献します。



お客さま第一の業務運営について

当社は、MS&ADインシュアランスグループが掲げる「経営理念(ミッション)」「経営ビジョン」「行動指針(バリュー)」のもと、「お客さまへの責任」等を掲げた行動憲章(24ページをご参照ください)に基づき、全役職員が「お客さまの安心と満足」を活動の原点においた業務運営を行っており、お客さま・社会から信頼される企業として成長し続けるため、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定しています。

お客さま第一の業務運営に関する方針

方針1. 「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、「お客さま第一」の業務運営を行います

当社の全役職員が「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、お客さまへの最適な商品・サービスのご提供をはじめ、すべての事業活動において、「お客さま第一」の業務運営を行ってまいります。

方針2. お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するために、お客さまニーズに沿った商品・サービスを開発してまいります。

- (1) お客さまニーズを的確に把握するとともに、社会環境の変化等にもなう市場動向に迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスを開発してまいります。
- (2) お客さまにとって、わかりやすく、ご満足いただける商品・サービスを開発してまいります。

方針3. お客さまの視点に立った保険募集を行います

当社は、お客さまニーズに沿った最適な商品・サービスをご提供できるよう、適正な保険募集を行ってまいります。

- (1) お客さまに商品内容を十分にご理解いただけるよう、わかりやすく丁寧にご説明してまいります。
- (2) お客さまに適切な商品をご選択いただくため、お客さまの商品に関する知識・経験・財産の状況やご契約の目的等を総合的に勘案し、ご意向を踏まえたご説明を行ってまいります。

方針4. お客さまの大切なご契約を適切に管理します

当社は、ご加入後もお客さまのご契約を適切に管理してまいります。

- (1) ご加入後も、ご契約内容や保障内容等の情報提供を定期的・継続的に行ってまいります。
- (2) 適切にご契約の管理を行うとともに、お客さまの利便性の向上に取り組んでまいります。
- (3) お客さまからお預かりした保険料について、収益の安定性と保有資産の安全性、および十分な流動性を確保するなど、財務の健全性に留意した資産運用を行ってまいります。

方針5. 保険金・給付金等を迅速かつ適切にお支払いします

当社は、保険金・給付金等を迅速・適切にお支払いするために、お客さまへのご確認とわかりやすいご説明に取り組んでまいります。

- (1) ご加入後も保険金・給付金等を漏れなくお支払いするために、ご契約内容について定期的にお客さまにご確認いただくよう取り組んでまいります。
- (2) 保険金・給付金等のご請求の際に、お客さまにご理解いただけるよう、わかりやすくご説明するとともに、簡便なお手続きでお支払いができるよう取り組んでまいります。

方針6. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

方針7. お客さまの声を業務運営の改善に活かします

当社は、寄せられたすべてのお客さまの声に対し、迅速・適切・真摯な対応を行ってまいります。また、お客さまの声を品質とお客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かしてまいります。

方針8. 「お客さま第一」の風土を醸成します

当社は、「お客さま第一」の価値観が企業文化として定着するよう、社員・代理店への教育等の機会を通じて意識を浸透させ、風土を醸成してまいります。

「お客さま第一の業務運営に関する方針」の定着を図るため、取組状況を客観的に評価する14の成果指標:KPI (Key Performance Indicatorの略)を設定し、2017年度の具体的取組状況とともに2018年5月28日に公表しました。

*各方針の主な具体的取組み等につきましては、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

【14の成果指標(KPI)】

指標①	当社の商品・サービスへの満足度	指標⑧	家族Eye*4登録件数
指標②	代理店・募集人の対応・サービスへの満足度	指標⑨	安心お届け日数(保険金)*5
指標③	お客さまの数	指標⑩	いのち・医療に関する情報提供[Webサイト閲覧数]
指標④	契約継続率	指標⑪	いのち・医療に関する情報提供[セミナー受講者数・回数]
指標⑤	生保かんたんモード*1利用率	指標⑫	満点生活応援団*6利用者数
指標⑥	安心お届け日数(新契約)*2	指標⑬	募集人・社員向け[セミナー・研修等への受講者数]
指標⑦	代理請求特約*3付加件数	指標⑭	募集人・社員向け[研修動画等へのアクセス件数]

*1 お申込みのペーパーレス手続き

*2 申込日の翌日から契約の成立日(証券作成日)までの営業日数の平均値

*3 被保険者が保険金・給付金等をご請求できない場合、その代理人がご請求できる特約

*4 親族連絡先を事前にご登録いただく制度

*5 保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値

*6 健康・医療・暮らし、介護に関するご契約者さま専用電話相談サービス

代表的な経営指標

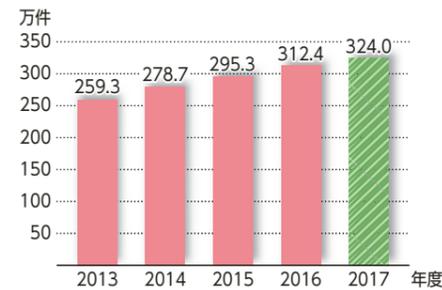
代表的な経営指標について、2017年度の状況は以下のとおりです。

お客さまの数(保有契約件数)

324.0 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2017年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2016年度末の312.4万件から3.7%増加し、324.0万件になりました。

【お客さまの数の推移】



保有契約高

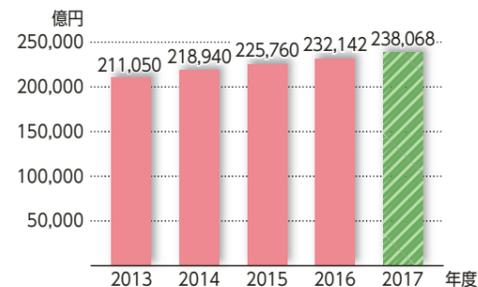
23,806.8 兆 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します)。

当社の2017年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2016年度末の23兆2,142億円に比べ2.6%増加し、23兆8,068億円となりました。

団体保険を含む保有契約高は、31兆6,666億円となりました。

【保有契約高の推移】



保有契約年換算保険料

4,123 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2017年度末の保有契約年換算保険料は、2016年度末の4,010億円から2.8%増加し、4,123億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益

128 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

ここでいう保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。詳細については、121ページに掲載しています[V.10.経常利益等の明細(基礎利益)]をご参照ください。

$$\text{基礎利益} + \text{キャピタル損益} + \text{臨時損益} = \text{経常利益}$$

128億円	54億円	△13億円	=	169億円
-------	------	-------	---	-------

【逆ざやの状況】

生命保険会社は、お客さまにいただく保険料の計算にあたって、資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があり、この予定利息分を運用収益などでまかなえている状態を「順ざや」、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。かつてない超低金利が続く中で2017年度は22億円の逆ざやとなりましたが、この逆ざや額を全体の収益でカバーしたうえで基礎利益128億円を確保しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*1 - \text{平均予定利率}^*2) \times \text{一般勘定責任準備金}^*3$$

- *1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。
- *2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- *3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。
(年始責任準備金 + 年末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

当期純利益

52 億円

2016年度に比べ6億円増加の52億円の当期純利益となりました。

資本金

855 億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2017年度末の資本金の額は、855億円です。

総資産

3兆8,697 億円

2016年度末の3兆6,191億円から6.9%増加し、2017年度末の総資産は、3兆8,697億円です。

有価証券残高

3兆2,601 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は84.2%です。有価証券残高のうち91.8%にあたる2兆9,942億円を国債・地方債・社債で運用しています。141ページに「VI.4. (1)① b.当社の運用方針」、147ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。

貸付金残高

570 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は1.5%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。114ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。

責任準備金残高

3兆1,438 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

当社の格付け(2018年7月1日現在)

A+
AA

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

ソルベンシー・マージン比率

1,726.7 %

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。115ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2016年度	2017年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	487,958	484,904
リスクの合計額(B)	51,546	56,163
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,726.7%

2017年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

当社では、2011年度末の開示より、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)^(注1)に準拠したEV(以下「EEV」といいます)を開示しております。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に制定されたものです。2004年5月にEEV原則およびそれに係るガイダンス、2005年10月にEEVの感応度と開示に関するガイダンスが制定されており、2016年5月には、EVに欧州ソルベンシーII等の計算で用いた計算手法および前提の仕様が許容されるよう改正されています。

(2) 2017年度末EEV

(単位:億円)

	2016年度末	2017年度末	増減
EEV	7,942	8,355	413
純資産価値	4,404	4,463	58
保有契約価値	3,537	3,892	354
うち新契約価値 ^(注1)	473	474	0

(注1) 「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2016年度末	2017年度末	増減
純資産価値	4,404	4,463	58
純資産の部合計 ^(注2)	1,853	1,870	17
危険準備金	315	328	13
価格変動準備金	59	68	8
配当準備金中の未割当額	4	4	△0
一般貸倒引当金	0	0	△0
有価証券等の含み損益	3,137	3,174	36
貸付金の含み損益	26	27	0
退職給付の未積立債務	△2	△2	0
上記項目に係る税効果	△992	△1,008	△16

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生じる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2016年度末	2017年度末	増減
保有契約価値	3,537	3,892	354
確実性等価将来利益現価	4,959	5,302	342
オプションと保証の時間価値	△800	△716	84
必要資本維持のための費用	△77	△87	△9
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△544	△606	△62

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のことで、オペレーショナル・リスクに係る費用等となります。

(3) 主要な前提条件

経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時点の国債利回りを使用しています。

【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
2017年度末	△0.134%	△0.137%	△0.118%	△0.118%	△0.108%	0.043%	0.292%
2016年度末	△0.254%	△0.204%	△0.179%	△0.148%	△0.124%	0.068%	0.375%
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
2017年度末	0.542%	0.709%	0.778%	0.865%	0.950%	1.016%	1.070%
2016年度末	0.663%	0.828%	0.881%	0.934%	0.986%	1.026%	1.058%

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

(4) 前年度末からの変動要因

(単位:億円)

	純資産価値	保有契約価値	EEV
2016年度末(前年度末)EEV(調整前)	4,404	3,537	7,942
①期始EEVの調整	△30	-	△30
2016年度末(前年度末)EEV(調整後)	4,374	3,537	7,912
②当年度新契約価値	△383	857	474
③期待収益(リスクフリーレート分)	△6	84	77
④期待収益(超過収益分)	2	9	12
⑤保有契約価値から純資産価値への移転	△9	9	-
⑥前提条件(非経済前提)と実績の差異	65	△93	△27
⑦前提条件(非経済前提)の変更	-	△115	△115
⑧前提条件(経済前提)と実績の差異	419	△396	22
⑨その他事業関係の変動	-	-	-
⑩その他事業外の変動	-	-	-
2017年度末(当年度末)EEV	4,463	3,892	8,355

①期始EEVの調整

2017年度に実施した株主配当による減少額です。

②当年度新契約価値

新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したものです。

③期待収益(リスクフリーレート分)

市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。

④期待収益(超過収益分)

市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提はすべての資産についてリスクフリーレートとしていますが、実際はリスク性資産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。

⑤保有契約価値から純資産価値への移転

前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。

⑥前提条件(非経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。

⑦前提条件(非経済前提)の変更

当年度末の保有契約価値の計算に用いる前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2018年度)以降の収支が変化することによる影響額です。主な増減要因は、死亡指数の改善トレンドおよび解約失効率実績を前提条件に反映したことによるものです。なお、当年度においては、標準生命表の改定に伴う料率改定による将来の更新契約への影響も含まれます。

⑧前提条件(経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と、当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。主に市場金利の低下により、純資産価値は増加(有価証券含み益の増加等)する一方で、保有契約価値は減少しています。

⑨その他事業関係の変動

上記の項目以外の事業関係の変動による影響額です。なお、当年度は該当ありません。

⑩その他事業外の変動

当年度は該当ありません。

(5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)

前提条件	EEV	増減額
2017年度末EEV	8,355	-
感応度1: リスクフリーレート50bp上昇	9,061	705
感応度2: リスクフリーレート50bp低下	7,340	△1,015
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	8,317	△38
感応度4: 経費率(維持費)10%減少	8,608	252
感応度5: 解約・失効率10%減少	8,283	△72
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	8,747	392
感応度7: 保険事故発生率(年金保険)5%低下	8,354	△1
感応度8: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	8,355	0
感応度9: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	8,131	△224
感応度10: 必要資本を法定最低水準に変更	8,413	57

(6) ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ております。

意見書については、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp/>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

(単位:億円)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
保有契約件数 ^(注1)	259.3万件	278.7万件	295.3万件	312.4万件	324.0万件	
保有契約高 ^(注1)	211,050	218,940	225,760	232,142	238,068	
保有契約年換算保険料 ^(注1)	3,335	3,534	3,757	4,010	4,123	
経常利益	174	159	186	161	169	
基礎利益	153	161	194	186	128	
当期純利益	66	44	60	45	52	
資本金	355	355	355	855	855	
総資産	26,360	30,092	32,290	36,191	38,697	
有価証券残高	22,855	25,487	27,654	29,197	32,601	
貸付金残高	494	512	526	551	570	
責任準備金残高	22,148	24,335	26,617	28,964	31,438	
格付け ^(注2)	スタンダード&プアーズ(S&P)	A+	A+	A+	A+	A+
	格付投資情報センター (R&I)	AA-	AA-	AA-	AA-	AA-
逆ざや額	-	-	-	2	22	
ソルベンシー・マージン比率	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%	1,893.2%	1,726.7%	
ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV) ^(注3)	5,881	6,478	5,958	7,942	8,355	

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注3) EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリュー (EEV)の数値。

健康で安心な暮らしを支える生命保険会社

「お客さま第一」を活動の原点とし、社会的課題の解決に貢献する商品・サービスの提供を通じ、持続的な成長と企業価値の向上を実現

お客さま満足・企業価値のさらなる向上

社会的課題の解決に貢献

成長戦略

品質向上 × 商品・サービス開発 × 販売・チャネル強化

構造革新戦略

既存の枠組みを超えた抜本的な事業構造の革新に挑戦

お客さま第一の業務運営 基本戦略 ERM経営の推進

経営基盤強化／人財育成・企業文化創造

経営数値目標 (2021年度)	EV 1兆500億円	新契約EV 550億円	修正利益 230億円	お客さまの数 (保有契約件数) 367万件	生保併売率 18%
--------------------	---------------	----------------	---------------	-----------------------------	--------------

基本戦略

経営基盤強化

さらなる経営基盤の強化、ERM経営の高度化を図る

- お客さま第一の業務運営の進化
「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づくPDCA機能発揮による取組みの高度化
- ERM経営の推進、経営管理態勢の高度化
健全性確保を前提とした、リスク選好方針に基づくリスクテイクの方向性策定および着実な実施
- 資産運用の高度化、運用収益の拡大
資産運用の高度化によるリスクコントロールの強化と収益改善
- 内部管理態勢のさらなる強化
企業価値向上の基盤となる、環境変化に対応したコンプライアンスの推進

人財育成・企業文化創造

人財の多様性を尊重し、グループ共通の価値観である「お客さま第一」の企業文化を確立する

- 多様な価値観を尊重する企業風土の醸成
多様なワークスタイルに柔軟に対応し、社員一人ひとりが働きがいを感ず、能力を最大限発揮できる人事制度の構築
- 働き方改革と人財育成を通じた生産性向上
働き方改革推進・定着に向けたマネジメント教育の拡充
- サステナビリティ取組の推進
事業活動を通じた社会貢献活動による社会との価値共創、スポーツ振興活動等

成長戦略

品質向上

お客さまの期待を超える品質を代理店とともに追求する

- 引受・保全・保険金等支払態勢の進化
デジタル技術活用等による正確・迅速・丁寧な業務プロセスの実現
- お客さまの声を基点とした業務改善のさらなる推進
専門部の設置による、お客さまの声に最大の価値観をおいた改善策の検討・実行
- お客さまのライフスタイルに合わせた接点の強化と利便性の向上
アフターフォロー活動によるお客さまとの接点強化

商品・サービス開発

社会環境の変化や技術進展等に迅速に対応し、お客さまニーズに応える先進的な商品・サービスを開発・提供する

- 保障性商品を主軸とした商品の開発
先進医療等の医療技術の進展等を踏まえた商品開発
- 社会的課題解決に貢献する商品・サービスの開発
高齢社会の進展により重要度が高まりつつある介護・認知症に対応した商品・サービス開発
- 健康維持・増進・回復を支援する商品・サービスの開発
オープンイノベーション等を活用した未病改善・重症化予防・再発予防サービスの展開

販売・チャネル強化

お客さまの満足を追求する販売網および営業態勢を構築する

- 生損一体運営によるクロスセルチャネルのさらなる強化
国内最大損保グループの営業基盤・顧客基盤を活用したマーケットの開拓・深耕
- 高品質かつ筋肉質な販売網の構築
代理店品質認定制度の創設
- 多様なチャネル戦略の展開
新たな販売手法の構築
- 教育・研修の高度化
生命保険販売の使命感、コンサルティング能力を向上させる教育・研修の強化、および代理店指導力の強化

構造革新戦略

既存の枠組みを超えた抜本的な事業構造の革新に挑戦する

- 収益構造革新
持続可能なビジネスモデルの構築に向けた収益構造の見直し
- オペレーション革新
「営業事務集中化」「役割革新」の完遂による、営業推進・契約事務体制の強化
- 営業態勢革新
「トップライン拡大」と「生産性向上」を両立する営業態勢の見直し
- システム構造革新
システム競争力強化に向けた基幹システムの再構築
- 第三分野長期契約移行の完遂
損保社保有契約（第三分野長期契約）の当社への移行の完遂
- デジタルライゼーションの推進
定型業務のオートメーション化（RPA）による生産性向上

三井住友海上あいおい生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランス グループの「行動指針」の具体的活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。
- ③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。
お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。
- ⑤ お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。
万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理、業務の効率化を通じて、持続的な成長と収益力の向上を目指します。
- ② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めずは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、

公平、公正な人事を行います。

社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。
目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。
改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。
良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、対応を行います。
簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。
会社方針を全員で理解し、情報を共有します。
マイナス情報は優先的に報告します。
チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。
法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。
会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。
反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。

非倫理的ではないか。

十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。

全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。

家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

MS&ADインシュアランス グループの信頼・ブランドを損なわないか。

MS&ADインシュアランス グループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

三井住友海上あいおい生命 反社会的勢力に対する方針(2011年10月制定)

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法やその他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランス グループの以下の金融機関です。

● 当社の親金融機関等^(注)

MS&ADインシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

*当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

以上

(注)当社以外に該当する会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- 保険持株会社直資の関連事業会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

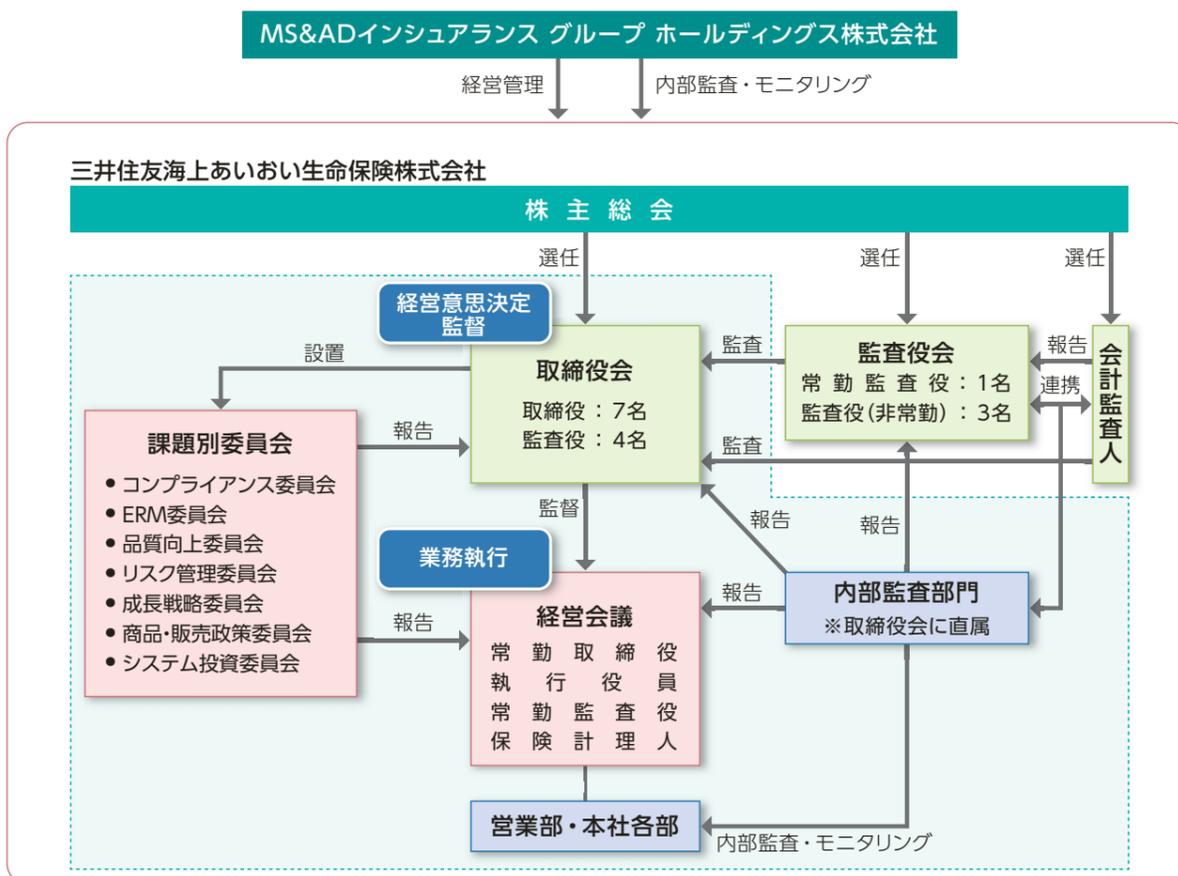
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2018年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 当社ならびに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)が定める経営理念・経営ビジョン・行動指針および当社が定める「目指す企業像」、「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を、当社の全役職員へ浸透させるよう努めます。
- (2)当社は、持株会社と締結する経営管理契約に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランスグループの基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等にに応じた体制を整備します。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

- (1)当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図ります。
- (2)当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。

3. 法令等遵守体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランスグループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。
- (2)当社は、MS&ADインシュアランスグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底します。
- (3)当社は、MS&ADインシュアランスグループの内部通報制度運用規程に従い、組織または個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役職員が社内および社外の窓口で直接通報できる内部通報制度を設け、全役職員に対し制度の周知を図ります。

4. 統合リスク管理体制

当社は、MS&ADインシュアランスグループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任します。

- (2)当社は、MS&ADインシュアランスグループの情報開示統制基本方針に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備します。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランスグループの内部監査基本方針に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実行するための体制を整備します。
- (2)当社は、内部監査部門として独立した取締役会直属の専門組織を設置し、当社のすべての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施します。

7. 情報管理体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の会社情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ①当社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置きます。
 - ②取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。
- (2)監査役への報告に関する体制
 - ①取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告します。
 - ②取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について遅滞なく監査役に報告します。
 - ③当社の役職員は、経営上重大な不正・違法・反倫理的行為について、持株会社および当社の監査役に直接内部通報することができるものとします。
 - ④当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行いません。
- (3)その他

当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できます。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

保険事業は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。

当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5カ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、担当営業部・地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会が設置するコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。

主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 資金洗浄・租税回避の防止に関する施策の企画・運営に関する事項
- 反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報管理に係る事項

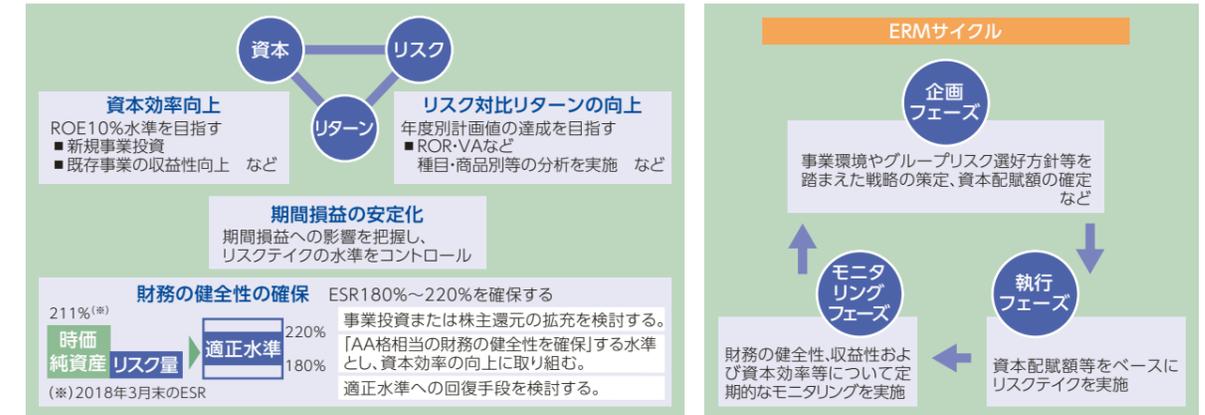
委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。

また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

ERM経営の推進

MS&ADインシュアランスグループは、2018年度からスタートした中期経営計画「Vision 2021」において、ERMサイクルをベースに、財務の健全性の確保、リスク対比リターンの向上、および資本効率向上を目指しています。当社でも、「ERM経営の推進」を中期経営計画における基本戦略の柱と位置付け、ERM態勢の強化を図ってまいります。

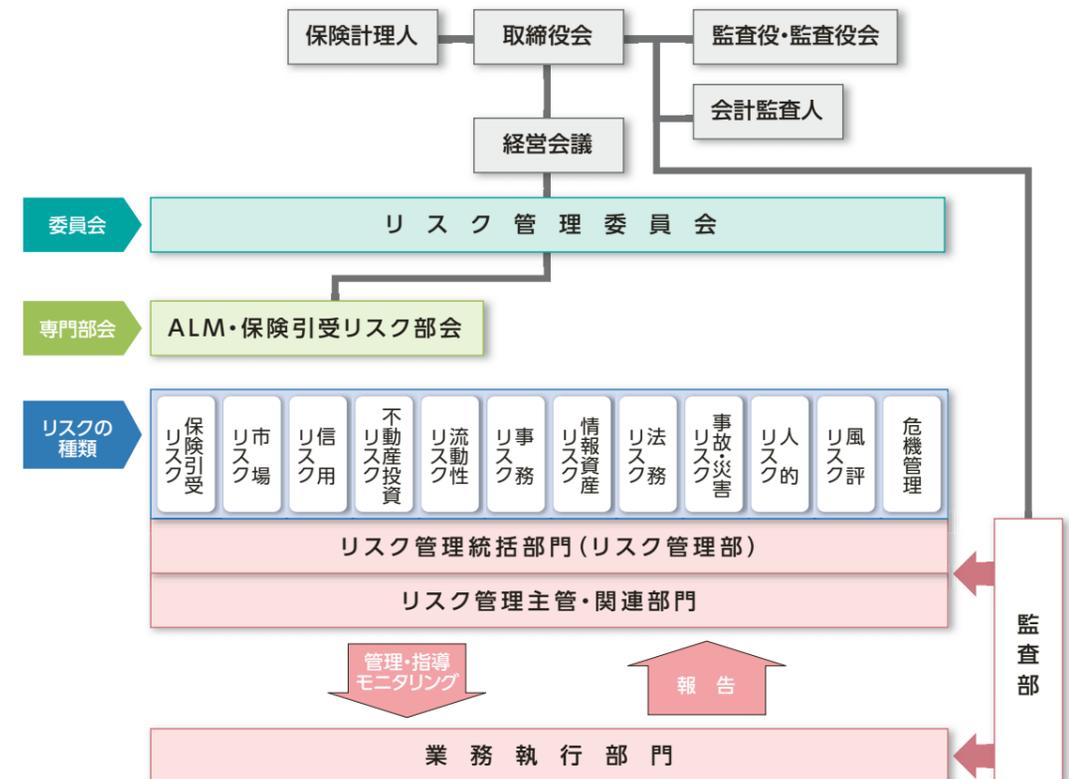
【MS&ADインシュアランスグループのERMサイクル】



リスク管理の取組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容	
●保険引受リスク	保険料設定時に予測できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率等)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変化等により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	当社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは、第三者に対する賠償責任を負うリスク
●人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク
●風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク

〈ストレステストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組みを構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1) 取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスクおよびリスク管理の状況のモニタリング
- 統合リスク管理にかかる重要事項
- 収益管理にかかる重要事項
- 情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応、情報開示の適正性の検証
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉

資産・負債の総合管理(ALM)や保険引受リスクに関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3) 役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本部長〉

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本部長以外の部長〉

本部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉

諸規定、マニュアル等および部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長または本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および会計監査人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉

- 会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法に基づく会計監査)
また、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査等を受けています。

内部監査態勢

〈内部監査の目的〉

当社では、MS&ADインシュアランス グループ共通の「MS&ADインシュアランス グループ内部監査基本方針」に基づいて内部監査態勢を整備しており、内部監査部門として独立した取締役会直属組織である監査部を設置し、専門的な内部監査を実施しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

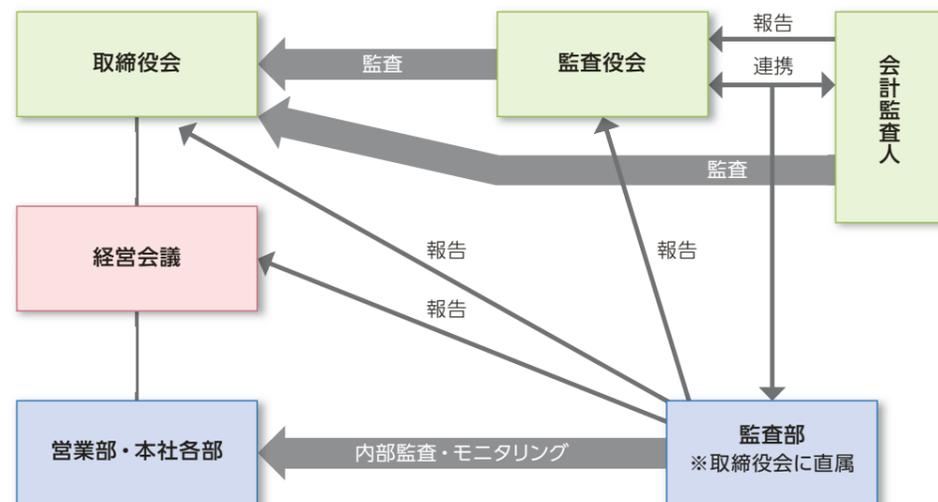
〈内部監査の実施〉

監査部は、内部監査に係る基本的な事項について、「内部監査規程」および「内部監査実施基準」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を求め、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に情報提供・改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会等に報告しています。

【監査体制・組織図】



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報を提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報については、下記9. をご覧ください。)を、次の目的および下記5. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

- ①生命保険契約のお申し込みにかかわる引き受けの審査、引き受け、および履行
- ②保険金・給付金等のお支払
- ③保険契約の維持・管理
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含む)
- ⑤保険契約に付帯されるサービスの提供
- ⑥当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランス グループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理

3. 個人情報の第三者への提供および第三者からの取得

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報については、下記9. をご覧ください。)を提供しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先(海外にあるものを含みます。)に提供する場合
 - ③個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合

④グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記5. をご覧ください。)

- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部(海外にあるものを含みます。)に委託することがあります。

5. グループ会社との共同利用

- (1)MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、次の条件のもと、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
 - (2)当社およびグループ各社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、次の条件のもと、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
 - (3)当社は、代理店(研修生、直販社員を含む)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生・直販社員等に関する個人データを共同して利用することがあります。

6. 情報交換制度等について

- (1)当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。
- (2)当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(センシティブ情報)を、業務の適切な運用の確保のために必要と認め

られる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

9. 特定個人情報等のお取扱い

(1)当社は、お客様の個人番号および特定個人情報を、法令で限定的に明記された目的以外のために取得しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5.の共同利用も行いません。

(2)当社は、法令に基づき、お客様の個人番号および特定個人情報を、限定された利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

10. 開示、訂正等のご請求

(1)ご契約内容・保険金等支払に関するご照会
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者ご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

12. 匿名加工情報のお取扱い

当社は、匿名加工情報を作成・提供する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます。)および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
お客様サービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月～金9:00～18:00 土9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く。)

お客様満足度向上に向けた取組み

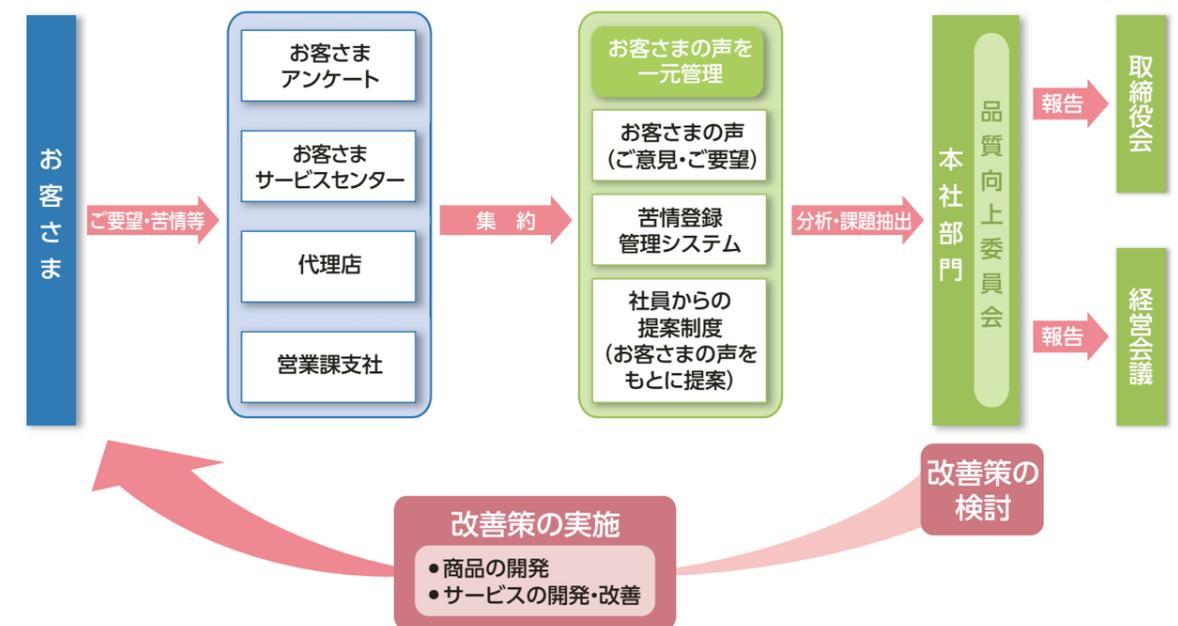
当社は、お客様満足を実現する商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客様の声(ご意見・ご要望)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

2018年4月には、会社全体の業務品質を統括する部門の機能強化を図り、お客様の声を十分に業務改善に結びつけるため、企業品質管理部を新設しました。

お客様の声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客様アンケート、お客様サービスセンター、代理店、社員等を通じて寄せられたお客様の声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客様の声は、企業品質管理部が分析・課題の抽出を行い、お客様の声に最大の価値観をおいた改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客様満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取組みを進めています。



(1) 「お客様サービスセンター」でお受けするお客様の声

「お客様サービスセンター」では、お客様から保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。

お受けしたお客様からのご意見は集約・分析し、お客様により良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客様からの不満足の原因」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客様に対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。

また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2017年度 苦情件数:4,650件 苦情件数の内訳は、101ページをご参照ください。

(3) 社員からの提案制度による改善取組み

当社社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社員提案制度を構築しています。同制度は、当社社員がお客さまや代理店から寄せられた声をもとにアイデアを提案し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2017年度 提案数:199件 うち、65件について改善済または改善予定。

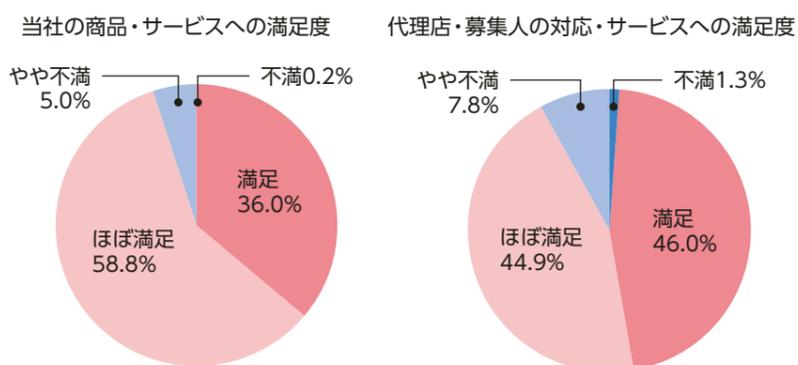
(4) お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

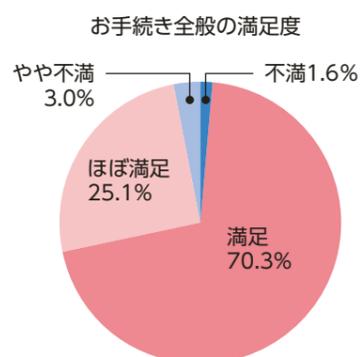
【お客さまアンケートの主な内容】

	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	専用のWebサイトでアンケートを実施し、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」にURLを掲載	商品・サービスや代理店・募集人の対応・サービス等ご契約全般の満足度・推奨度について	27,213件 送付数約200万件 2017年5月～11カ月間実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りする書類にアンケート用紙を同封	コミュニケーターの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き全般の満足度について	3,775件 送付数8,625件 2017年8月～1カ月間実施
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケート用紙を同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	2,207件 送付数10,000件 2017年10月～3カ月間実施

【ご契約者へのアンケート結果 抜粋】



【給付金お支払い手続きのアンケート結果 抜粋】



お客さまの声を活かした改善例

お客さまの声

先進医療による治療などが保障の対象になるようですが、どのような治療が対象となるのか、具体的にイメージできない。

改善例

当社では、さまざまな最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。
「先進医療ナビ」、「先進医療.net」、「先進医療ガイドブック」による先進医療の基礎知識や該当する技術、実施医療機関の情報提供に加え、2017年5月よりスマートフォンで再生したバーチャル・リアリティ（仮想現実、以下「VR」といいます。）映像を利用した情報の提供を開始しました。
がんの先進医療技術のひとつである粒子線治療を行う医療機関の施設見学を仮想体験できる映像を当社社員・代理店を通じお客さまに提供し、普段目にする事のない最先端の医療施設を実際に訪れたような体験をしていただくことができます。
VRで先進医療施設に関する情報提供をするのは、国内生命保険会社では初めてです。
(2017年5月)

商品の内容を丁寧に教えてもらえると、加入の検討がしやすい。

当社お客さまサービスセンターでは、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスをご提供できるよう、対応品質向上に努めており、ご加入を検討されるお客さまに対しても、お客さまのご意向に沿った分かりやすく丁寧なご案内を心がけております。
こうした日々の取組みが評価され、HDI-Japanが主催する2017年度HDI格付けベンチマークにおいて、「問合せ窓口」「モニタリング」「Webサポート」の3部門で最高評価の三つ星を獲得いたしました。
全部門での三つ星獲得は2年連続（「モニタリング」、「Webサポート」部門は2015年度から3年連続）です。
※詳細は、63ページ「HDI格付けベンチマーク「問合せ窓口」「モニタリング」「Webサポート」の3部門において、最高評価の三つ星を獲得」をご参照ください。
(2017年11月)

保険金・給付金の請求手続きを、健常者の助けを借りずに自分自身で理解したい（視覚障がい者の方の声）。

当社では、保険金・給付金請求手続きのご案内冊子、「保険金・給付金のご請求について～お手続きかんたんガイド～」をご用意していましたが、主に高齢者の方向けの対応となっていました。
このたび視覚障がい者の方に保険金・給付金のご請求手続きの方法をご自身でご理解いただけるように、ご案内冊子に音声ガイダンス機能であるSPコード※を掲載するとともに、本冊子と請求手続きの書類をお送りする際の封筒に点字を表記する対応を行いました。
SPコードを掲載することで、専用の読み取り装置（スピーチオ）を利用すれば、冊子の内容を音声で聴くことができます。本対応は、視覚障がい者の方にとどまらず、文字を読みづらい高齢者の方にもご利用いただける仕様としました。
※SPコード:視覚障がい者や高齢者に向けて開発された文字情報を内包した「高密度二次元記号」で、音声で記載された文字の内容を聴くことができるコード。
(2017年12月)

社員一人ひとりの品質向上取組み

当社では、お客さまに満足いただける品質、お客さまから求められる品質を実現するため、社員一人ひとりがお客さまの視点に立って業務の改善に向けたPDCAサイクルを実践しています。
すべての職場で、品質向上に関わるその職場での課題と解決策を話し合い、職場で解決できない課題は、社員提案制度を通じて提案し、所管部門が改善策を検討しています。
各職場でのこれらの取組みについて、年に一度、ノウハウ・情報交換会を開催し、社員の品質に対する意識向上と好取組み事例についての全社レベルでの共有を図っています。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント-顧客満足-組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。

旧三井住友海上きらめき生命では、2007年7月より、同規格に関する適合宣言を行っていましたが、2011年10月、旧あいおい生命との合併後、三井住友海上あいおい生命として、苦情対応態勢の整備を進め、「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。

今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客様の声を業務改善に活かし、お客様満足度向上のための取組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客様の声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランス グループの経営理念およびMS&ADインシュアランス グループのお客様の声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客様の声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客様の定義〉

本方針におけるお客様の定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客様の声の定義〉

本方針におけるお客様の声の定義は、「お客様から寄せられた全ての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。

このうち、苦情の定義は「お客様からの不満足の表明」とします。

また、「苦情等」とは、お客様の声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客様から寄せられた全てのお客様の声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様の立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客様の声は「お客様の信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客様満足度の向上に役立ちます。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情等対応マネジメントシステム基本規程」および「お客様の声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客様満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客様の声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

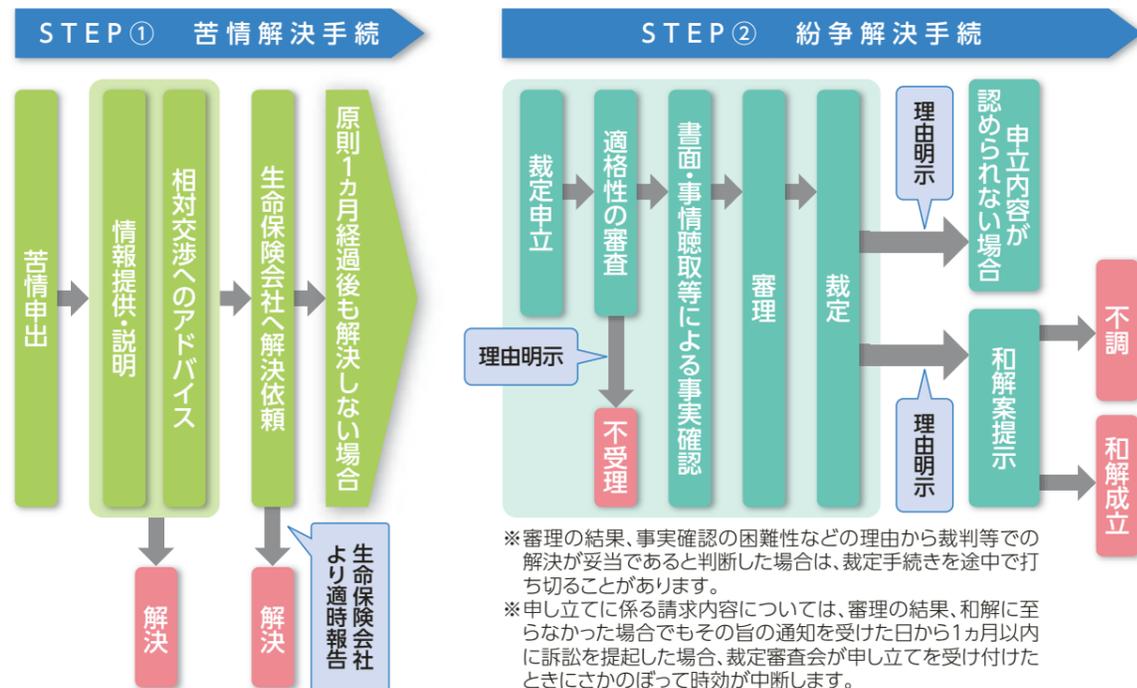
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長 丹保 人重

金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について ～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
 - (1)生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - (2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所

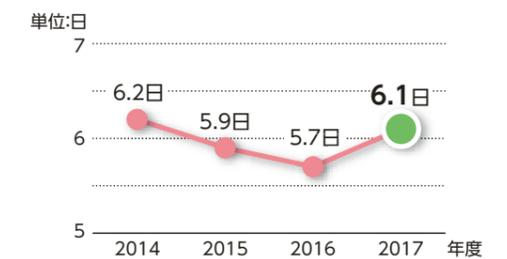
TEL: 03-3286-2648
 受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
 ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

より良い品質を目指す取組み

生命保険はカタチのない商品。だからこそ、お客さまに保険証券という「安心」をできるだけ早くお届けすることが大切だと考えています。また、保険金・給付金、解約返戻金のお支払いについても同様に考えています。当社は、保険証券、保険金・給付金、解約返戻金をお届けする日数を「安心お届け日数」とし、お客さまに1日でも早く「安心」をお届けできるよう取り組んでいます。

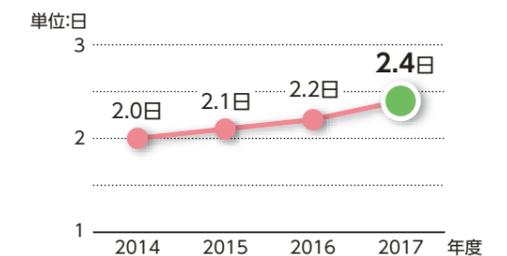
安心お届け日数(新契約)

お客さまの申込日の翌日から契約が成立する日までの営業日数の平均値を「証券作成日数」と設定し、これを安心お届け日数(新契約)としています。なお、「特別条件付契約」「承諾保留申込契約」「仮申込契約」を含みます。



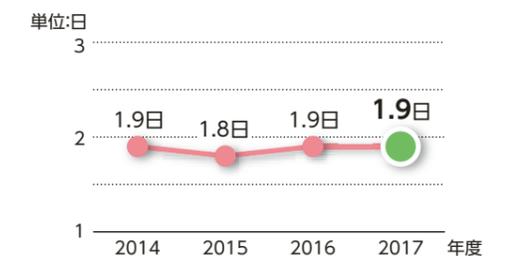
安心お届け日数(保険金)

お客さまから保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「保険金・給付金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保険金)としています。なお、請求書類に不備のあった案件や治療経緯等の確認を実施した案件は除いています。



安心お届け日数(保全)

お客さまから解約請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「解約返戻金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保全)としています。なお、新たに保険を契約された際にこれまでの契約を同時期に解約された場合や、異例処理は除いています。



当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

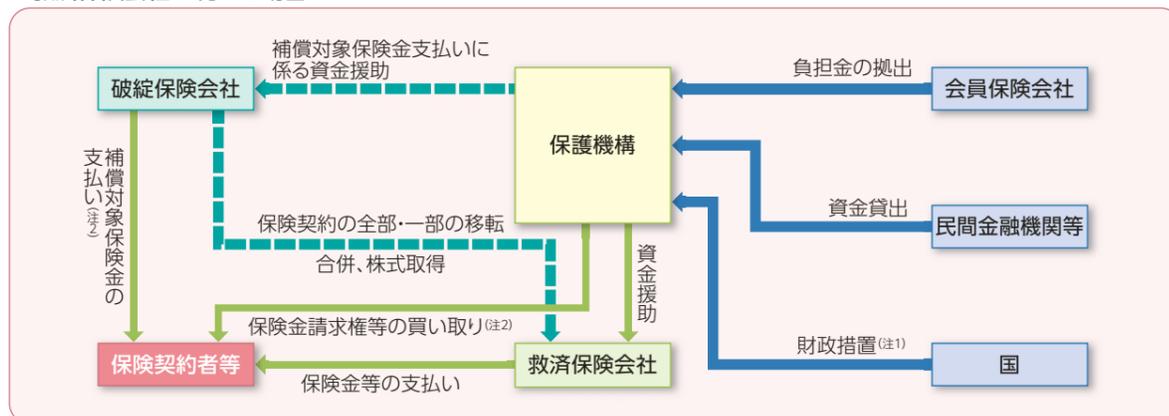
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

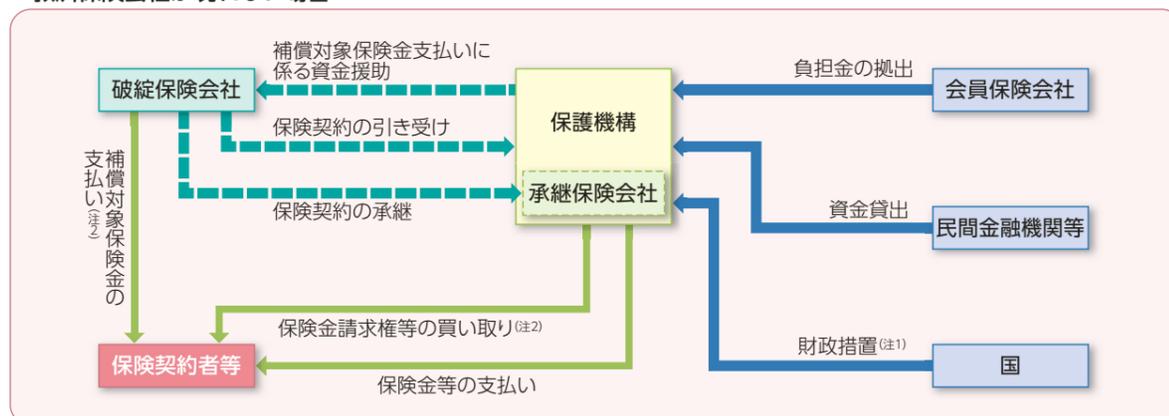
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み(概略図)

● 救済保険会社が現れた場合



● 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります)。

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

当社のワークバリューイノベーションについて

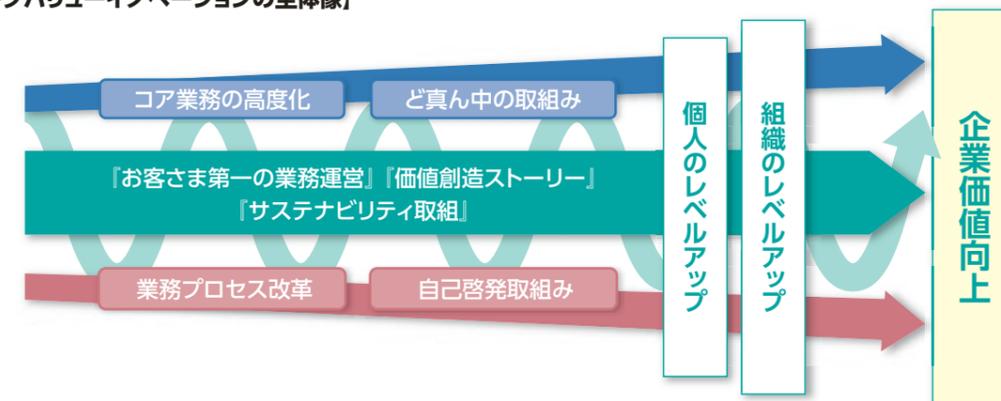
働き方改革を進化させた「ワークバリューイノベーション」取組み

当社は2015年度より、各職場のメンバーがスキルアップを図り仕事の生産性を高め、職場の付加価値創造を同時に実現していく「ショックバリュー・クリエイト」の取組みを開始しました。2017年度からはこの「ショックバリュー・クリエイト」と並行して、業務効率化等を通じた長労働時間の削減や、多様な働き方の支援に向け在宅勤務を中心としたテレワークを推進するなどの「働き方改革」に取り組んできました。そして2018年度より「ショックバリュー・クリエイト」と「働き方改革」を統合し一体で運営する「ワークバリューイノベーション」取組みを展開しています。

ワークバリューイノベーションの全体像

- ワークバリューイノベーションでは、「コア業務の高度化」「ど真ん中の取組み」「業務プロセス改革」「自己啓発」それぞれの取組みをさらに加速させるとともに、創出した時間を有効活用することで組織と個人のレベルアップにつなげ、その先にある企業価値向上を目指します。
- また、各取組みが「社会的課題の解決」や「サステナビリティ取組」など、当社の「価値創造ストーリー」実現に結びつくかなども意識した「価値創造目標」を職場ごとに定め、社員は職場の目標をもとに「一人ひとりが実行すること」を実践していきます。そして本取組みを通じてサステナブルな社会やお客さま第一の業務運営などにつながることを目指します。

【ワークバリューイノベーションの全体像】



ワークバリューイノベーションを支える環境整備

ワークバリューイノベーションを推進するため、在宅勤務制度の整備、テレワークの推進や人工知能をはじめとする最先端技術を活用した業務効率化、報告・指示・会議のスリム化等の環境整備をすすめ、一人ひとりの時間を創出し、個人と組織のレベルアップ強化、生産性の向上を実現します。

当社は今後も人事制度や職場環境を整備し、社員一人ひとりがいきいきと、働きがいを持って働くことができるよう、「個の力」「組織の力」をいかに発揮できるよう取り組んでいきます。

【健康経営】社員の健康づくり推進について

当社は、「社員が健康であることは社員自身のQOL (Quality of life)の向上のみならず、グループの経営理念ならびに当社の目指す姿の実現に欠かせない要素」と考え、当社「健康づくり宣言」のもと、推進体制・重点取組みを明確にし、社員一人ひとりの心身の健康づくりを推進しています。

〈重点取組み〉

(1)職場環境整備

労働安全衛生法に基づき、常時50人以上の事業場に衛生委員会を設置し、月1回健康障害の防止や健康の保持増進に関する事項を調査・審議します。また労働災害発生防止の観点から、職場巡視・リスクアセスメントを実施し、必要な職場環境整備を行います。

(2)健康診断の受診と事後措置

定期健康診断受診率100%を維持し、受診結果に基づき社員自ら健康の自己管理ができるよう支援します。また健康保険組合と共同して特定保健指導を実施し、社員の生活習慣改善を支援します。

(3)メンタルヘルス対策

環境変化者(新入社員・部門間異動者)面談などを柱とするHappy Project (メンタルヘルス総合対策)を継続するとともに、eラーニング、階層別研修、メンタルヘルスセミナー、ストレスチェック等を実施し、セルフケア・ラインケアを推進します。また、健康管理推進室と社員相談室に相談窓口を設け、メンタルヘルス相談やメンタル不調による休務者の復職支援を実施します。

(4)長時間勤務社員の健康管理

時間外・休日労働時間が一定基準を超えている社員への問診調査または産業医面接を実施し、長時間勤務による健康障害の発生防止に取り組みます。

(5)健康増進対策

社員が健康で生き活きと働けるよう、4つのテーマ(①健康習慣の推進 ②健康的な食生活の推進 ③十分な睡眠時間確保の推進 ④受動喫煙防止対策と禁煙支援)を中心に社員の健康増進取組みを支援します。また、社員のヘルスリテラシー(健康面での適切な意思決定に必要な健康情報等を理解し、効果的に利用する能力)向上の観点からも日常生活に活用できる情報・サービス提供などに取り組みます。

「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定

経済産業省と日本健康会議が主催する健康経営優良法人認定制度において、当社は「健康経営優良法人2018・大規模法人部門(ホワイト500)」に認定されました。本制度は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰するものです。

当社ではさらに健康経営の取組みを進め、当社の「持続的な成長と企業価値の向上」を目指すとともに、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

商品トピックス

2018年4月2日に、医療保険の新商品「&LIFE 新医療保険A^{エース}プレミア」と、介護・認知症のリスクに備える新商品「終身介護・認知症プラン」を発売しました。当社は、今後もさらにお客さまに役立つ商品・サービスを提供してまいります。

&LIFE 新医療保険A^{エース}プレミア[低・無解約返戻金選択型医療保険(18)無配当]発売

旧商品「新医療保険A^{エース}プラス」でご好評いただいた点をさらに強化・拡充するとともに、退院後の通院、抗ガン剤治療、認知症、女性の出産・不妊治療への備えなど、医療技術の進歩や社会環境の変化を踏まえ、新たな特約・特則を追加し、お客さま一人ひとりのニーズに幅広くお応えできるように改定しました。



〈主な特徴〉

主契約	<ol style="list-style-type: none"> 「初期入院10日給付特則」を付加することにより、日帰り入院から10日以内の入院では一律10日分の入院給付金をお受け取りいただけます。 「八大疾病入院無制限給付特則」を付加することにより、八大疾病^(注1)による入院の場合、1回の入院・保険期間通算の入院ともお支払限度日数の制限はありません。 (注1)ガン(上皮内ガン含む)、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、^腎臓疾患
特約	<ol style="list-style-type: none"> ガンの治療のための通院時に給付金をお受け取りいただけます(往診・訪問診療を含む)。 約款所定の出産・特定不妊治療の保障に加え、ガンと診断確定されたとき一時金をお受け取りいただけます(特約付加の対象となる被保険者は16～40歳の女性)。 ガンと診断確定されたときや三大疾病により入院されたとき、一時金をお受け取りいただけます。いずれも再発時に対応できるよう、お支払回数は無制限(1年に1回限度)です。 入院有無を問わず、所定の抗ガン剤治療を保障します(同一の月に1回、通算120回限度)。 要介護状態となられたとき、年金や一時金をお受け取りいただけます。さらに、「認知症一時金給付特則」を付加することにより、約款所定の認知症介護状態を一時金で保障します。 先進医療にかかわる技術料・交通費・宿泊費を保障する特約のお支払限度額は2,000万円です。 退院後の通院治療を保障します。 女性疾病を保障する特約は、保障の対象となる女性疾病の範囲が幅広く、また、乳ガンによる乳房の切除・再建術や子宮の摘出術などのときにはより手厚い給付金をお受け取りいただけます。

終身介護・認知症プラン[終身保険(低解約返戻金型)無配当/終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18)認知症一時金給付特則付]発売

当社では2012年12月よりお支払事由が公的介護保険制度と連動した「終身介護保障特約」を販売し、年金と一時金による保障がお客さまにご好評いただいております。2018年4月より同特約をリニューアルし、介護の中でも負担が大きい認知症介護状態への保障を追加し、社会問題化しつつある介護への不安に、より手厚く備えることができるようになりました。



〈主な特徴〉

- 要介護状態になられたとき、年金や一時金をお受け取りいただけます。
 - 要介護状態になられたとき、年金は毎年かかる介護費用に、一時金は自宅の改修費等の初期費用に備えることができます。
 - 公的介護保険制度に定める「要介護2」以上に該当した場合に給付金をお受け取りいただけます(支払事由はわかりやすく、公的制度と連動)。
 - 約款所定の生活介護状態・高度障害状態になられたときにも一時金・年金をお受け取りいただけます。
- ニーズに合わせて年金の種類・一時金の型を選択することができます。
 - 介護障害年金を一生にわたり確保したいお客さまには「終身年金」を、一定の期間のみ割安な保険料で確保したいお客さまには「5年確定年金」をご用意しています。
 - 要介護状態になられたときの介護障害一時金は年金額の「1倍」「2倍」「4倍」「なし」の4つの型から選択できます。
- 認知症のリスクに手厚く備えることができます。
 - 「認知症一時金給付特則」を付加することにより、約款所定の認知症介護状態を一時金で保障します。
 - 認知症一時金額は50万円・100万円・200万円・300万円の4つのパターンから選択できます。
- 保険料はご契約時のまま、介護保障が一生続きます。
 - 終身保険ですので、介護や認知症、死亡に関する保障は一生続きます。
 - お払込みいただく保険料は上がることはありません。
- 告知書のご提出のみでお申込みいただけます(医師の診査は不要です)。

※商品の概要を説明しています。お支払事由等の商品の詳細は、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お客さまに医療情報をお伝えする活動

当社は、最先端の医療を含めた医療技術や予防方法などの情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。日々進化する医療について「わかりやすくお伝えすること」「正しく知ること」。そのお手伝いをすることが生命保険会社の社会的使命の一つだと考えています。

最新・最先端の医療をお伝えする活動

オープンセミナーの開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーを全国各地で開催し、多くのお客さまに聴講をいただいています。健康と医療、備えの大切さについて、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な先進医療技術について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



〈ガイドブック〉

WEBサイトによる情報発信

からだケアナビ

<http://www.karadacare-navi.com>

「知っておきたい病気・医療」「健康マメ知識」「食で健康」「健康ライフ」の4つのカテゴリについて、身近な健康情報を閲覧できる情報発信型WEBサイトです。「すぐに役立つ、ためになる」情報をお届けしています。



先進医療.net (先進医療ドットネット)

<http://www.senshiniryu.net/>

先進医療や最新の医学情報を閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラムにより、最先端の医療に関する情報をお届けしています。



先進医療ナビ

http://www.msa-life.co.jp/senshin_navi/

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。



スマートフォンアプリの提供

ココカラダイアリー

お客さまのストレス状態・歩数の測定や、身長・体重等の健康データ、食事内容の記録、医療情報等の確認等により、ココロとカラダの健康づくりをサポートします。
※法人のお客さま向けには、従業員の健康データを集計表示できる専用WEBサイトを用意しており、健康経営の推進にご活用いただけます。



バーチャル・リアリティ (VR) による情報提供

国内生命保険業界初、スマートフォンで再生した「バーチャル・リアリティ」による情報を提供しています。先進医療を扱う医療機関の施設や普段では見ることができない最先端の医療技術、白内障になった場合の物の見え方等、臨場感を持って知っていただく取組みをしています。



脳卒中に関する啓発活動(脳卒中プロジェクト)

「日本脳卒中協会セミナー」の開催

公益社団法人日本脳卒中協会と共同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「日本脳卒中協会セミナー」を開催しています。脳卒中では治療後の後遺症に悩む方が多くいます。また、要介護状態の最大の原因です。多くの皆さまに脳卒中の「予防」と「備え」への理解を深めていただくことに努めています。



受講者数
累計16,900名
(2018年3月末現在)

「脳卒中週間(5/25～31)」での取組み

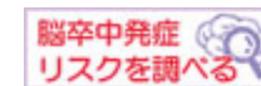
公益社団法人日本脳卒中協会が定める「脳卒中週間」では、生保課支社での「脳卒中セミナー」開催等により、脳卒中の症状や予防・治療などについて正しい知識の普及・啓発に努めています。

脳卒中発症予測シミュレーション

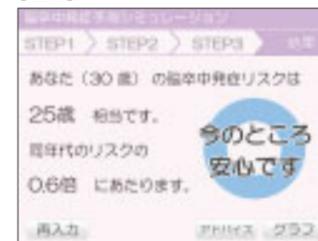
<http://www.senshiniryu.net/>

年齢や身長・体重・最大血圧を入力するだけで、簡単に脳卒中の発症リスクを調べることができます。

監修：秋田県立脳血管研究センター



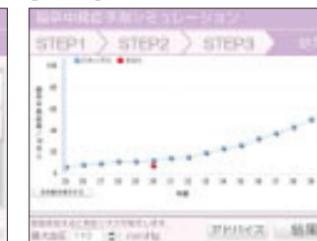
【結果】



【アドバイス】



【グラフ】



ご契約時のご案内



お客様の多様なニーズに合った保険商品をご案内するために、取扱商品についてまとめた「保険種類のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご用意しています。
また、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載した「契約概要」を必ずご説明のうえお渡しして、お客様に重要事項についてご理解いただけるよう努めています。



ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載した「注意喚起情報」を、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識等を記載した「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご説明のうえお渡しして、お客様に重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

お客様のニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申込みいただく内容について、お客様が最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。



重要なことをわかりやすくお伝えする取組み

お客様の利便性向上への取組みの一環として、重要なことをわかりやすくご案内し、十分にご理解いただくために、お客様向け説明資料や帳票の改善を図っています。

(1) CD-ROM約款

当社では、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を行っています。「CD-ROM約款」では、お客様にとっての利用品質を重視し、高い利便性とより一層のわかりやすさを追求しています。情報の検索性を向上させて、知りたい事項に無理なく到達しやすくすることでお客様の負担を軽減し、全体の概要がわかりやすいデザインとしています。

※1: 団体保険を除きます。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特徴と仕組み、諸手続き等お客様に知っていただきたい重要事項を記載しているお客様向け説明資料です。

※2: お客様のご希望により「CD-ROM約款」「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



CD-ROM約款



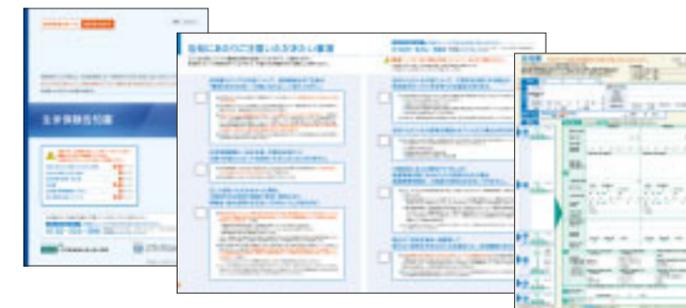
トップ画面

(2) 生命保険告知書

お客様に「安心と満足」をお届けするためには、ご契約のお申込みにあたって、お客様にもれなく告知いただくことがとても重要です。じっくりと告知書を読み、記入いただくことで告知もれを防ぐことができるように、告知書はお客様に正しく、もれなく、少ない負担で記入できるデザインとしています。

この告知書の「伝わりやすさ」が高く評価され、2013年6月には、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※1が主催する「UCDAアワード※2 生命保険 告知書部門」において、最優秀賞である「UCDAアワード2013」(情報の伝わりやすさ賞)を受賞しています。

2016年5月には「伝わりやすさ」に加え、「見やすさ、わかりやすさ、書きやすさ」をより追求した告知書に改定し、UCDAの認証を更新しています。



生命保険告知書

※1: 一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会(UCDA)は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」の基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。

※2: 「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

お申込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」

当社では、2012年度より「募集プロセス改革」と題し、IT技術の進歩や商慣行等を踏まえお客さまの利便性向上やさらなる業務品質の向上に資する生命保険のお申込み手続きの改革に取り組んでまいりましたが、2013年4月導入の「初回保険料後払制度」に続き、2015年5月よりお申込みのペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード」の取り扱いを行っています。

これらにより、お客さまは端末でのお申込み手続きのみでご契約の成立までの到達が可能となり、さらに生命保険のご提案時に必要な商品パンフレット等各種の紙媒体の電子化を行うことで、端末を通じさまざまな情報の取得や照会も可能となるなど、ご提案からお手続きまでの大幅な利便性や簡便性の向上を図っています。

お申込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」の概要

■対象契約 個人契約(診査等が必要な契約は一部書面でのお手続きとなります)

■利用環境 WindowsPC・タブレットおよびiPad、Androidタブレット(GALAXYTab等)

- 特徴
- ① ペーパーレス(電子化)による適切・的確・簡便な手続きの実現
 - ・申込手続きの手順を標準化することで募集人の手順説明を均質化
 - ・入力項目のチェック機能により記入漏れ等の不備発生を撲滅
 - ・最大5契約まで電子自署一括でお申込みが可能
 - ・口座振替のお申込み手続きは金融機関による口座確認までインターネット端末上で完結
 - ② 正確で簡便な告知の実現
 - ・正確な病名や薬剤名、医療機関名をお忘れになった場合でも専用の検索機能によるサポートを実現
 - ・告知いただいた傷病に対し必要となる情報を質問形式で表示し告知不十分となることを防止
 - ③ 告知の査定結果をその場でお客さまに提示
 - ・告知手続きを行った後に、その場で健康状態に関する告知の査定結果(引受条件)をお客さまに提示
 - ④ わかりやすく識別性の高いサイト設計
 - ・文字拡大機能や音声ガイダンス機能によるサポート機能の設置
 - ・ユニバーサルデザインに準拠したシンプルなマニュアルレスの操作画面の構築

■その他 ペーパーレス(電子化)による手続きのため、従前の書面での手続きと比較して紛失や盗難がないうえ、お申込みのデータは強固なセキュリティにより保護しているため情報漏えいリスクを大幅に低減



お客さまメニュー画面



ご提案内容のご確認画面



告知事項画面

商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、ご契約時に「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1)告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことについてありのままをお知らせいただくことになっています。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社にご契約を解除することがあります。

また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、当社にご契約を解除することがあります。

(2)保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3)ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われなときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

①保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお申込みいただけます。なお、払込期月中にお申込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の
応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1)団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2)「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2018年4月5日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年4月5日

②ご契約の復活

万一、保険料のお申込みがなく契約の効力がなくなっても(失効)、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、無選択タイプの契約を除き、健康状態等について改めて告知していただきます(ご契約によっては診査も必要です)。また、その際に失効期間中にお申込みいただかなかった保険料等を当社所定の期日までにお申込みいただけます。ただし、健康状態等によってはご契約の復活ができない場合があります。なお、ご契約を解約された場合はご契約の復活はできません。

(4)現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取扱いできない場合があります。
※当社所定の利率で利息をいただきます。

(5) 保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で
一時的に保険料のお払込みができないとき	保険料の自動振替貸付制度(お立替え) <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。(制度の概要) ●貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ●利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ●返済方法…全額返済のほか、分割返済もお取扱いします。 ●精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払込みを中止し、ご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更 <ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままで。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。 延長保険への変更 <ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお払込みを少なくされたいとき	<ul style="list-style-type: none"> ●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払込みを少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。解約返戻金がまったくない場合もあります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

「注意喚起情報を受け取られた日」または「申込書受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みを撤回することができます。ただし、以下の場合には、このお取扱いができません。

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

商品ラインアップ

(2018年7月2日現在)

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「終身保険(低解約返戻金型)」「定期保険」「新収入保障」「新総合収入保障」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険A^{エース}プレミア」「新ガン保険α」で保障を確保いただくことが可能です。また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「オーナーズロード」「100歳満了定期保険」「通増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、個人向け主力商品を対象とした商品ブランドです。「人生で出会うたたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る」そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品		
新医療保険A ^{エース} プレミア※1	新総合収入保障※2	新収入保障※2
新ガン保険α	終身保険(低解約返戻金型)	無解約返戻金型通増定期保険
個人年金保険	こども保険	

※1「&LIFE 新医療保険A^{エース}プレミア」は「低・無解約返戻金選択型医療保険(18) 無配当」の販売名称です。

※2「&LIFE 新総合収入保障」、「&LIFE 新収入保障」は「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。



＜ブランドメッセージ＞
人生のさまざまな「もしも=IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
名前は、「&LIFE (アンドライフ)」。
いつでもお客さまのそばにいて全力でささえていく。
『&LIFE』は、お客さまと大切なご家族の毎日を、輝く未来につなぐ生命保険のブランドです。

お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、万一の際の死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯の保障、病気やケガによる医療保障、働けなくなることによる収入保障、老後の生活資金準備やライフプランをより充実させるための商品など、多様な商品をラインアップしています。

キャラクター

「&LIFE (アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」と人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指しています。



©MITSUBISHI ANIMATION CO., LTD.

(3)個人向け商品

【主契約】

商品名	特徴
●&LIFE 終身保険(低解約返戻金型)	一生にわたり、死亡または高度障害状態を保障する保険です。なお、保険料を低廉とするため、保険料払込期間中の解約返戻金を、解約返戻金の水準を低く設定しない場合の70%としています。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。
●定期保険	死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。
●無解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障を希望される場合に適しています。
●&LIFE 新収入保障	死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、「新保険料払込免除特約」を付加することにより、悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払い込みが不要となります。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。
●&LIFE 新総合収入保障	死亡・高度障害状態だけでなく、保険契約の型に応じて、就労不能・障害・介護の状態になられたときにも保険期間満了時まで年金を毎月お支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。なお、「新保険料払込免除特約」を付加することにより、悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払い込みが不要となります。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。

商品名	特徴
●&LIFE 逓減定期保険	保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。
●逓増定期保険	保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。
●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険	悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご利用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険	万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。
●&LIFE こども保険	お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。
●&LIFE 新医療保険A ^{エヌ} プレミア	日帰りの入院から保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。また、特約を付加することにより、先進医療の治療、三大疾病による入院、ガンの診断、ガンの治療のための通院、抗ガン剤治療、女性特有の病気による入院・手術、出産や不妊治療、退院後の通院、介護や認知症に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●&LIFE 新ガン保険α	ガンで入院されたときに給付金をお支払いします。また、特約を付加することにより、ガンの診断時の一時金、入院後の退院時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●&LIFE 個人年金保険	老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
終身介護保障特約 (無解約返戻金型) (18)	介護や認知症の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
新保険料払込免除特約	悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたときに以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE こども保険用の特約	こども医療特約
&LIFE 新医療保険A プレミア用の特約	先進医療特約(無解約返戻金型)、三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型) (18)、ガン診断給付特約(無解約返戻金型) (18)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)、抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型) (18)、女性疾病給付特約(無解約返戻金型) (18)、女性サポート給付金付ガン診断給付特約、通院給付特約(無解約返戻金型) (18)、終身介護保障特約(無解約返戻金型) (18)、新保険料払込免除特約
&LIFE 新ガン保険α用の特約	ガン診断給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン先進医療特約α、ガン死亡保障特約α、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

【4】団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

【5】法人向け商品

商品名	特徴
長期平準定期保険	最長100歳までの長期保障。企業の未来を担う経営者の責任を長期にわたり守ります。
逓増定期保険	経営者・役員の方々の年々増大する責任に合わせた大型保障です。
無解約返戻金型定期保険	小さな負担で、万一の時の大型保障を確保できます。
オーナーズロード	契約から一定期間、災害以外を原因とする保障額を抑え、合理的な保険料で保障を確保できます。

サービスピックアップ

HDI格付けベンチマーク「問合せ窓口」「モニタリング」「Webサポート」の3部門において、最高評価の三つ星を獲得

当社はHDI-Japanが主催する2017年度 HDI格付けベンチマークにおいて、「問合せ窓口」「モニタリング」「Webサポート」の3部門で最高評価の三つ星を獲得いたしました。

当社お客様サービスセンターの丁寧で親切な電話対応や、お客様視点で作られたオフィシャルホームページのわかりやすさが評価されたものです。



当社の格付けと評価内容

部門	格付け	評価内容
問合せ窓口	★★★	<ul style="list-style-type: none"> ● 親身な対応で、話をよく聞き、前向きに進んでサポートする姿勢が感じられる。 ● きちんと答えようという気持ちを感じる対応。丁寧な口調で、心地よい。 ● 話し方や聞き方に気配りが感じられる。商品知識があり、不安を感じることはない。
モニタリング	★★★	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客ニーズを素早くとらえ、支援できている。礼儀正しく、自然な敬意を示してくれる。 ● どのような質問にも分かりやすく回答、スキルが高い。マニュアルが整っていることが伺える。 ● 顧客に合わせ、プラスで情報を提供でき、可能な限り支援する姿勢が感じられる。
Webサポート	★★★	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報が整理されていて、迷うことなく使いやすい。 ● 契約者向けのページも充実しており、契約後も安心できそうである。 ● すっきりとしていながらも情報量はしっかりあり、便利で快適に利用できる。

【HDI格付けベンチマーク】について

本格付けは、HDIの定める国際基準に基づいて設定された評価基準に沿って、審査員が顧客視点で電話対応とオフィシャルホームページを評価するものです。

評価部門は「問合せ窓口部門」「モニタリング部門」「Webサポート部門」の3つで、部門ごとに評価項目を設けています(表1)。

審査では、評価項目ごとに4点満点で評価を行い(表2)、各項目の平均点に沿って「三つ星」～「星なし」の4段階の格付けが決定します。各部門ごとの評価5項目の平均が3.5点以上で三つ星となります(表3)。

【(表1)部門名および各部門の評価項目一覧】

部門	評価項目
問合せ窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 平均対応速度 ● 放棄率 ● 製品およびサービスの顧客満足度 ● 対応時間の長さ ● 初回コンタクトでの解決率
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス体制 ● 対応スキル ● 困難な顧客への対応力 ● コミュニケーション力 ● プロセス/対応処理手順
Webサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 見つけやすさ、使いやすさ ● 役立ち度、解決度 ● 利用時の安全性 ● 複数のセルフヘルプ選択肢 ● コールセンターとの連携度

【(表2)評価ごとの点数】

評価	点数
良い	4点
問題ない	3点
改善の余地あり	2点
悪い	1点

【(表3)平均点別の格付け一覧】

項目ごとの平均点(4点満点中)	格付け評価
3.5点以上	三つ星(★★★)
2.5点以上～3.5点未満	二つ星(★★)
1.5点以上～2.5点未満	一つ星(★)
1.5点未満	星なし

シニア専用ダイヤルの開設

お客様サービスセンターではお客様対応品質の高さを活かし、2016年1月から70歳以上のお客様を対象とした『シニア専用ダイヤル』(0120-789-658)を開設いたしました。

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入いただいているご契約内容や各種手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。

ご契約内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、同封の変更届にて住所変更のお手続きも承っています。

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払込みについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料お払込みについてのご案内 ● 口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動更新のお知らせ ● 積立利率と増加保険金額のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

「お客さまWebサービス」での各種照会・お手続き

当社ホームページ上にある個人のお客さま専用のサービス提供サイト「お客さまWebサービス」をご利用いただくことで、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申出等の各種照会・お手続きをインターネット経由で行うことができます。

<http://www.msa-life.co.jp>



お客さまWebサービスでご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会
- 受取人変更のお申出
- 住所変更手続き
- 保険料控除証明書の再発行手続き

※ご利用にあたっては、別途お客さまWebサービスにご登録(無料)いただく必要があります。当社ホームページ内にあるお客さまWebサービスサイトにてお手続きください。

ご契約内容に関するお手続きについて

(1) お電話

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更等の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

〈お手続き・お問い合わせ窓口〉

お客さま専用電話(無料) **0120-324-386**
 シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま) **0120-789-658**

受付時間: 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
 (日・祝日・年末年始を除きます)
 ※お問い合わせは契約者ご本人(保険金・給付金請求の場合はお受取人)からお願いします。

〈お手続き・お問い合わせの例〉

- 入院したので給付金を請求したい
- 住所を変更したい
- 保険料の振替口座を変更したい
- 契約者貸付を受けたい
- 契約の名義を変更したい
- 控除証明書を紛失したので再発行してほしい

(2) インターネット

「お客さまWebサービス」にご登録がないお客さまでも、当社ホームページから以下のお手続きが可能です。

- 保険金・給付金請求のお申出
- 改姓のお申出
- 保険料振替口座変更のお申出
- 保険証券再発行のお申出
- 各種お問い合わせ
- 保険料控除証明書の再発行手続き(10～3月のみ)

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本冊子)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページにも掲載しています。

(2) ホームページ

当社ホームページでは、当社に関するさまざまな情報を公開しています。

<http://www.msa-life.co.jp>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



ご契約者さま専用 電話相談サービス「満点生活応援団」

当社では、保険契約にご加入いただいているお客さまとその同居のご家族の皆さまへ、健康・医療、暮らし、介護に関するお悩みについての電話相談サービス「満点生活応援団」をご提供しています。

保険金・給付金等のお支払いだけでなく、お客さまのお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客さまの生活を応援したいと考えています。



カテゴリー	概要	サービスメニュー
健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> ●健康や医療に関するご相談に資格をもった相談員がお応えします。また、専門医との電話相談や症状に見合った医師への紹介状(相談情報提供書)の発行、各種検診の実施医療機関の紹介等もご提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師相談 ●八大疾病専門相談* ●先進医療相談 ●おくすり相談 ●医療機関総合情報提供 ●女性専門医の情報提供 ●メディカルオピニオンサービス(看護師・専門医との3者間通話) ●紹介状発行サービス ●ヘルスチェックサービス ●こころの相談 ●検診施設紹介・相談 ●女性のための検診施設紹介・相談 <p>*八大疾病とは、ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、膵疾患を指します。</p>
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ●育児・子育てに関するお悩み、日常生活上のトラブル、税金、資産運用から冠婚葬祭まで、暮らしに関するさまざまなお悩みにお応えします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児・子育て相談 ●暮らしの情報提供 ●パソコン・デジタル家電相談 ●ペット相談 ●税金の相談 ●暮らしのトラブル相談 ●資産運用相談 ●社会保険労務士相談 ●相続相談
介護	<ul style="list-style-type: none"> ●公的介護保険制度のしくみや要介護状態になった場合の介護方法など、介護に関するご相談から、介護サービス事業者の情報提供まで、介護に関するお悩みに、看護師等の専任の相談員がお応えします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護相談 ●介護・福祉総合情報提供

※サービスの内容等は2018年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合があります。
 ※「満点生活応援団」は、当社の保険商品の保障の一部ではありません。当社が提携する会社が提供するサービスです。

家族Eye (親族連絡先制度)

ご高齢のお客さまへのサービスを拡充するため、2016年12月より「家族Eye (親族連絡先制度)」を開始しました。この制度は、ご契約者のご親族を緊急時の連絡先として、事前にご登録いただく任意の制度です。

概要

- ご契約者と連絡が取れないなどの緊急時に、ご登録いただいた親族の方へ連絡し、保険契約に関する重要な事項をより確実にご案内します。
- ご契約者に代わり、ご登録いただいた親族の方が契約内容に関するお問い合わせを行うことができます。



ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1)ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。

その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。

ご高齢のお客さまには、文字を大きくして簡単にまとめた「お手続きかんたんガイド」(以降「ガイド」という)も同封しています。また、このガイドに掲載したSPコード*1を専用の読み取り装置で読み取ることで、ガイドの記載内容を音声で聴くことができるようにしています。

視覚障がい者の方が、SPコード掲載を認識できるようガイドに標準仕様である半円の切り込みを入れ、手で触れることで、SPコードの掲載位置を把握できるようにしています。

なお、請求手続き書類とガイドを郵送する封筒の表面に「当社名」「請求手続き書類のご案内であること」「ガイドに音声ガイダンス機能がついていること」を点字で表記し、分かるようにしています。

その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから1ヵ月後に「ご請求サポートコール」*2でお電話によるご請求の確認を行っています。その後も定期的にお電話やお手紙による確認を行っています。

2014年10月には、当社の請求書類の「わかりやすさ」が高く評価され、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会*3が主催する「UCDA アワード*4生命保険・医療保険分野」において「情報のわかりやすさ賞」を受賞しています。

ご契約者やお受取人が認知症や病気・ケガで寝たきりになるなど、意思表示ができないときに備え、お受取人に代わってご指定の代理人の方が保険金や給付金をご請求・お受け取りができる「代理請求特約」もご用意しており、お客さまへ積極的にご案内しております。



〈ご請求に必要な書類について〉



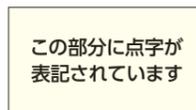
〈保険金・給付金のご請求について〉



〈お手続きかんたんガイド〉



〈ガイドを郵送する封筒〉



この部分に点字が表記されています

- *1:SPコードとは、視覚障がい者や高齢者に向けて開発された文字情報を内包した「高密度二次元記号」で、音声で記載された文字の内容を聴くことができるコード。
- *2:保険金等の請求を申し出られながら請求書を提出いただけないお客さまへ、ご請求手続きのお勧めと手続き方法に関するご説明を行います。
- *3:企業・団体と生活者の間で行われる情報コミュニケーションの伝達効率を高める研究を行い、双方の利益に貢献することを目指す法人で、「わかりやすさ」を認証する唯一の第三者機関。
- *4:「UCDA アワード」は企業・団体が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。

保険金等支払管理態勢とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先に考え、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階において、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、約款に定める保険金等をお支払いする事由が発生した場合に、個々のお客さまごとに迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。

また、保険金等支払業務の正確性・客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等のお支払いに関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

当社では保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

- 保険金・給付金のお支払いにつきましては、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払い誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の全件点検・検証を実施しています。
- 「品質向上委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から意見を聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決(ADR)機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見も聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について協議しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内を設置するとともに、社外の弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社の間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、一般社団法人生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことができます。

(2) ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。日曜・夜間等のお客さまサービスセンターの受付時間外でもお申し出が可能です。



〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

(3) お支払い時のご案内

お支払い時には「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」を郵送します。また、「お支払クイックコール」*でお電話によるご案内も行っています。

保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続きのご案内をしています。

その後ご請求のないお客さまには、定期的にお手紙による確認を行っています。

*保険金等の請求書を提出されたお客さまへ、提出書類に不備がある場合における解消に向けた迅速なご連絡や手続き完了のご連絡を行います。



〈お手続き完了(お支払明細)のお知らせ〉

先進医療給付金直接支払サービス

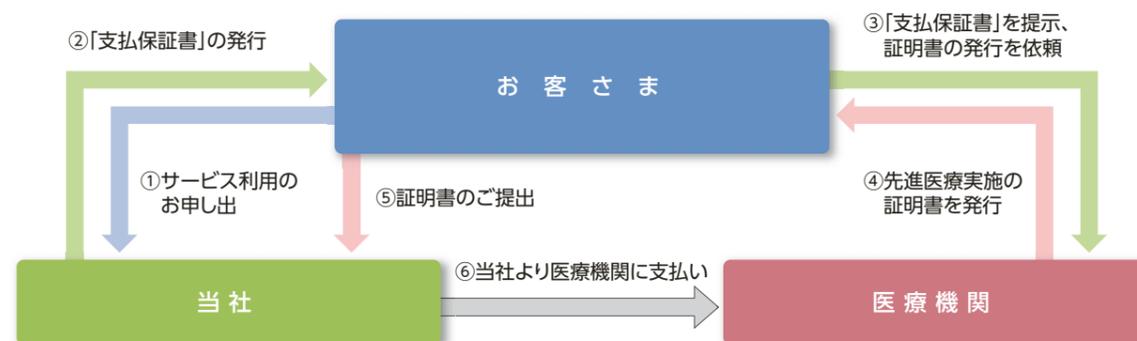
当社では、「先進医療特約」「先進医療特約α」「先進医療特約(無解約返戻金型)」「一時払先進医療特約」「ガン先進医療特約」「ガン先進医療特約α」のいずれかの特約を付加されているお客さまに、先進医療給付金直接支払サービスをご提供しています。

このサービスは、「陽子線治療」「重粒子線治療」の先進医療技術料をお客さまに代わって当社より医療機関に直接お支払いするものです。特に技術料が高額な治療でも、お客さまの資金準備のご負担を軽減し、安心して治療いただけます。2018年3月現在、厚生労働省の認可を受けて先進医療として「陽子線治療」または「重粒子線治療」を実施しているすべての医療機関でご利用いただけます。

特徴

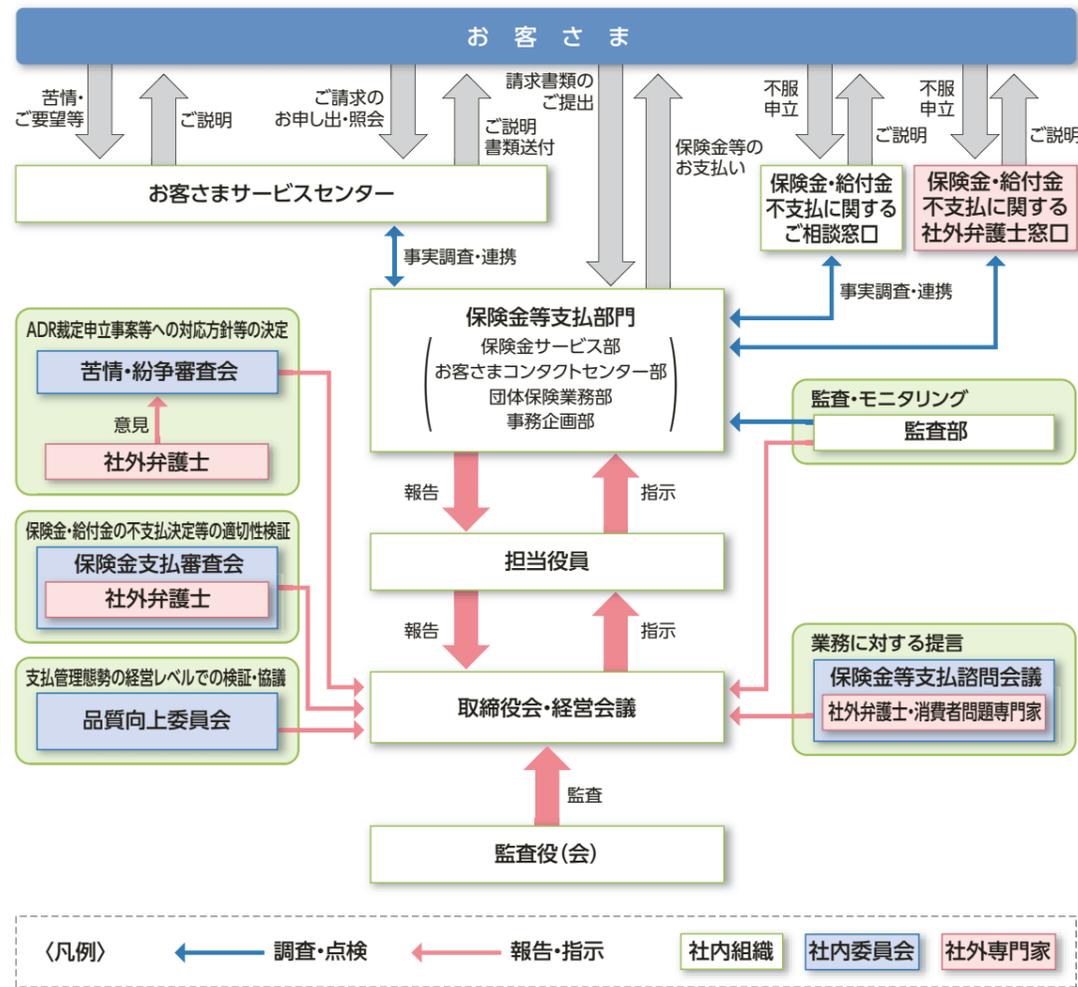
- 治療開始前の「支払保証書」発行により、安心して治療に臨めます。
- 提出いただく請求書・診断書等を簡素化し、迅速にお支払手続きを行います。
- 「陽子線治療」または「重粒子線治療」の開始を確認次第、速やかに医療機関にお支払いします。

流れ



※サービスのご利用には所定の条件があります。治療を検討される前に当社お客さまサービスセンターへの確認が必要となります。

【当社の保険金等支払管理態勢図】



保険金・給付金のお支払い状況

当社は、病気やケガなどによる万一の場合の保障として、2017年度において約17万件、480億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2017年度)

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	4,637件	165,821件	170,458件
お支払い金額	30,564百万円	17,493百万円	48,058百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が4,641件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2017年度)

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	5件	370件	375件
重大事由解除	0件	0件	0件
免責事由該当	30件	6件	36件
支払事由非該当	82件	4,148件	4,230件
合計	117件	4,524件	4,641件

※上記件数については一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。
 ※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考:用語のご説明】

「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺取消
 保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
 保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
 保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
 保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
 責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

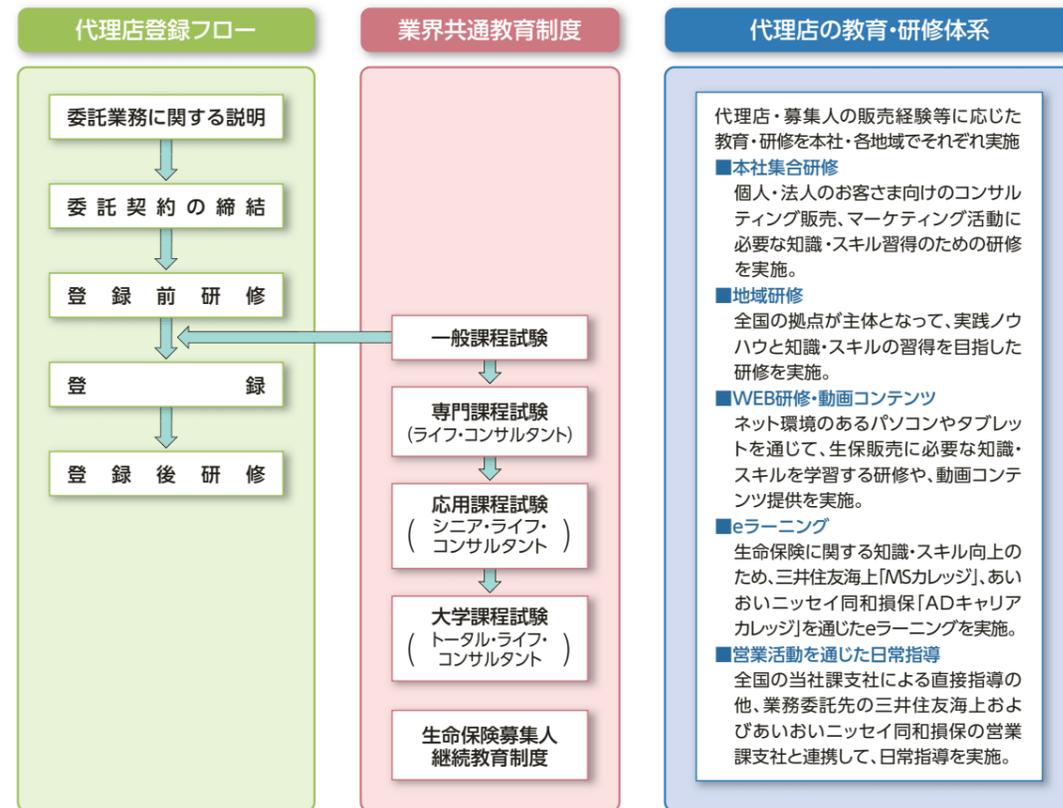
代理店教育・研修

お客さまに安心と満足を提供するため、以下のような生命保険代理店(募集人)のあるべき姿を基本として、代理店教育・研修に取り組んでいます。

- 生命保険販売に対する高い使命感を持って、自ら学び成長する
- コンサルティング力を向上させ、常に高い品質のサービスを提供する
- お互いの知恵とノウハウを発信・共有・伝授し、スキルアップする

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本社集合研修」、「地域研修」、「WEB研修・動画コンテンツ」、「eラーニング」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。

当社では、教育推進部門「MSA生命アカデミー」を設立して各種教育研修を企画・実施し、お客さまニーズに応える適正な募集活動・アフターフォローを自立して行える代理店の育成を図っている他、コンサルティング力向上のため、各種公的資格の取得を推奨する等、募集品質の一層の向上を目指しています。

ライフ・コンサルタント社員について

ライフ・コンサルタント社員とは

ライフ・コンサルタント社員は、お客さまに直接生命保険販売を行う社員(生命保険募集人)です。高度な専門知識と高品質のコンサルティングにより、お客さまの幸せな暮らしを経済的側面でサポートすることを使命とし、長期にわたる信頼関係の構築を目指しています。

コンサルティング手法について

独自ソフト「ライフプランNavi®」を活用し、ご家族の「夢をかなえるライフプラン」で夢の実現をお手伝いするとともに、世帯主が万一の場合でも安心して暮らしていける「夢を守るライフプラン」で、一人ひとりに合ったオーダーメイドの生命保険を提案します。

ライフ・コンサルタントの「ありたい姿」

- 【ブランドスローガン】
あなたの“守りたい”に寄り添い続けます
- 【ブランドプロミス】
私たちはプロフェッショナルとして
 - つねに思いやりを大切に行動します
 - つねに安心と感動を提供します
 - つねに最高品質のコンサルティングを提供します

(2018年5月現在)

ライフ・コンサルタントの所属、社員数、配置について		
所属	LC営業部	生保営業部
社員数	282名	89名
配置(駐在場所)	札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、福岡などのLC支社(全国15支社)	各地の生保支社(全国54支社)

代理店との共同募集について

三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の代理店とライフ・コンサルタント社員が、両社の損害保険のお客さまに共同で生命保険の募集を行っています。ライフ・コンサルタント社員の専門性とMS&ADインシュアランスグループのスケールメリット、ノウハウを融合し、お客さまに総合的な保険サービスを提供しています。

教育体系

時期	入社1ヵ月	入社2ヵ月	入社6ヵ月	入社12ヵ月	入社24ヵ月
集合研修	入社時研修		フォロー研修		法人等各種テーマ別研修
支社研修	初期研修	基礎トレーニング		OJT	
資格試験	一般課程		専門課程・応用課程・大学課程/FP資格等		

サステナビリティ*取組 *サステナビリティとは、持続可能性という意味です。

MS&ADインシュアランス グループは、中期経営計画「Vision 2021」において、2030年に目指す社会像を「レジリエントでサステナブルな社会」と定めています。ステークホルダーの皆さまから広く支持される存在として持続的に成長し続けるには、これまで以上に企業活動を通じて社会との共通価値を創造し続けることが不可欠です。こうした認識のもと、SDGs(持続可能な開発目標)を道標(みちしるべ)とし、「レジリエントでサステナブルな社会」の実現に向け取り組んでいます。

「社会との共通価値を創造する(Creating Shared Value=CSV)」取組を重点課題と位置付け、企業が存在する基盤である社会に価値をもたらすことで、社会と企業双方の「共通価値の創造」による「サステナビリティ」の実現を目指します。



SDGs(エスディーゼーズ)：持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称。
 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成されています。

当社では、SDGsの「3:すべての人に健康と福祉を」を中心に、お客様の「元気で長生き」を支える取組を推進しています。
 また、「社会の信頼に応える品質」に向けた取組などを行っています。



いのち・医療に関する活動等

お客さまに医療情報をお伝えする活動

日々進化する医療について分かりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。先進医療を解説した冊子の制作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として公益社

団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中プロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。詳しくは53ページをご参照ください。

世界の子どもにワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、当社商品ブランド「&LIFE(アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額をワクチンなどの購入費用として、認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会へ寄付しています。2017年度分としては、ポリオワクチン12万7千人相当分を寄付しています。



©JCV

認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会

世界でワクチンがないために命を落とす子どもは1日4,000人。世界の子どもにワクチンを日本委員会は、ワクチンで救える命のため、ユニセフやWHO、途上国の保健省と連携しながら途上国にワクチンを贈る民間の国際支援団体です。ワクチンだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈り、支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。
<http://www.jcv-jp.org>

オレンジリング活動(認知症サポーター養成講座の開催)

社員・代理店を中心に、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)を養成する講座を開催しています。サポーターの目印であるオレンジ色のリングにちなんで、当社では「オレンジリング活動」と呼んでいます。



上記以外にも、健康で安心な暮らしを支える以下の取組みなどを行っています。

- 新商品の発売 50ページ
- ご高齢のお客さまへのサービス 家族Eye(親族連絡先制度) 66ページ
- 視覚障がい者の方への対応 67ページ
- 先進医療給付金直接支払サービス 68ページ

社会的課題の解決に貢献する取組み

日本の子どもの貧困問題の解決に貢献

昨今の社会的課題である日本の子どもの貧困問題の解決に寄与し、未来を担う子どもたちが将来への希望を持てる社会づくりに貢献したいと考え、特定非営利活動法人キッズドアへの寄付をしています。寄付は、経済的に困難な生活環境にある子どもたちへの教育支援に役立てられます。

特定非営利活動法人キッズドア

日本の子どもの貧困率は13.9%。キッズドアは貧困などの困難な環境にある日本の子どもの社会へのドアを開けるべく、多くの大学生・社会人ボランティアと共に、国内の子どもの教育支援に特化した活動を展開しています。
<http://www.kidsdoor.net>

高齢者の現況調査を通じた社会貢献

ご高齢のお客さまに現況を調査する取組みの中で、当社が特定非営利活動法人ブリッジフォースマイルに寄付をすることの賛同を募っています。

賛同のお気持ちを表明いただいたお客さまの人数に応じた金額を当社から寄付しています。

ご高齢のお客さまが社会とのつながりを意識しながら、気軽に参加できる社会貢献活動として取り組んでいます。

認定NPO法人ブリッジフォースマイル

児童養護施設等から社会に巣立つ子どもたちに対して、自立のための知識やスキルを身に付けるセミナーの開催、就労や奨学金の支援、生活必需品や安価で安心して住める住宅の提供等、さまざまなプログラムで子どもたちの自立をサポートしている団体です。2004年12月設立。
<https://www.b4s.jp/b4s/>



社会の信頼に応える品質に向けた取組み

社会の信頼に応える品質向上の主な取組みとして、以下の取組みなどを行っています。

- ユニバーサルデザインへの対応 55ページ
- 「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく取組み 10ページ
- お客さま満足度向上に向けた取組み 37ページ
- 重要なことをわかりやすくお伝えする取組み 55ページ
- お客さま対応の品質向上 63ページ

地域貢献・社員活動

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備など

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備を行っています。

この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものです。



社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「地域の清掃活動」「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。

取組みテーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域のボランティア活動参加、募金・チャリティー商品の購入、スポーツ振興活動などとしています。

2017年度分は、この活動によるポイント総数に応じた金額について、公益財団法人 鎮守の森のプロジェクトに寄付し、東日本大震災の復興支援活動にもつながる取組みを行っています。

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、MS&ADホールディングスとともに障がい者作業所製品の販売会を開催しています。作業所で作られた製品を購入することで、障がい者の方々の自立を支援する活動として取り組んでいます。

上記以外にも、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

MS&ADインシュアランス グループの取組み

MS&ADインシュアランス グループの企業が一体となって取り組んでいる以下の活動などに参画しています。

MS&ADラムサールサポーターズ～いのち・つなげる・水辺から～

ラムサール条約に登録されている湿地を中心に、全国11ヵ所(千葉県谷津干潟、栃木県渡良瀬遊水地、滋賀県琵琶湖等)で、水辺の環境保全活動を推進しています。



MS&ADゆにぞんスマイルクラブ

社員有志が毎月の給与から任意の額を拠出し、その資金を社会貢献活動に役立てる活動です。「世界の子どもたちへ編み物作品を贈ろう!」プロジェクト等も実施しています。

東日本大震災に対する取組み

復興支援を継続的に進めていくことを目的に、日本プロサッカー選手会との共催で、宮城県南三陸町の小学生を対象に開催しているJリーガー(現役・OB)によるサッカースクールなどのボランティア活動を行っています。

MS&ADインシュアランス グループでは、これまで企業が社会や環境と共存し持続可能な成長を図るため、自らの事業活動の影響について責任を果たす行動を示す言葉として使用してきた“CSR(Corporate Social Responsibility)活動”を2018年度から目指す社会像を示す“サステナビリティ取組”に変更しています。

スポーツ振興

当社は、スポーツ界の第一線で活躍する選手をサポートし、日本のスポーツ界の強化・繁栄ならびに社会貢献の観点から、スポーツの振興に取り組んでいます。

サッカー・視覚障がい者柔道などの選手が当社に在籍し、競技と仕事を両立させながら、活躍しています。

サッカー

当社は、なでしこリーグ(日本女子サッカーリーグ) 1部に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。このチームに所属する千野晶子・安齋結花・上野紗稀選手が当社に在籍しています。2017なでしこリーグ1部では、18試合7勝1分10敗で第7位、なでしこリーグカップ1部では優勝、女子サッカーチームの日本一を決める第39回皇后杯全日本女子サッカー選手権大会では、ベスト4の成績を収めています。

また、同リーグ2部の「スフィーダ世田谷FC」に所属する花桐なおみ・田中真理子選手も当社に在籍し、活躍しています。今後も当社在籍選手をはじめ各チームを応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきたいと考えています。

また、当社を含むMS&ADインシュアランス グループでは、サッカー日本代表を応援しています。



©JEF UNITED



© SFIDA SETAGAYA FC

視覚障がい者柔道

当社には、石井亜弧選手が在籍しています。2017年度は、「IBSAワールドカップ・ウズベキスタン大会」で5位、「全日本視覚障害者柔道大会」で準優勝の成績を収めています。



障がい者スポーツの普及・強化を支援

NPO法人日本視覚障害者柔道連盟、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。全日本視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加しています。



提供:エックス-1

環境問題への取り組み

「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランス グループの一員として、環境問題への取り組みを積極的に推進しています。また、中期経営計画「Vision 2021」にも、社会や環境と共存し持続可能な成長を図るために「サステナビリティ取組の推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取り組みを進めています。

MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針

MS&ADインシュアランス グループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念(ミッション)に基づき、環境について経営戦略の一環として次の主要課題を定め、行動基準に沿った取り組みを推進します。環境マネジメントシステムによる継続的な改善に努め、環境関連法規制やMS&ADインシュアランス グループが同意する原則・指針等を遵守します。

主要課題

1. 気候変動の緩和および気候変動への適応
2. 持続可能な資源の利用
3. 環境負荷の低減
4. 生物多様性の保全

行動基準

1. 保険・金融サービス事業を通じた取り組み
主要課題に貢献する保険・金融サービスを創出し、社会的課題の解決と企業価値の向上に努めます。
2. 事業プロセスにおける取り組み
事業プロセスを革新的に見直し、資源・エネルギーの効率的利用を図りつつ、品質向上および業務の改善に努めます。
3. 環境啓発および保護活動
役職員および地域社会や次世代への環境啓発を通じて、ステークホルダーとともに環境保護活動を推進し、信頼と共感を獲得します。

環境マネジメントシステムの推進

当社では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持しています。さらに、2013年4月から、MS&ADインシュアランス グループ共通のマネジメントシステム「MS&ADみんなの地球プロジェクト」を新たに開始して、環境取組のさらなる推進を図っています。

当社の環境活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組む「全店共通活動」と、本社各部が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的な活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。



全店共通活動

1. 紙使用量の削減

両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。

2. 電力使用量の削減

最終退出者による共有機器電源オフ、長時間離席時の端末電源オフ、未使用区画の消灯、階段利用の促進、夏季期間中の冷房温度設定、冬季期間中の暖房温度設定などに全社員で取り組んでいます。

3. ガソリン使用量の削減

MS&ADインシュアランス グループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、Web会議の活用により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

生保かんたんモード(ペーパーレス申込手続き)

2015年5月にリリースした「生保かんたんモード」は、個人契約を対象に、パソコンやタブレット端末で、提案からお申し込み手続きまでをペーパーレスで完了することができる画期的なシステムです。「生保かんたんモード」によって、申し込み手続き書類等がなくなり、省資源・紙使用量の削減につながります。

会社データ

目次

I. 会社の概況および組織

1. 沿革	84
2. 経営の組織	86
3. 店舗網一覧	88
4. 資本金の推移	92
5. 株式の総数	92
6. 株式の状況	92
(1) 種類等	92
(2) 大株主	92
7. 主要株主の状況	92
8. 取締役、執行役員、および監査役	93
9. 会計監査人の氏名または名称	96
10. 従業員の在籍・採用状況	96
11. 平均給与(内勤職員)	96
12. 平均給与(営業職員)	96

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	97
(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い	97
(2) 資産の運用	97
2. 経営方針	97

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	98
2. お客さまからのご相談・苦情の件数	101
3. お客さまに対する情報提供の実態	102
4. 商品に対する情報およびデメリット 情報提供の方法	102
5. 代理店教育・研修の概略	102
6. 新規開発商品の状況	102
7. 保険商品一覧	102
8. 情報システムに関する状況	102
9. 公共福祉活動の概況	102

IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	104
2. 損益計算書	110
3. キャッシュ・フロー計算書	112
4. 株主資本等変動計算書	113
5. 債務者区分による債権の状況	114
6. リスク管理債権の状況	114
7. 元本補填契約のある信託に係る 貸出金の状況	114

8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	115
9. 有価証券等の時価情報(会計)	116
(1) 有価証券の時価情報	116
(2) 金銭の信託の時価情報	118
(3) デリバティブ取引の時価情報	119
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	121
11. 利源別損益	122
12. 社外の監査体制	122
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	122
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容	122

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	123
(1) 2017年度決算業績の概況	123
(2) 保有契約高および新契約高	124
(3) 年換算保険料	124
(4) 保障機能別保有契約高	125
(5) 個人保険および個人年金保険契約 種類別保有契約高	126
(6) 異動状況の推移	127
(7) 契約者配当の状況	129
2. 保険契約に関する指標等	130
(1) 保有契約増加率	130
(2) 新契約平均保険金および保有契約 平均保険金(個人保険)	131
(3) 新契約率(対年度始)	131
(4) 解約失効率(対年度始)	131
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)	131
(6) 死亡率(個人保険主契約)	131
(7) 特約発生率(個人保険)	132
(8) 事業費率(対収入保険料)	132
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	132
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	132

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	133
(12) 未だ収受していない再保険金の額	133
(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	133
3. 経理に関する指標等	134
(1) 支払備金明細表	134
(2) 責任準備金明細表	134
(3) 責任準備金残高の内訳	135
(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	135
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	135
(6) 契約者配当準備金明細表	136
(7) 引当金明細表	136
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	136
(9) 資本金等明細表	137
(10) 保険料明細表	137
(11) 保険金明細表	138
(12) 年金明細表	138
(13) 給付金明細表	138
(14) 解約返戻金明細表	138
(15) 減価償却費明細表	139
(16) 事業費明細表	139
(17) 税金明細表	139
(18) リース取引	140
(19) 借入金等残存期間別残高	140
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	141
(1) 資産運用の概況	141
(2) 運用利回り	144
(3) 主要資産の平均残高	144
(4) 資産運用収益明細表	145
(5) 資産運用費用明細表	145
(6) 利息および配当金等収入明細表	146
(7) 有価証券売却益明細表	146
(8) 有価証券売却損明細表	146
(9) 有価証券評価損明細表	146
(10) 商品有価証券明細表	146
(11) 商品有価証券売買高	146
(12) 有価証券明細表	147

(13) 有価証券の残存期間別残高	148
(14) 保有公社債の期末残高利回り	148
(15) 業種別株式保有明細表	149
(16) 貸付金明細表	150
(17) 貸付金残存期間別残高	150
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	150
(19) 貸付金業種別内訳	150
(20) 貸付金使途別内訳	150
(21) 貸付金地域別内訳	150
(22) 貸付金担保別内訳	150
(23) 有形固定資産明細表	151
(24) 固定資産等処分益明細表	151
(25) 固定資産等処分損明細表	152
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	152
(27) 海外投融資の状況	152
(28) 海外投融資利回り	154
(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)	154
(30) 各種ローン金利	154
(31) その他の資産明細表	154
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	154

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制	155
2. 法令遵守の体制	155
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性	155
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	155
5. 個人データ保護について	155
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	155

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 会社およびその子会社等の状況

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

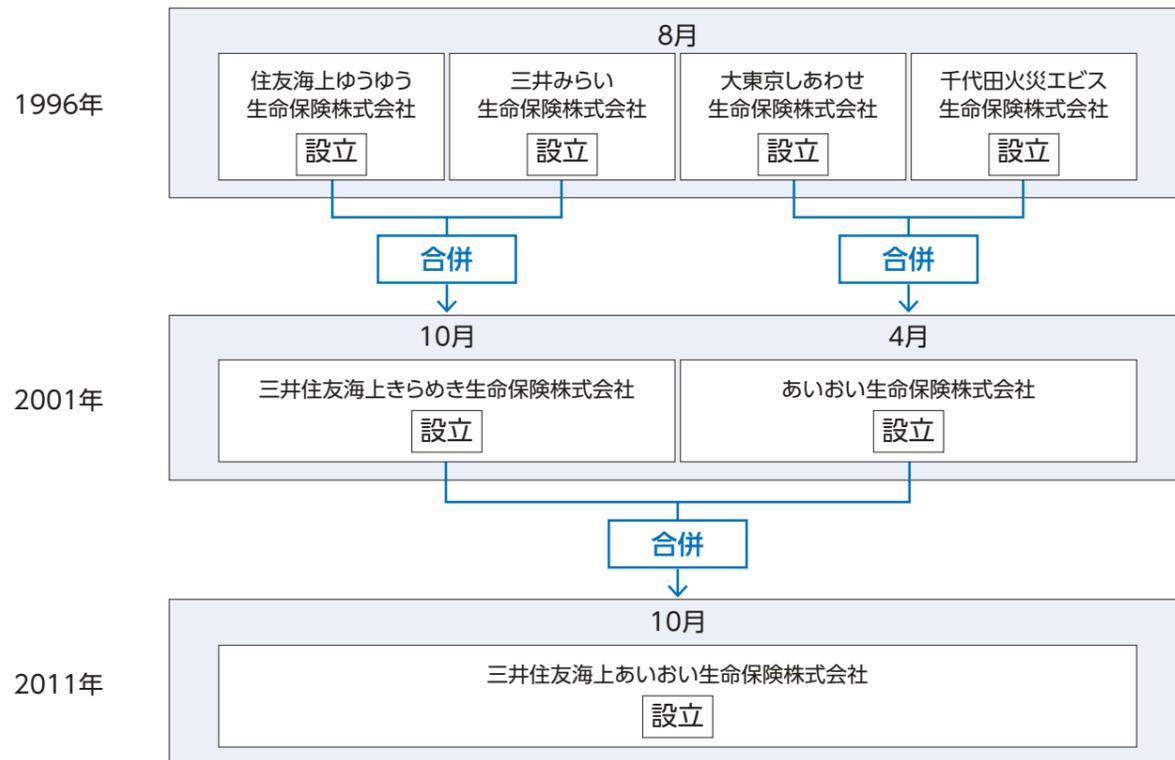
会社データ

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- 2011年10月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社誕生
- 2012年 4月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設
- 2012年10月 札幌お客さまサービスセンター開設
- 2012年12月 「終身介護保障特約(払込期間中無解約返戻金型)」発売
- 2013年 4月 「初回保険料後払制度」開始
団体保険業務部・業務革新部を新設、営業拠点を13ヵ所新設
- 2013年12月 「&LIFE 新医療保険A」発売
- 2014年 4月 営業拠点を5ヵ所新設
- 2014年10月 東京都中央区新川2-27-2に本社を移転
- 2015年 4月 ライフエージェント営業統括部・西日本ライフエージェント営業部を新設、営業拠点を14ヵ所新設
- 2016年 4月 営業教育企画部・営業ビジネススクールを新設、営業拠点を1ヵ所新設
- 2016年 5月 「&LIFE 新医療保険Aプラス(低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当)」発売
- 2017年 3月 募集株式発行による増資(増資後資本金855億円)
- 2017年 4月 7営業部・営業拠点29ヵ所、代理店コンタクトセンター部を新設
- 2017年 4月 「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」(新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)無配当)発売
- 2018年 4月 企業品質管理部を新設
- 2018年 4月 「&LIFE 新医療保険Aプレミア[低・無解約返戻金選択型医療保険(18)無配当]」発売
- 2018年 4月 「終身介護・認知症プラン[&LIFE 終身保険(低解約返戻金型)無配当、終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18)]」発売
- 2018年 7月 「オーナーズロード(災害保障期間設定型定期保険 無配当)」発売



旧三井住友海上きらめき生命保険株式会社

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立
(三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立)
- 1996年10月 営業開始
- 2001年10月 「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足(資本金230億円)
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
- 2004年 9月 新株発行増資(増資後資本金355億円)
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
- 2006年 4月 東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転
- 2006年10月 開業10周年
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
- 2008年 6月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
- 2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
- 2010年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる
- 2010年 5月 「あいおい生命保険株式会社」との合併合意
- 2010年11月 新契約事務プロセス改革を開始
- 2010年11月 合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区(旧あいおい生命本店所在地)」

旧あいおい生命保険株式会社

- 1996年 8月 大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立
(千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立)
- 1996年10月 営業開始
- 2001年 4月 「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足
- 2005年 9月 「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得
- 2006年10月 開業10周年
- 2007年 9月 100億円増資(標準責任準備金の一括積立実施)
- 2009年 4月 あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表
- 2010年 4月 「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる
- 2010年 5月 「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意
- 2010年 9月 東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転

MS&ADインシュアランスグループについて

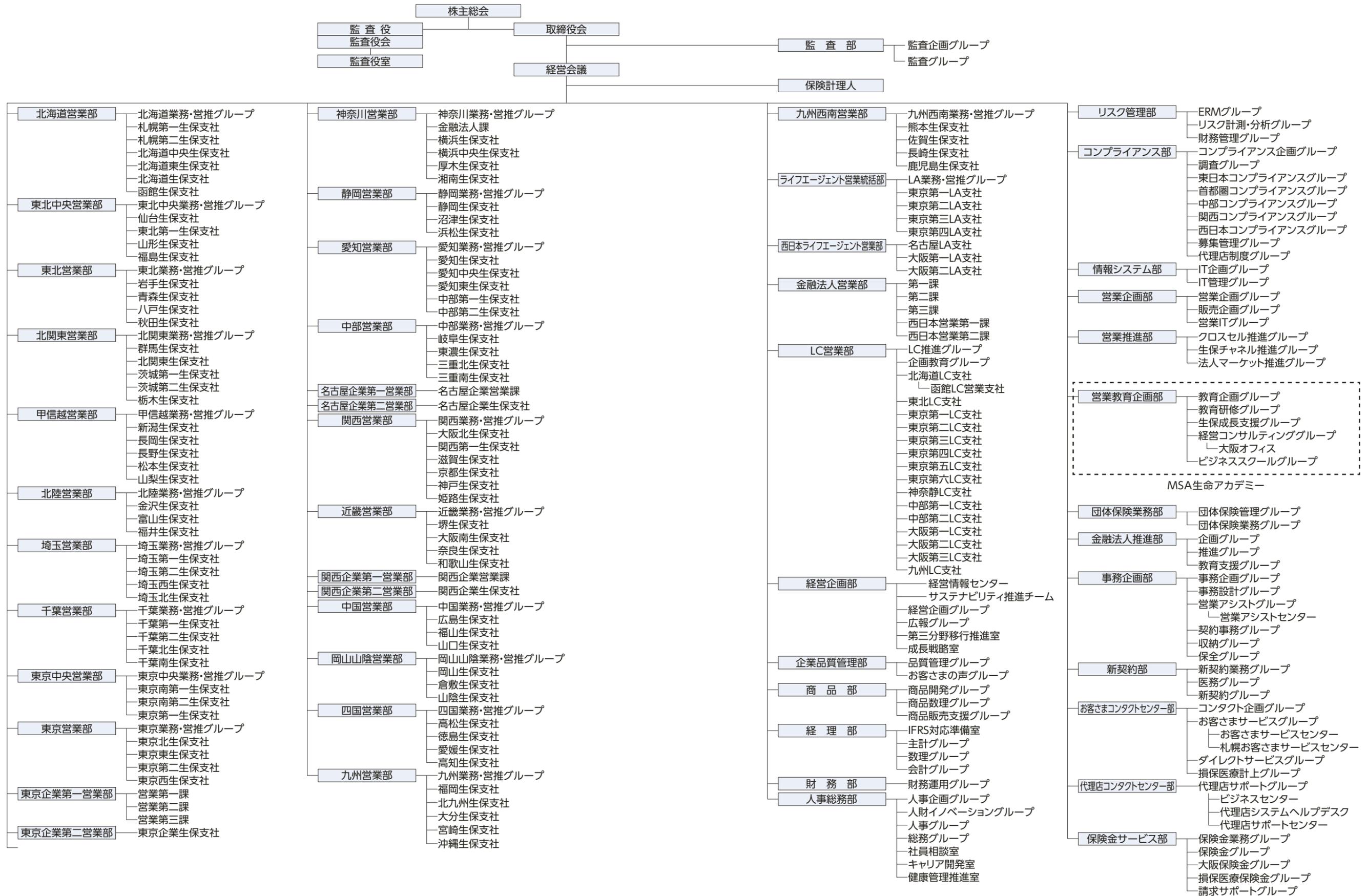
経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

2. 経営の組織(2018年7月1日現在)



MS&Aディシプリンについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

3. 店舗網一覧(2018年7月1日現在) ※の番号にお電話いただいた場合、営業アシストセンターにおつなぎいたします。

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社			
	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	03-5539-8300 (大代表)
北海道営業部			
北海道業務・営推グループ	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3358
札幌第一生保支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3958
札幌第二生保支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西5-5-3	札幌千代田ビル 011-728-1351
北海道中央生保支社	070-0032	北海道旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル 0166-24-4610
北海道東生保支社	085-0018	北海道釧路市黒金町7-4-1	釧路太平洋興発ビル 0154-23-3154
北海道生保支社	053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-1	王子不動産センタービル 0144-33-1311
函館生保支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー 0138-22-3726
東北中央営業部			
東北中央業務・営推グループ	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8826
仙台生保支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8850
東北第一生保支社	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10	あいおいニッセイ同和損保仙台ビル 022-227-2220
山形生保支社	990-0047	山形県山形市旅籠町3-2-10	三井住友海上山形ビル 023-624-1871
福島生保支社	963-8878	福島県郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル 024-932-0735
東北営業部			
東北業務・営推グループ	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8826
岩手生保支社	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル 019-652-1258
青森生保支社	030-0823	青森県青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル 017-734-7630
八戸生保支社	031-0041	青森県八戸市廿三日町28	八戸ウエストビル 0178-43-5765
秋田生保支社	010-0951	秋田県秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル 018-863-0218
北関東営業部			
北関東業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8097
群馬生保支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル 027-223-6732
北関東東生保支社	370-0071	群馬県高崎市小八木町895	あいおいニッセイ同和損保高崎ビル 027-361-3122
茨城第一生保支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-10	水戸証券ビル 029-222-2822
茨城第二生保支社	300-0037	茨城県土浦市桜町4-3-20	三井生命土浦ビル 029-823-1801
栃木生保支社	320-0034	栃木県宇都宮市泉町6-20	宇都宮D I ビル 028-600-5382
甲信越営業部			
甲信越業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8123
新潟生保支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代4-4-8	COZMI X II ビル 025-244-0952
長岡生保支社	940-0033	新潟県長岡市今朝白1-8-18	長岡DNビル 0258-32-2352
長野生保支社	380-0935	長野県長野市中御所岡町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル 026-227-1541
松本生保支社	390-0815	長野県松本市深志1-2-11	昭和ビル 0263-32-2835
山梨生保支社	400-0858	山梨県甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル 055-228-5011
北陸営業部			
北陸業務・営推グループ	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 076-223-9919
金沢生保支社	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 076-223-3351
富山生保支社	930-0083	富山県富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル 076-439-5157
福井生保支社	910-0018	福井県福井市市原1-5-21	三井住友海上福井ビル 0776-22-1796
埼玉営業部			
埼玉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8125
埼玉第一生保支社	330-0841	埼玉県さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル 048-644-5483 ※
埼玉第二生保支社	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心4-1	F S K ビル 048-600-3651 ※
埼玉西生保支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル 049-246-9503 ※
埼玉北生保支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波1-204	048-521-4189 ※

千葉営業部			
千葉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8128
千葉第一生保支社	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル 043-225-6447 ※
千葉第二生保支社	260-0032	千葉県千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル 043-238-7039 ※
千葉北生保支社	273-0011	千葉県船橋市湊町2-3-17	湯浅船橋ビル 047-437-0411 ※
千葉南生保支社	292-0805	千葉県木更津市大和1-9-12	あいおいニッセイ同和損保木更津ビル 0438-20-8650 ※

東京中央営業部			
東京中央業務・営推グループ	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1972
東京南第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1974 ※
東京南第二生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1975 ※
東京第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1973 ※

東京営業部			
東京業務・営推グループ	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1972
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル 03-3344-2291 ※
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル 03-3845-6437 ※
東京第二生保支社	170-0013	東京都豊島区東池袋1-34-2	あいおいニッセイ同和損保池袋ビル 03-5957-0040 ※
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル 042-526-7389 ※

東京企業第一営業部			
営業第一課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館 03-3259-3306
営業第二課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館 03-3259-3307
営業第三課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館 03-3259-3308

東京企業第二営業部			
東京企業生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 03-5371-5608

神奈川営業部			
神奈川業務・営推グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-651-3577
金融法人課	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-651-7336
横浜生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-662-9701
横浜中央生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-662-9744
厚木生保支社	243-0018	神奈川県厚木市中町2-8-13	T P R 厚木ビル 046-223-1734
湘南生保支社	251-0025	神奈川県藤沢市鶴沼石上1-1-15	藤沢リラビル 0466-23-3913

静岡営業部			
静岡業務・営推グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル 045-651-3577
静岡生保支社	420-0035	静岡県静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル 054-221-7875
沼津生保支社	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14	三井生命沼津大手町第二ビル 055-962-1505
浜松生保支社	430-0944	静岡県浜松市中区田町330-5	遠鉄田町ビル 053-454-1585

愛知営業部			
愛知業務・営推グループ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル 052-252-2457
愛知生保支社	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル 052-223-4320
愛知中央生保支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-9-15	三井住友海上名古屋しらかわビル 052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル 0564-21-1141
中部第一生保支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート 052-589-8583
中部第二生保支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート 052-589-8590

中部営業部			
中部業務・営推グループ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル 052-252-2457
岐阜生保支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37 西棟 058-265-6656
東濃生保支社	507-0033	岐阜県多治見市本町3-101-1	クリスタルプラザ多治見 0572-23-7161
三重北生保支社	510-0074	三重県四日市市鶴の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル 059-351-4085
三重南生保支社	514-0009	三重県津市羽所町700	アスト津 059-227-1235

名古屋企業第一営業部			
名古屋企業営業課	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル 052-203-3201

名古屋企業第二営業部			
名古屋企業生保支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート 052-589-8574

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

関西営業部

関西業務・営推グループ	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
大阪北生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086
関西第一生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0112
滋賀生保支社	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-10	滋賀ビル	077-522-4153
京都生保支社	600-8090	京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138
神戸生保支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759
姫路生保支社	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町140	新姫路ビル	079-289-2040

近畿営業部

近畿業務・営推グループ	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
堺生保支社	590-0952	大阪府堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071
大阪南生保支社	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3	マルイト難波ビル	06-6634-4311
奈良生保支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町3-4-29	大宮西田ビル	0742-34-3911
和歌山生保支社	640-8153	和歌山県和歌山市三木町台所町7	三井住友海上和歌山ビル	073-424-6472

関西企業第一営業部

関西企業営業課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242
---------	----------	------------------	---------------	--------------

関西企業第二営業部

関西企業生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0115
----------	----------	-------------------	-------------------	--------------

中国営業部

中国業務・営推グループ	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
福山生保支社	720-0065	広島県福山市東桜町1-21	エストパルク	084-923-3332
山口生保支社	745-0073	山口県周南市代々木通2-48	三井住友海上徳山ビル	0834-21-5280

岡山山陰営業部

岡山山陰業務・営推グループ	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
岡山生保支社	700-0904	岡山県岡山市北区柳町1-12-1	岡山柳町ビル	086-225-1322
倉敷生保支社	710-0057	岡山県倉敷市昭和2-1-3	コスモビル	086-430-2760
山陰生保支社	690-0003	島根県松江市朝日町589-2	マルデビル	0852-60-0622

四国営業部

四国業務・営推グループ	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2134
高松生保支社	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2661
徳島生保支社	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-6	三井住友海上徳島ビル	088-623-6207
愛媛生保支社	790-0878	愛媛県松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
高知生保支社	780-0053	高知県高知市駅前町4-15	西山ビル	088-822-7112

九州営業部

九州業務・営推グループ	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
福岡生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0167
北九州生保支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町2-2-1	新小倉ビル本館	093-541-1351
大分生保支社	870-0029	大分県大分市高砂町2-50	オアシスひろば21	097-534-2360
宮崎生保支社	880-0905	宮崎県宮崎市西中村西1-1-6	あいおいニッセイ同和損保宮崎ビル	0985-64-0223
沖縄生保支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-7-1	琉球リース総合ビル	098-862-2229

九州西南営業部

九州西南業務・営推グループ	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
熊本生保支社	860-0012	熊本県熊本市中央区紺屋今町1-5	熊本辛島公園ビル	096-353-3021
佐賀生保支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45	三井生命佐賀駅前ビル	0952-24-9144
長崎生保支社	850-0036	長崎県長崎市五島町3-25	松藤ビル	095-825-3131
鹿児島生保支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751

ライフエージェント営業統括部

L A業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7230
東京第一L A支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8862
東京第二L A支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7972
東京第三L A支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8864
東京第四L A支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8960

西日本ライフエージェント営業部

名古屋L A支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2512
大阪第一L A支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753
大阪第二L A支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3010

金融法人営業部

第一課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8312
第二課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8313
第三課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8214
西日本営業第一課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3383
西日本営業第二課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365

L C営業部

北海道L C支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3970
函館L C営業支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー	0138-24-0013
東北L C支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-212-2636
東京第一L C支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京第二L C支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8747
東京第三L C支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7932
東京第四L C支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京第五L C支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8503
東京第六L C支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5609
神奈川L C支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
中部第一L C支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
中部第二L C支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート	052-589-8592
大阪第一L C支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0072
大阪第二L C支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2810
大阪第三L C支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3006
九州L C支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0144

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年 10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9月	12,500百万円	35,500百万円	増 資
2017年 3月	50,000百万円	85,500百万円	増 資

5. 株式の総数(2018年7月1日現在)

発行可能株式総数	3,000千株
発行済株式の総数	2,960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況(2018年7月1日現在)

(1) 種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	2,960千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	2,960千株	100%	—	—

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況(2018年7月1日現在)

名 称	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
本 社 所 在 地	東京都中央区新川二丁目 27 番 2 号
資 本 金	100,000 百万円
主要な事業の内容	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務
設 立 年 月 日	2008年4月1日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役(2018年7月1日現在)

男性 18 名 女性 0 名(取締役、執行役員および監査役のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役会長 会長執行役員 (代表取締役)	つちや みつひろ 土屋 光弘 (1955年6月1日生)	1980年 4月 大東京火災海上保険株式会社(2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2009年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2010年 10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2011年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2013年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2014年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社代表取締役 執行役員 2016年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員退任 2017年 4月 当社取締役会長 会長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 2017年 6月 当社取締役会長 会長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	たんぼ ひとしげ 丹保 人重 (1960年2月2日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2016年 4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取 締 役 専務執行役員	ひらの みきと 平野 幹人 (1959年12月8日生)	1982年 4月 千代田火災海上保険株式会社(2001年に大東京火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2005年 4月 あいおい生命保険株式会社 企画部長 2006年 4月 あいおい生命保険株式会社執行役員 2008年 4月 あいおい損害保険株式会社 復職 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 理事 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2015年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員退任 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員退任 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・事務企画部 ・新契約部 ・お客さまコンタクトセンター部 ・保険金サービス部 ・代理店コンタクトセンター部

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役 専務執行役員	かじ しろう 加治 資朗 (1960年4月28日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・営業企画部 ・営業推進部 ・営業教育企画部 ・金融法人推進部
専務執行役員	いわはら かずひこ 岩原 和彦 (1958年7月9日生)	1981年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2018年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2018年 4月 当社専務執行役員(現職)	・関西営業部 ・近畿営業部 ・関西企業第一営業部 ・関西企業第二営業部
取締役 常務執行役員	おち しゅうへい 越智 修平 (1958年4月5日生)	1981年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 人事総務部長 2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2011年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2011年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 営業推進部長 2011年 10月 当社執行役員 営業推進部長 2014年 4月 当社常務執行役員 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・企業品質管理部 ・経理部 ・人事総務部 ・コンプライアンス部 ・監査部
取締役 常務執行役員	こいずみ ようじ 小泉 曜司 (1958年9月29日生)	1981年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2010年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部長 2011年 10月 当社出向 商品部長 2013年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2013年 4月 当社上席理事 商品部長 2014年 4月 当社取締役 執行役員 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・経営企画部 ・リスク管理部 ・情報システム部 ・監査部
常務執行役員	わたなべ しょうじ 渡辺 昭二 (1960年7月6日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2017年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2017年 4月 当社執行役員 2018年 4月 当社常務執行役員(現職)	・東京中央営業部 ・東京営業部 ・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部 ・金融法人営業部
執行役員	まえかわ ひろゆき 前川 浩之 (1961年9月24日生)	1984年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2011年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 東北営業部 特命部長 2011年 5月 あいおい生命保険株式会社出向 東北営業部長 2011年 10月 当社出向 東北営業部長 2014年 4月 当社出向 コンプライアンス部長 2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2017年 4月 当社執行役員(現職)	・北関東営業部 ・甲信越営業部 ・北陸営業部
執行役員	いけだ あつし 池田 淳 (1961年4月20日生)	1985年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2008年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 千葉営業部長 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社復職 2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2017年 4月 当社執行役員(現職)	・愛知営業部 ・中部営業部 ・名古屋企業第一営業部 ・名古屋企業第二営業部
執行役員	とししげ さとし 利重 聡志 (1960年6月4日生)	1983年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 当社出向 商品部長 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2016年 4月 当社理事 商品部長 2018年 4月 当社執行役員(現職)	・商品部 ・財務部 ・団体保険業務部
執行役員	おかもと よしひろ 岡本 禎弘 (1962年12月22日生)	1985年 4月 同和火災海上保険株式会社(2001年にニッセイ損害保険株式会社と合併しニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、あいおい損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。)入社 2014年 4月 当社出向 神奈川営業部 部長 兼 静岡営業部 部長 2016年 4月 当社出向 監査部長 2018年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2018年 4月 当社執行役員 経営企画部長(現職)	

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
執行役員	たかはし しげお 高橋 重夫 (1962年7月16日生)	1986年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2011年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 四国営業部長 兼 四国生保支社長 2011年 10月 当社出向 四国営業部長 2013年 4月 当社出向 中部営業部長 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2016年 4月 当社理事 北関東営業部長 2017年 4月 当社理事 中四国地区営業担当役員 2018年 4月 当社執行役員(現職)	・ライフエージェント 営業統括部 ・西日本ライフエ ジェント営業部 ・LC営業部
取締役 (非常勤)	おおかわばた ふみあき 大川畑 文昭 (1958年6月16日生)	1981年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2010年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 2013年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2015年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社執行役員 2017年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社執行役員 2017年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社取締役 執行役員 2018年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員退任 2018年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社取締役 専務執行役員(現職) 当社取締役(現職)	
監査役 (常勤)	いしい ひろあき 石井 浩明 (1957年11月15日生)	1980年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2015年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2015年 4月 当社取締役 専務執行役員 2018年 4月 当社顧問 2018年 6月 当社監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	かわもと けいすけ 河本 圭介 (1967年1月27日生)	1989年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社経理部 部長 2017年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社経理部長(現職) 当社監査役(現職)	
社外監査役	こばやし まさゆき 小林 昌之 (1960年8月2日生)	1984年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2016年 4月 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス 株式会社監査役(現職) au損害保険株式会社監査役(現職) 2016年 6月 当社監査役(現職)	
社外監査役	うい じゅんいち 宇井 純一 (1952年5月20日生)	1975年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2006年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社執行役員 2014年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社取締役 執行役員 2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式 会社取締役 MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長 2016年 6月 MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長 2018年 3月 MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長退任 2018年 6月 当社監査役(現職)	

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

9. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2017年度末	
	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	2,233名	2,234名	219名	225名	40.3歳	7.3年
（男 子）	1,051	1,048	103	122	43.0	7.5
（女 子）	1,182	1,186	116	103	37.9	7.2
営業職員	362	375	51	58	45.3	6.2
（男 子）	343	349	46	47	45.6	6.4
（女 子）	19	26	5	11	40.9	3.3

(注) 上記には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

11. 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2017年3月	2018年3月
内勤職員	410	406

(注) 平均給与月額額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

12. 平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	2017年3月	2018年3月
営業職員	453	572

(注) 平均給与月額額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスをわかりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用資産の大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券等の収益期待資産に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、雇用情勢の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、また設備投資や企業収益にも引き続き改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調をたどりました。

生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境が続く中、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に対応したきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は、MS&ADインシュアランスグループ(以下、「MS&ADグループ」といいます。)の「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下で、中期経営計画「Next Challenge 2017」の後半である2016年度および2017年度の2年間を対象期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」を策定し、以下の「目指す姿」の実現に向けて取り組んできました。

【目指す企業像】

- お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
- グループ中核生保会社として、飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
- 社員一人ひとりが自ら考えチャレンジし、会社とともに成長する

当期の具体的な事業の経過および成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、2017年4月、より機能的・機動的な体制を構築することを目指して営業組織を一部改編するとともに、代理店における生保販売力の強化、お客さま対応力の向上、コンプライアンスの徹底等に取り組まれました。地域に密着し、常にお客さまと接点を持てる専業代理店を中心に、お客さまとの信頼関係のさらなる向上を目的としたアフターフォロー活動の取組を強化いたしました。

また、お客さま第一の取組を一層推進するため、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、2017年6月、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定、公表いたしました。

グループの機能別再編の一環として、三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下、あわせて「両損保社」といいます。)が保有する第三分野長期契約に係る保全・収納や保険金等支払業務をすでに当社が受託、実施しておりますが、これに加え、同契約の当社への移行につきましても、引き続き準備を進めております。

商品につきましては、2017年4月、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズの新商品「&LIFE 新総合収入保障」の販売を開始いたしました。

本商品は、近年関心が高まっている、就労不能状態や要介護状態といった「働けなくなるリスク」に幅広く対応し、また、介護保険制度等の公的制度に連動した基準を採用することでわかりやすい保障を実現しています。

契約引受態勢につきましては、業務運営の円滑化を目的とした事務・システム面の改善、高度な専門知識を有する人財の育成に引き続き努めました(当社は、人材は「財産」であるとの考えのもと、「人財」と表記しております。)。また、お客さまの利便性向上や幅広いお客さまへの保障の提供を目指し、契約規定の改定、新契約の手続きの簡素化および新契約引受範囲の拡大等を実施いたしました。

さらに、募集活動そのもののプロセスを抜本的に見直す「募集プロセス改革」に取り組んでおり、代理店が所有するパソコン、タブレット端末等の画面上で申込手続き(ペーパーレス)が完結する「生保かんたんモード」の機能拡充を図ることにより、募集品質の向上に努めました。

契約保全態勢につきましては、契約内容の変更を希望されるお客さまから専用電話で当社のお客さまサービスセンターへ直接申し出ていただき、手続書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を積極的に推進し、2017年度のお取扱い件数が約42万件になる等、利便性の高いサービスとして多くのお客さまにご利用いただきました。また、シニア専用ダイヤルを開設し高齢のお客さまにとって使い勝手の良いサービス提供を行う等、応対品質の向上に向けた取組を強化いたしました。

また、ご契約者に連絡がつかない、もしくはご契約者が連絡できない場合に備え、あらかじめ登録したご契約者の親族との連絡や照会に対応できる「家族Eye(親族連絡先制度)」(2016年12月導入)の活用を推進し、累計登録件数が約3万件に達しました。

保険金等支払管理態勢につきましては、迅速かつ適切なお支払い、専門知識を有する人財の育成に注力したほか、契約内容の変更と同様の「ダイレクトサービス」を推進いたしました。また、視覚障がい者の方に保険金・給付金の請求手続きの方法をご理解いただけるよう、案内冊子に音声ガイダンス機能を掲載するとともに、手続書類を送付する際の封筒に点字を表記する対応を実施いたしました。

また、日本国内で陽子線治療・重粒子線治療を行うすべての医療機関に対して先進医療給付金を直接支払うことによりお客さまの資金準備負担を軽減するサービスを推進するなど、お客さま満足の向上に向けた取組を継続的に実施いたしました。

システムにつきましては、新商品「&LIFE 新総合収入保障」の発売に伴う対応に加え、事業継続態勢強化の観点から基幹システムのオフサイトバックアップシステムを利用した訓練を実施したほか、サイバー攻撃への各種対策の実施および金融ISAC演習への参加を通じてシステムセキュリティの実効性を高める等、システムの安定稼働の維持・向上を図っております。

資産の運用につきましては、厳しい市場金利環境の下、安全性・流動性に留意しつつ、市場動向を踏まえながら、国内公社債を中心に投資を実施いたしました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、当期は、保険料等収入が4,937億円、資産運用収益が538億円、その他経常収益が29億円となり、これらを合計した経常収益は5,504億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,893億円、責任準備金等繰入額が2,477億円、資産運用費用が38億円、事業費が793億円、その他経常費用が130億円となりました結果、5,335億円となりました。

この結果169億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は52億円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界経済の不透明性による影響が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善が続く中、政府による各種政策の推進などを背景とした緩やかな回復傾向が持続していくものと見込まれます。

また、生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境の中、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層の商品・サービスの充実、健全かつ適正な業務運営および財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められております。

このような事業環境の下、当社は、2018年度より新たな中期経営計画「Vision 2021」をスタートいたしました。この計画の実行を通じて、当社は「健康で安心な暮らしを支える生命保険会社」をスローガンに、「お客さま第一」を活動の原点とし、社会的課題の解決に貢献する商品・サービスの提供を通じ、持続的な成長と企業価値の向上を実現していきます。

具体的には、ERM経営の推進による経営基盤強化、お客さまの期待を超える品質の追求、お客さまニーズに応える先進的な商品・サービスの開発・提供などの取組みに加え、営業事務集中化等を通じたオペレーション革新やデジタル化の推進など、抜本的な事業構造の革新に挑戦していきます。

また、両損保社が保有する第三分野長期契約の当社への移行を通じて、グループシナジーを発揮し、飛躍的な成長を実現してまいります。

当社は、引き続き、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからのご相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っております。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心掛け、お客さまへのサービスの充実に努めています。

〈お客さまからのご相談(お申し出・ご照会)〉

2017年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談(お申し出・ご照会)の件数は、699,236件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談(2017年4月~2018年3月お客さまサービスセンター受付分)
(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご 加 入 相 談・ 資 料 請 求	2,014	0.3%
契約内容変更等の手続きに関して	389,353	55.7%
契約者貸付に関して	39,491	5.6%
保険料払込に関して	24,163	3.5%
保険金・給付金に関して	160,355	22.9%
税金・控除証明書に関して	20,995	3.0%
保険内容の照会・その他	62,865	9.0%
合 計	699,236	100.0%

〈お客さまからの苦情〉

2017年度に全店でお受けした苦情の件数は、4,650件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情(2017年4月~2018年3月全店受付分)
(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご 加 入 手 続 ぎ に 関 して	1,047	22.5%
契約内容変更等の手続きに関して	922	19.8%
保険料払込に関して	529	11.4%
保険金・給付金に関して	826	17.8%
その他のご不満に関して(注)	1,326	28.5%
合 計	4,650	100.0%

(注)「生命保険料控除証明書」に関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

3. お客さまに対する情報提供の実態

54ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

57ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

72ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

2017年4月2日より、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズの新商品「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」を発売しました。

近年、責任の重い世帯主への保障として、万一のときだけでなく、病気やケガによって就労不能状態や要介護状態となった場合の「働けなくなるリスク」への関心が高まっています。また、共働き世帯の増加や女性の社会進出の進展といった環境やライフスタイルの変化を背景に、女性や若年層においても十分な保障を準備する必要性が増しています。

このような状況を踏まえ、本商品では就労不能・介護といった「働けなくなるリスク」について保障範囲・内容をさらに拡充するとともに、お客さまニーズに合ったより柔軟な保障設計を可能としました。

7. 保険商品一覧

59ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

(1) 2017年4月の新商品「&LIFE 新総合収入保障」および「&LIFE 新収入保障」の発売にともない、設計書・申込書作成、新契約、保全、保険金・給付金支払等のシステム領域全般にわたるシステム開発を実施しました。

(2) 大規模災害発生時等でもシステムを停止することなく業務を継続するため、オフサイトバックアップシステム(大阪)を利用した災害対策訓練を実施しています。

(3) サイバーセキュリティ事案に対する社内演習を実施する他、外部機関(金融ISAC、内閣サイバーセキュリティセンター)主催の演習に参加し、サイバーセキュリティ事案発生時の迅速な組織的対応力の向上を図っています。

9. 公共福祉活動の概況

74ページに掲載しています「サステナビリティ取組」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	461,125	487,594	512,568	530,173	550,495
経常利益	17,462	15,937	18,647	16,153	16,973
基礎利益	15,395	16,111	19,437	18,616	12,806
当期純利益	6,681	4,406	6,041	4,594	5,277
資本金 (発行済株式の総数)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	85,500 (2,960千株)	85,500 (2,960千株)
総資産	2,636,052	3,009,263	3,229,031	3,619,194	3,869,730
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	2,214,832	2,433,517	2,661,796	2,896,459	3,143,804
貸付金残高	49,470	51,282	52,677	55,198	57,079
有価証券残高	2,285,544	2,548,787	2,765,411	2,919,795	3,260,140
ソルベンシー・マージン比率	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%	1,893.2%	1,726.7%
従業員数	2,421 名	2,544 名	2,554 名	2,595 名	2,609 名
保有契約高	26,230,024	27,195,528	29,094,733	30,288,604	31,666,681
個人保険	20,317,959	21,127,677	21,831,090	22,477,986	23,095,256
個人年金保険	787,086	766,354	744,933	736,264	711,590
団体保険	5,124,978	5,301,496	6,518,709	7,074,353	7,859,834
団体年金保険保有契約高	399	369	351	325	302

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2016年度末	2017年度末	科目	2016年度末	2017年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	290,010	164,811	保険契約準備金	2,934,939	3,182,433
現金	0	0	支払備金	27,648	28,102
預貯金	290,009	164,811	責任準備金	2,896,459	3,143,804
債券貸借取引支払保証金	285,455	309,644	契約者配当準備金	10,831	10,526
有価証券	2,919,795	3,260,140	代理店借	5,626	4,562
国債	1,804,655	1,968,530	再保険借	283	263
地方債	135,839	163,323	その他負債	375,124	395,303
社債	726,620	862,383	債券貸借取引受入担保金	361,797	381,139
株式	1,314	1,362	未払法人税等	853	758
外国証券	244,182	219,641	未払金	140	128
その他の証券	7,183	44,898	未払費用	7,450	9,527
貸付金	55,198	57,079	前受収益	0	0
保険約款貸付	55,198	57,079	預り金	91	179
有形固定資産	4,638	3,997	金融派生商品	544	391
建物	620	572	リース債務	2,976	2,364
リース資産	2,724	2,155	資産除去債務	429	432
その他の有形固定資産	1,292	1,269	仮受金	839	382
無形固定資産	20,987	26,417	退職給付引当金	2,535	3,137
ソフトウェア	6,440	8,103	役員退職慰労引当金	28	22
その他の無形固定資産	14,547	18,314	特別法上の準備金	5,988	6,862
代理店貸	116	127	価格変動準備金	5,988	6,862
再保険貸	1,018	663	繰延税金負債	18,397	12,619
その他資産	42,103	46,963	負債の部合計	3,342,924	3,605,205
未収金	30,610	33,014			
前払費用	1,537	1,427	(純資産の部)		
未収収益	6,949	7,143	資本金	85,500	85,500
預託金	328	350	資本剰余金	93,688	93,688
金融派生商品	2,029	4,042	資本準備金	63,214	63,214
仮払金	621	960	その他資本剰余金	30,473	30,473
その他の資産	24	24	利益剰余金	6,133	7,870
貸倒引当金	△ 128	△ 114	利益準備金	—	708
			その他利益剰余金	6,133	7,162
			繰越利益剰余金	6,133	7,162
			株主資本合計	185,321	187,058
			その他有価証券評価差額金	90,948	77,466
			評価・換算差額等合計	90,948	77,466
			純資産の部合計	276,270	264,524
資産の部合計	3,619,194	3,869,730	負債及び純資産の部合計	3,619,194	3,869,730

注記事項

2016年度末	2017年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 <p>4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年</p> <p>8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなることから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 <p>4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年</p> <p>8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなることから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>

2016年度末	2017年度末
<p>11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 (追加情報) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用しております。</p> <p>13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。 a. 市場リスクの管理 資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。また、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV(ベイススポイントバリュ)を日次ベースで算出し、実質資産負債差額(保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額)の範囲内となつていくかをモニタリングしております。さらに、市場リスクのVaR(バリュアットリスク)を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺</p>	<p>11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。 当社では、取引執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュアットリスク)計測、リスクリミット管理を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。 a. 市場リスクの管理 当社は、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。 上記VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。 b. 信用リスクの管理 当社は、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管</p>

2016年度末	2017年度末																																																																																																								
<p>度で把握し管理しております。</p> <p>b. 信用リスクの管理 個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。</p> <p>c. 資金調達に係る流動性リスクの管理 巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。 また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に於いては、保険料等の入金で保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。</p>	<p>理体制を整備して運営しております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。 なお、個別融資は行っておりません。</p> <p>c. 流動性リスクの管理 当社は、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。 資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保しています。 また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。</p>																																																																																																								
<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>290,010</td> <td>290,010</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td>285,455</td> <td>285,455</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,919,352</td> <td>3,106,834</td> <td>187,481</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>1,032,755</td> <td>1,223,936</td> <td>191,181</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>265,446</td> <td>261,747</td> <td>△3,699</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,621,150</td> <td>1,621,150</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>55,198</td> <td>55,198</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>55,198</td> <td>55,198</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品*1</td> <td>1,485</td> <td>1,485</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>1,479</td> <td>1,479</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金*2</td> <td>(361,797)</td> <td>(361,797)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。 (*2) 債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。</p> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 ① 現金及び預貯金、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ② 有価証券 これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、442百万円であります。 ③ 貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	290,010	290,010	-	債券貸借取引支払保証金	285,455	285,455	-	有価証券	2,919,352	3,106,834	187,481	満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181	責任準備金対応債券	265,446	261,747	△3,699	その他有価証券	1,621,150	1,621,150	-	貸付金	55,198	55,198	-	保険約款貸付	55,198	55,198	-	金融派生商品*1	1,485	1,485	-	ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	-	ヘッジ会計が適用されているもの	1,479	1,479	-	債券貸借取引受入担保金*2	(361,797)	(361,797)	-	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>164,811</td> <td>164,811</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td>309,644</td> <td>309,644</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,259,697</td> <td>3,469,511</td> <td>209,813</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>1,066,667</td> <td>1,269,957</td> <td>203,289</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>470,914</td> <td>477,438</td> <td>6,524</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,722,115</td> <td>1,722,115</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>57,079</td> <td>57,079</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>57,079</td> <td>57,079</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品*1</td> <td>3,651</td> <td>3,651</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>202</td> <td>202</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>3,449</td> <td>3,449</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金*2</td> <td>(381,139)</td> <td>(381,139)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。 (*2) 債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。</p> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 ① 現金及び預貯金、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ② 有価証券 これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、442百万円であります。 ③ 貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	164,811	164,811	-	債券貸借取引支払保証金	309,644	309,644	-	有価証券	3,259,697	3,469,511	209,813	満期保有目的の債券	1,066,667	1,269,957	203,289	責任準備金対応債券	470,914	477,438	6,524	その他有価証券	1,722,115	1,722,115	-	貸付金	57,079	57,079	-	保険約款貸付	57,079	57,079	-	金融派生商品*1	3,651	3,651	-	ヘッジ会計が適用されていないもの	202	202	-	ヘッジ会計が適用されているもの	3,449	3,449	-	債券貸借取引受入担保金*2	(381,139)	(381,139)	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																						
現金及び預貯金	290,010	290,010	-																																																																																																						
債券貸借取引支払保証金	285,455	285,455	-																																																																																																						
有価証券	2,919,352	3,106,834	187,481																																																																																																						
満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181																																																																																																						
責任準備金対応債券	265,446	261,747	△3,699																																																																																																						
その他有価証券	1,621,150	1,621,150	-																																																																																																						
貸付金	55,198	55,198	-																																																																																																						
保険約款貸付	55,198	55,198	-																																																																																																						
金融派生商品*1	1,485	1,485	-																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	-																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されているもの	1,479	1,479	-																																																																																																						
債券貸借取引受入担保金*2	(361,797)	(361,797)	-																																																																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																						
現金及び預貯金	164,811	164,811	-																																																																																																						
債券貸借取引支払保証金	309,644	309,644	-																																																																																																						
有価証券	3,259,697	3,469,511	209,813																																																																																																						
満期保有目的の債券	1,066,667	1,269,957	203,289																																																																																																						
責任準備金対応債券	470,914	477,438	6,524																																																																																																						
その他有価証券	1,722,115	1,722,115	-																																																																																																						
貸付金	57,079	57,079	-																																																																																																						
保険約款貸付	57,079	57,079	-																																																																																																						
金融派生商品*1	3,651	3,651	-																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されていないもの	202	202	-																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されているもの	3,449	3,449	-																																																																																																						
債券貸借取引受入担保金*2	(381,139)	(381,139)	-																																																																																																						

グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

2016年度末	2017年度末																																																																								
<p>込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>④金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、306,543百万円であります。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,809百万円であります。</p> <p>16. 関係会社に対する金銭債権の総額は、81百万円であります。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は17,090百万円、繰延税金負債の総額は35,368百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は119百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額10,837百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額1,828百万円及び価格変動準備金1,676百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額35,368百万円であります。</p> <p>18. 当期における法定実効税率は28.24%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は28.32%であります。 その差異の主な内訳は、税額控除△3.47%、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異2.19%及び住民税均等割額に係る差異1.40%であります。</p> <p>19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 <table border="1"> <tr><td>当期首現在高</td><td>9,865百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>8,006百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>8,972百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>10,831百万円</td></tr> </table> </p> <p>20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は716百万円であります。</p> <p>21. 1株当たり純資産額は93,334円53銭であります。</p> <p>22. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、40,766百万円であります。</p> <p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,849百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>2,395百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>372百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△75百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>2,745百万円</td></tr> </table> ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"> <tr><td>退職給付債務</td><td>2,745百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>△209百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>2,535百万円</td></tr> </table> ③退職給付に関する損益 <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>372百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>423百万円</td></tr> </table> </p>	当期首現在高	9,865百万円	当期契約者配当金支払額	8,006百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	8,972百万円	当期末現在高	10,831百万円	期首における退職給付債務	2,395百万円	勤務費用	372百万円	利息費用	19百万円	数理計算上の差異の当期発生額	32百万円	退職給付の支払額	△75百万円	期末における退職給付債務	2,745百万円	退職給付債務	2,745百万円	未認識数理計算上の差異	△209百万円	退職給付引当金	2,535百万円	勤務費用	372百万円	利息費用	19百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	31百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	423百万円	<p>込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>④金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、321,298百万円であります。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,835百万円であります。</p> <p>16. 関係会社に対する金銭債権の総額は、245百万円であります。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は17,625百万円、繰延税金負債の総額は30,125百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は119百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額11,375百万円、価格変動準備金1,921百万円及び税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額1,740百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額30,125百万円であります。</p> <p>18. 当期における法定実効税率は28.24%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は23.24%であります。 その差異の主な内訳は、永久に損金又は益金に算入されないものに係る差異△6.93%及び住民税均等割額に係る差異1.35%であります。</p> <p>19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 <table border="1"> <tr><td>当期首現在高</td><td>10,831百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>9,519百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>9,214百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>10,526百万円</td></tr> </table> </p> <p>20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は511百万円であります。</p> <p>21. 1株当たり純資産額は89,366円52銭であります。</p> <p>22. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、37,205百万円であります。</p> <p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,890百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>2,745百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>699百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△154百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>3,358百万円</td></tr> </table> ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"> <tr><td>退職給付債務</td><td>3,358百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>△221百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>3,137百万円</td></tr> </table> ③退職給付に関する損益 <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>699百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>756百万円</td></tr> </table> </p>	当期首現在高	10,831百万円	当期契約者配当金支払額	9,519百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	9,214百万円	当期末現在高	10,526百万円	期首における退職給付債務	2,745百万円	勤務費用	699百万円	利息費用	22百万円	数理計算上の差異の当期発生額	45百万円	退職給付の支払額	△154百万円	期末における退職給付債務	3,358百万円	退職給付債務	3,358百万円	未認識数理計算上の差異	△221百万円	退職給付引当金	3,137百万円	勤務費用	699百万円	利息費用	22百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	34百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	756百万円
当期首現在高	9,865百万円																																																																								
当期契約者配当金支払額	8,006百万円																																																																								
利息による増加等	0百万円																																																																								
契約者配当準備金繰入額	8,972百万円																																																																								
当期末現在高	10,831百万円																																																																								
期首における退職給付債務	2,395百万円																																																																								
勤務費用	372百万円																																																																								
利息費用	19百万円																																																																								
数理計算上の差異の当期発生額	32百万円																																																																								
退職給付の支払額	△75百万円																																																																								
期末における退職給付債務	2,745百万円																																																																								
退職給付債務	2,745百万円																																																																								
未認識数理計算上の差異	△209百万円																																																																								
退職給付引当金	2,535百万円																																																																								
勤務費用	372百万円																																																																								
利息費用	19百万円																																																																								
数理計算上の差異の当期の費用処理額	31百万円																																																																								
確定給付制度に係る退職給付費用	423百万円																																																																								
当期首現在高	10,831百万円																																																																								
当期契約者配当金支払額	9,519百万円																																																																								
利息による増加等	0百万円																																																																								
契約者配当準備金繰入額	9,214百万円																																																																								
当期末現在高	10,526百万円																																																																								
期首における退職給付債務	2,745百万円																																																																								
勤務費用	699百万円																																																																								
利息費用	22百万円																																																																								
数理計算上の差異の当期発生額	45百万円																																																																								
退職給付の支払額	△154百万円																																																																								
期末における退職給付債務	3,358百万円																																																																								
退職給付債務	3,358百万円																																																																								
未認識数理計算上の差異	△221百万円																																																																								
退職給付引当金	3,137百万円																																																																								
勤務費用	699百万円																																																																								
利息費用	22百万円																																																																								
数理計算上の差異の当期の費用処理額	34百万円																																																																								
確定給付制度に係る退職給付費用	756百万円																																																																								

2016年度末	2017年度末				
<p>④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 <table border="1"> <tr><td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> </p> <p>(3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、154百万円であります。</p> <p>25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	割引率	0.86%	<p>④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 <table border="1"> <tr><td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> </p> <p>(3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、166百万円であります。</p> <p>25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	割引率	0.86%
割引率	0.86%				
割引率	0.86%				

グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2016年度	2017年度
経常収益	530,173	550,495
保険料等収入	480,264	493,748
保険料	478,928	492,591
再保険収入	1,335	1,156
資産運用収益	47,500	53,817
利息及び配当金等収入	43,797	44,603
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	42,034	42,699
貸付金利息	1,572	1,617
その他利息配当金	189	287
有価証券売却益	3,703	9,209
為替差益	-	1
貸倒引当金戻入額	-	2
その他経常収益	2,408	2,929
年金特約取扱受入金	367	923
保険金据置受入金	1,545	1,519
その他の経常収益	495	486
経常費用	514,019	533,521
保険金等支払金	183,438	189,390
保険金	40,756	41,353
年金	15,737	16,924
給付金	17,271	19,878
解約返戻金	104,943	106,304
その他返戻金	3,151	3,735
再保険料	1,578	1,195
責任準備金等繰入額	237,453	247,798
支払備金繰入額	2,789	454
責任準備金繰入額	234,662	247,344
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	3,860	3,881
支払利息	67	63
有価証券売却損	894	1,944
金融派生商品費用	2,792	1,793
為替差損	4	-
貸倒引当金繰入額	54	-
その他運用費用	46	79
事業費	76,907	79,359
その他経常費用	12,359	13,090
保険金据置支払金	1,348	1,562
税金	6,805	6,599
減価償却費	3,815	4,323
退職給付引当金繰入額	348	601
その他の経常費用	42	2
経常利益	16,153	16,973
特別利益	3	1
固定資産等処分益	3	1
特別損失	775	885
固定資産等処分損	17	11
価格変動準備金繰入額	757	874
契約者配当準備金繰入額	8,972	9,214
税引前当期純利益	6,409	6,874
法人税及び住民税	2,728	2,132
法人税等調整額	△ 913	△ 534
法人税等合計	1,815	1,597
当期純利益	4,594	5,277

注記事項

2016年度		2017年度			
1. 関係会社との取引による費用の総額は、397百万円です。		1. 関係会社との取引による収益の総額は707百万円、費用の総額は69百万円です。			
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,172百万円、株式等161百万円、外国証券1,369百万円です。		2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券7,805百万円、株式等379百万円、外国証券1,024百万円です。			
有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券175百万円、外国証券718百万円です。		有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券237百万円、株式等13百万円、外国証券1,693百万円です。			
3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は42百万円です。		3. 責任準備金繰入額の計算上、足上げられた出再責任準備金繰入額の金額は204百万円です。			
4. 金融派生商品費用には、評価損83百万円が含まれております。		4. 金融派生商品費用には、評価益2,166百万円が含まれております。			
5. 1株当たり当期純利益は4,576円74銭です。		5. 1株当たり当期純利益は1,782円86銭です。			
算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに4,594百万円、普通株式の期中平均株式数は1,003千株です。		算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに5,277百万円、普通株式の期中平均株式数は2,960千株です。			
6. 関連当事者との取引に関する内容は以下のとおりです。 (単位:百万円)					
種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
親会社	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	被所有直接100%	役員兼任等	増資の引受(注)	100,000
取引条件及び取引条件の決定方針等 (注)当社の行った増資を1株につき50,000円で引き受けたものであります。					
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。		6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2016年度	2017年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	6,409	6,874
減価償却費	3,815	4,323
支払備金の増減額(△は減少)	2,789	454
責任準備金の増減額(△は減少)	234,662	247,344
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	8,972	9,214
貸倒引当金の増減額(△は減少)	52	△ 13
退職給付引当金の増減額(△は減少)	348	601
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 6	△ 6
価格変動準備金の増減額(△は減少)	757	874
利息及び配当金等収入	△ 43,797	△ 44,603
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,808	△ 7,264
支払利息	67	63
為替差損益(△は益)	4	△ 1
有形固定資産関係損益(△は益)	89	19
代理店貸の増減額(△は増加)	23	△ 10
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 157	354
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 2,191	△ 4,589
代理店借の増減額(△は減少)	613	△ 1,064
再保険借の増減額(△は減少)	21	△ 20
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	2,233	1,542
その他	1,939	3,720
小 計	213,838	217,815
利息及び配当金等の受取額	45,479	45,402
利息の支払額	△ 67	△ 63
契約者配当金の支払額	△ 8,006	△ 9,519
法人税等の支払額	△ 3,870	△ 2,227
営業活動によるキャッシュ・フロー	247,373	251,407
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 339,065	△ 600,658
有価証券の売却・償還による収入	146,449	243,944
貸付けによる支出	△ 70,234	△ 69,433
貸付金の回収による収入	67,714	67,552
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額(△は減少)	73,812	△ 4,848
その他	△ 1,395	121
資産運用活動計	△ 122,719	△ 363,321
(営業活動及び資産運用活動計)	(124,653)	(△ 111,913)
有形固定資産の取得による支出	△ 311	△ 586
有形固定資産の売却による収入	5	1
無形固定資産の取得による支出	△ 6,725	△ 8,425
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,751	△ 372,331
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	100,000	-
配当金の支払額	-	△ 3,540
その他	△ 696	△ 734
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,303	△ 4,274
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	216,925	△ 125,198
現金及び現金同等物期首残高	73,084	290,010
現金及び現金同等物期末残高	290,010	164,811

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、要求払預金及び取得日から償還日までの期間が概ね3ヶ月以内の短期投資であります。

4. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	-	1,539	1,539	80,727	119,001	119,001	199,729
当期変動額											
新株の発行	50,000	50,000	-	50,000	-	-	-	100,000	-	-	100,000
当期純利益	-	-	-	-	-	4,594	4,594	4,594	-	-	4,594
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 28,053	△ 28,053	△ 28,053
当期変動額合計	50,000	50,000	-	50,000	-	4,594	4,594	104,594	△ 28,053	△ 28,053	76,540
当期末残高	85,500	63,214	30,473	93,688	-	6,133	6,133	185,321	90,948	90,948	276,270

2017年度

(単位:百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	85,500	63,214	30,473	93,688	-	6,133	6,133	185,321	90,948	90,948	276,270
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	708	△ 4,248	△ 3,540	△ 3,540	-	-	△ 3,540
当期純利益	-	-	-	-	-	5,277	5,277	5,277	-	-	5,277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 13,482	△ 13,482	△ 13,482
当期変動額合計	-	-	-	-	708	1,028	1,736	1,736	△ 13,482	△ 13,482	△ 11,745
当期末残高	85,500	63,214	30,473	93,688	708	7,162	7,870	187,058	77,466	77,466	264,524

注記事項

2016年度					2017年度																						
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)																						
	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数		当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数																		
発行済株式					発行済株式																						
普通株式	960	2,000	-	2,960	普通株式	2,960	-	-	2,960																		
合計	960	2,000	-	2,960	合計	2,960	-	-	2,960																		
2. 配当に関する事項					2. 配当に関する事項																						
(1) 配当金支払額					(1) 配当金支払額																						
該当する事項はありません。					<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額(百万円)</th> <th>1株当たり配当額(円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017年5月18日取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>2,124</td> <td>717円64銭</td> <td>2017年3月31日</td> <td>2017年5月22日</td> </tr> <tr> <td>2017年11月16日取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>1,416</td> <td>478円43銭</td> <td>-</td> <td>2017年11月24日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	2017年5月18日取締役会	普通株式	2,124	717円64銭	2017年3月31日	2017年5月22日	2017年11月16日取締役会	普通株式	1,416	478円43銭	-	2017年11月24日
決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日																						
2017年5月18日取締役会	普通株式	2,124	717円64銭	2017年3月31日	2017年5月22日																						
2017年11月16日取締役会	普通株式	1,416	478円43銭	-	2017年11月24日																						
(2) 基準日が2016年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2017年度となるもの					(2) 基準日が2017年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2018年度となるもの																						
	決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日		決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日												
	2017年5月18日取締役会	普通株式	2,124	利益剰余金	717円64銭	2017年3月31日	2017年5月22日		2018年5月17日取締役会	普通株式	978	利益剰余金	330円56銭	2018年3月31日	2018年5月25日												
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。																						

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

5. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計	—	—
(対 合 計 比)	(—)	(—)
正 常 債 権	362,435	379,097
合 計	362,435	379,097

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	2016年度末	2017年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	487,958	484,904
資本金等	183,197	186,080
価格変動準備金	5,988	6,862
危険準備金	31,584	32,890
一般貸倒引当金	25	23
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	113,685	96,832
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	151,430	159,410
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	2,046	2,804
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	51,546	56,163
保険リスク相当額 R_1	16,565	17,411
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	11,315	11,658
予定利率リスク相当額 R_2	3,080	3,115
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	38,611	43,169
経営管理リスク相当額 R_4	1,391	1,507
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,893.2%	1,726.7%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(参考)実質資産負債差額

(単位:百万円)

項 目	2016年度末	2017年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	3,806,676	4,079,544
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	3,118,065	3,375,441
実質資産負債差額 (1)-(2)=(3)	688,611	704,103

- (注) 1. 実質資産負債差額は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条 および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 保険会社向けの総合的な監督指針II-2-2-6に基づき、実質資産負債差額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額を控除した額は以下の通りです。
2016年度末:501,129百万円、2017年度末:494,289百万円

9. 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位: 百万円)

区 分	帳簿価額	時価	差 損 益			
			うち差益	うち差損		
2016年度末	満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181	192,191	1,010
	責任準備金対応債券	265,446	261,747	△ 3,699	6,689	10,388
	子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
	その他有価証券	1,494,833	1,621,150	126,317	130,630	4,313
	公 社 債	1,256,206	1,368,913	112,707	115,043	2,336
	株 式	511	871	359	359	-
	外 国 証 券	231,982	244,182	12,200	14,161	1,961
	公 社 債	231,144	243,338	12,194	14,155	1,961
	株 式 等	837	843	5	5	-
	その他の証券	6,133	7,183	1,049	1,065	15
	買入金銭債権	-	-	-	-	-
	譲渡性預金	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	合 計	2,793,035	3,106,834	313,798	329,511	15,712
	公 社 債	2,554,408	2,854,597	300,188	313,924	13,735
	株 式	511	871	359	359	-
	外 国 証 券	231,982	244,182	12,200	14,161	1,961
公 社 債	231,144	243,338	12,194	14,155	1,961	
株 式 等	837	843	5	5	-	
その他の証券	6,133	7,183	1,049	1,065	15	
買入金銭債権	-	-	-	-	-	
譲渡性預金	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	
2017年度末	満期保有目的の債券	1,066,667	1,269,957	203,289	203,977	687
	責任準備金対応債券	470,914	477,438	6,524	11,081	4,557
	子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
	その他有価証券	1,614,523	1,722,115	107,591	113,283	5,691
	公 社 債	1,356,470	1,456,655	100,184	102,388	2,203
	株 式	511	919	408	408	-
	外 国 証 券	214,303	219,641	5,338	8,544	3,206
	公 社 債	205,862	211,099	5,236	8,399	3,162
	株 式 等	8,441	8,542	101	145	44
	その他の証券	43,237	44,898	1,660	1,942	281
	買入金銭債権	-	-	-	-	-
	譲渡性預金	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	合 計	3,152,105	3,469,511	317,405	328,342	10,936
	公 社 債	2,894,052	3,204,051	309,998	317,446	7,448
	株 式	511	919	408	408	-
	外 国 証 券	214,303	219,641	5,338	8,544	3,206
公 社 債	205,862	211,099	5,236	8,399	3,162	
株 式 等	8,441	8,542	101	145	44	
その他の証券	43,237	44,898	1,660	1,942	281	
買入金銭債権	-	-	-	-	-	
譲渡性預金	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,021,655	1,213,847	192,191	1,055,766	1,259,744	203,977
公 社 債	1,021,655	1,213,847	192,191	1,055,766	1,259,744	203,977
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	11,100	10,089	△ 1,010	10,901	10,213	△ 687
公 社 債	11,100	10,089	△ 1,010	10,901	10,213	△ 687
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○責任準備金対応債券

(単位: 百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	77,764	84,453	6,689	356,317	367,399	11,081
公 社 債	77,764	84,453	6,689	356,317	367,399	11,081
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	187,682	177,293	△ 10,388	114,596	110,039	△ 4,557
公 社 債	187,682	177,293	△ 10,388	114,596	110,039	△ 4,557
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,308,301	1,438,932	130,630	1,272,064	1,385,347	113,283
公 社 債	1,177,264	1,292,307	115,043	1,151,379	1,253,767	102,388
株 式	511	871	359	511	919	408
外 国 証 券	125,580	139,742	14,161	103,615	112,160	8,544
そ の 他 の 証 券	4,945	6,010	1,065	16,557	18,500	1,942
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	186,531	182,217	△ 4,313	342,459	336,767	△ 5,691
公 社 債	78,941	76,605	△ 2,336	205,091	202,888	△ 2,203
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	106,401	104,440	△ 1,961	110,687	107,481	△ 3,206
そ の 他 の 証 券	1,188	1,172	△ 15	26,680	26,398	△ 281
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
満期保有目的の債券	-	-
非 上 場 外 国 債 券	-	-
そ の 他	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	-	-
その他有価証券	442	442
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	442	442
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	-	-
非 上 場 外 国 債 券	-	-
そ の 他	-	-
合 計	442	442

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

a. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券オプション取引です。

b. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針としています。

c. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために利用しています。

債券オプション取引は購入を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。

上記のうち為替予約取引の一部について時価ヘッジを適用しています。

d. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)および取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)等が伴います。

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として運用資産のリスクヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され限定的なものになっています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

e. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程、ヘッジ会計適用に関する規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

f. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

a. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	3,449	-	-	-	3,449
ヘッジ会計非適用分	-	202	-	-	-	202
合 計	-	3,651	-	-	-	3,651

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連3,449百万円)及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

b. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連
該当ありません。

○通貨関連

(2016年度末)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	差損益
			うち一年超		
店頭	為替予約	832	-	5	5
	売建				
	ユーロ	832	-	5	5
合計					5

(2017年度末)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	差損益
			うち一年超		
店頭	為替予約	5,647	-	202	202
	売建				
	米ドル	2,265	-	61	61
	ユーロ	3,382	-	140	140
合計					202

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。為替予約の差損益は、時価を記載しております。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

c. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連
該当ありません。

○通貨関連

(2016年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券	152,246	-	1,479
	売建				
	米ドル		132,279	-	1,326
	ユーロ		19,966	-	153
合計					1,479

(2017年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券	131,652	-	3,449
	売建				
	米ドル		81,179	-	2,278
	ユーロ		50,473	-	1,170
合計					3,449

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

10. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度
基礎利益 A	18,616	12,806
キャピタル収益	3,703	9,210
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	3,703	9,209
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	1
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	3,691	3,738
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	894	1,944
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	2,792	1,793
為替差損	4	-
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	12	5,472
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	18,628	18,278
臨時収益	-	1
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	1
その他臨時収益	-	-
臨時費用	2,475	1,305
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	2,434	1,305
個別貸倒引当金繰入額	41	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△ 2,475	△ 1,304
経常利益 A+B+C	16,153	16,973

11. 利源別損益

(単位：百万円)

		2016年度	2017年度
危険差損益 (注)	①	55,822	59,977
費差損益 (注)	②	△ 14,659	△ 15,354
利差損益 (注)	③	△ 290	△ 2,273
三利源合計	④=①+②+③	40,872	42,348
その他損益	⑤	△ 22,255	△ 29,542
基礎利益	⑥=④+⑤	18,616	12,806

(注)危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「予定死亡率等に基づく保険金・給付金支払予定額」と「実際に発生した保険金・給付金支払額」の差により生じる損益
- ②費差損益：「予定事業費率に基づく経費支出予定額」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
- ③利差損益：「予定利率に基づく予定運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益
(利差損益がマイナスの場合が「逆ざや」状態となります。)

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2017年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2017年度決算業績の概況

(契約の状況)

2017年度における個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆6,395億円、解約・失効契約高は1兆5,059億円となり、この結果、2017年度末保有契約高は前期末に比べて5,925億円増加し23兆8,068億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は1,445億円、解約・失効契約高は262億円となり、2017年度末保有契約高は、前期末に比べて7,854億円増加し7兆8,598億円となりました。

また、個人保険および個人年金保険の2017年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて113億円増加し4,123億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が4,937億円、資産運用収益が538億円、その他経常収益が29億円となり、これらを合計した経常収益は5,504億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,893億円、責任準備金等繰入額が2,477億円、資産運用費用が38億円、事業費が793億円、その他経常費用が130億円となりました結果、5,335億円となりました。

この結果、経常利益は169億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は52億円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、保険業法に定められている標準責任準備金を積み立てており、2017年度の責任準備金繰入額は2,473億円となり、2017年度末の責任準備金は3兆1,438億円となりました。

(資産の状況)

2017年度末の総資産は前期末に比べて2,505億円増加し、3兆8,697億円となりました。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2016年度末				2017年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	2,938	106.2%	22,477,986	103.0%	3,057	104.1%	23,095,256	102.7%
個人年金保険	186	100.5%	736,264	98.8%	182	97.9%	711,590	96.6%
団体保険	-	-	7,074,353	108.5%	-	-	7,859,834	111.1%
団体年金保険	-	-	325	92.6%	-	-	302	92.9%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2016年度						2017年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	317	102.3%	2,346,856	97.8%	2,346,856	-	273	86.4%	2,629,277	112.0%	2,629,277	-
個人年金保険	7	126.6%	30,270	123.3%	30,270	-	1	28.3%	10,254	33.9%	10,254	-
団体保険	-	-	61,074	6.1%	61,074	-	-	-	144,570	236.7%	144,570	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約 (単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	357,719	107.5%	369,326	103.2%
個人年金保険	43,300	100.8%	43,053	99.4%
合計	401,020	106.7%	412,380	102.8%
うち医療保障・生前給付保障等	88,479	112.3%	96,714	109.3%

新契約 (単位：百万円)

区 分	2016年度		2017年度	
	前年度比		前年度比	
個人保険	50,169	107.2%	38,333	76.4%
個人年金保険	1,567	117.3%	487	31.1%
合計	51,736	107.5%	38,821	75.0%
うち医療保障・生前給付保障等	15,243	112.7%	13,959	91.6%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分	保 有 金 額		
	2016年度末	2017年度末	
死亡保障	普通死亡	22,477,974 (251,247) 7,073,849 (-) 29,551,823	23,095,251 (258,134) 7,859,368 (-) 30,954,619
	災害死亡	(968,812) (457) (23,381) (-) (992,651)	(917,706) (419) (23,359) (-) (941,485)
	その他の条件付死亡	(41,533) (-) (428) (-) (41,961)	(39,591) (-) (385) (-) (39,976)
生存保障	満期・生存給付	(226,101) 667,084 43 -	(215,902) 637,872 10 -
	年金	(-) (92,237) (64) (-) (92,301)	(-) (89,787) (63) (-) (89,850)
	その他	(-) 69,179 504 325 70,010	(-) 73,718 465 302 74,486
入院保障	災害入院	(7,341) (4) (111) (-) (7,457)	(7,801) (3) (120) (-) (7,925)
	疾病入院	(7,491) (4) (-) (-) (7,495)	(7,940) (4) (-) (-) (7,944)
	その他の条件付入院	(6,172) (1) (0) (-) (6,174)	(6,524) (1) (0) (-) (6,526)

(注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

MS&A Dインシデンス
グループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2016年度末	2017年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	80,929	78,228
	個 人 年 金 保 険	61	54
	団 体 保 険	147,723	143,460
	団 体 年 金 保 険		
	そ の 他 共 計	228,713	221,742
手 術 保 障	個 人 保 険	1,932,404	2,095,187
	個 人 年 金 保 険	951	913
	団 体 保 険		
	団 体 年 金 保 険		
	そ の 他 共 計	1,933,355	2,096,100

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		2016年度末	2017年度末	
死 亡 保 険	終 身 保 険	3,871,907	3,793,976	
	定 期 付 終 身 保 険	—	—	
	定 期 保 険	15,936,217	16,909,900	
	そ の 他 共 計	21,230,428	21,990,722	
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	170,779	162,359	
	定 期 付 養 老 保 険	—	—	
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—	
	そ の 他 共 計	1,247,545	1,104,528	
生 存 保 険			12	5
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	736,264	711,590	
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	519,889	492,288	
	傷 害 特 約	388,033	371,230	
	災 害 入 院 特 約	1,484	1,400	
	疾 病 特 約	1,125	1,063	
	成 人 病 特 約	98	92	
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	4,751	5,119	

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,767,708	21,831,090	2,938,181	22,477,986
新契約	317,077	2,346,856	273,963	2,629,277
更新	5,428	30,439	6,824	33,203
復活	8,601	81,140	8,880	74,586
保険金額の増加	6	94	13	52
転換による増加	—	—	—	—
その他の増加	340	75,487	329	63,260
死亡	4,577	28,524	5,164	27,672
満期	11,077	55,679	13,211	68,484
保険金額の減少	9,825	75,646	9,199	73,624
転換による減少	—	—	—	—
解約	121,402	1,009,876	126,806	1,273,124
失効	22,494	225,712	23,885	215,392
その他の減少	1,423	491,683	1,493	524,811
年末現在	2,938,181	22,477,986	3,057,618	23,095,256
(増加率)	(6.2%)	(3.0%)	(4.1%)	(2.7%)
純増加	170,473	646,895	119,437	617,270
(増加率)	(2.2%)	(△ 8.0%)	(△ 29.9%)	(△ 4.6%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	185,734	744,933	186,682	736,264
新契約	7,041	30,270	1,991	10,254
復活	18	67	11	50
金額の増加	118	9	135	17
転換による増加	—	—	—	—
その他の増加	5,747	22,785	5,595	22,919
死亡	248	892	241	1,035
支払満了	1,456	2,931	1,797	2,687
金額の減少	411	7,629	304	5,596
転換による減少	—	—	—	—
解約	4,398	20,347	3,967	17,054
失効	107	392	95	373
その他の減少	5,649	29,609	5,438	31,166
年末現在	186,682	736,264	182,741	711,590
(増加率)	(0.5%)	(△ 1.2%)	(△ 2.1%)	(△ 3.4%)
純増加	948	△ 8,669	△ 3,941	△ 24,673
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

2. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(-)としています。

③団体保険

(単位：人、百万円)

区分	2016年度		2017年度	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額
年始現在 (幹事・単独)	8,053,480 418,945	6,518,709 -	8,011,606 458,584	7,074,353 -
新契約 (幹事・単独)	98,209 10,694	61,074 -	52,878 33,760	144,570 -
更新	1,609,001	1,400,405	1,635,847	1,406,876
復活	-	-	-	-
中途加入	649,164	1,315,783	538,677	1,385,645
保険金額の増加	662,063	91,217	680,222	105,798
その他の増加	226	112	384	2,073
死亡	22,246	10,490	21,787	10,683
満期	1,643,704	1,429,204	1,658,301	1,446,976
脱退	729,504	342,862	629,616	321,460
保険金額の減少	721,006	520,675	746,231	451,863
解約	1,773	9,454	5,690	26,161
失効	-	-	10	39
その他の減少	1,247	262	1,095	2,300
年末現在 (幹事・単独)	8,011,606 458,584	7,074,353 -	7,922,893 516,639	7,859,834 -
(増減率)	(-)	(8.5%)	(-)	(11.1%)
純増加 (増減率)	(-) (-)	555,644 (-)	(-) (-)	785,480 (41.4%)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
 2. 件数は、被保険者数を表します。
 3. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(-)としています。

④団体年金保険

(単位：百万円)

区分	2016年度		2017年度	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額
年始現在	1,678	351	1,579	325
新契約	0	0	0	0
年金支払	529	6	567	6
一時金支払	113	15	118	18
解約	0	0	0	0
年末現在	1,579	325	1,485	302
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)
純増加 (増加率)	(-) (-)			

- (注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
 2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
 3. 件数は、被保険者数を表します。
 4. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(-)としています。

(7) 契約者配当の状況

①個人保険・個人年金保険

a. 契約者配当の仕組み

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

(単位：%)

保険料払込方法	契約年月日	2016年度	2017年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.45 ~ 1.60	1.80 ~ 1.95
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.40 ~ 1.55	1.45 ~ 1.60
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	1.40	1.25
	2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	0.80	0.75
	2017年4月2日以降	-	0.20 ~ 0.75
	一時払	1999年4月1日以前	1.70 ~ 1.85
一時払	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.40 ~ 1.55	1.50 ~ 1.65
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	1.20 ~ 1.35	1.25 ~ 1.40
	2002年7月2日以降 2013年4月1日以前	0.85	0.85
	2013年4月2日以降	0.55	0.70

(b) 旧あいおい生命契約

(単位：%)

該当契約	2016年度	2017年度
5年ごと利差配当付養老保険 ^(注) (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)	0.15 ~ 1.05	0.00 ~ 0.70
上記以外の5年ごと 利差配当付契約	1999年4月1日以前	2.05 ~ 2.60
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.60 ~ 2.05
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	0.75 ~ 1.60
	2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	0.60 ~ 1.05
	2017年4月2日以降	-

(注) 配当基準利回りは契約年に応じ異なります。

b. 配当金の例示

2017年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険

30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2003年10月1日	15年	310,980円	0円	10,000,000円
2008年10月1日	10年	310,520円	0円	10,000,000円
2013年10月1日	5年	331,680円	0円	10,000,000円

(b) 旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2003年10月1日	15年	311,960円	0円	10,000,000円
2008年10月1日	10年	311,380円	0円	10,000,000円

(注) 1. 経過年数は2018年4月1日から2019年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2. 「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

② 団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お申込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします(無配当型商品を除きます)。

2017年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2016年度	2017年度
個人保険	3.0	2.7
個人年金保険	△ 1.2	△ 3.4
団体保険	8.5	11.1
団体年金保険	△ 7.4	△ 7.1

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区分	2016年度	2017年度
新契約平均保険金	7,401	9,597
保有契約平均保険金	7,650	7,553

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区分	2016年度	2017年度
個人保険	10.8	11.7
個人年金保険	4.4	1.5
団体保険	0.9	2.0

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区分	2016年度	2017年度
個人保険	5.6	6.6
個人年金保険	4.1	3.4
団体保険	6.7	5.3

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)

(単位：円)

2016年度	2017年度
115,276	100,009

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件数率		金額率	
2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
1.60	1.72	1.29	1.21

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：%)

区 分		2016年度	2017年度
災害死亡保障契約	件数	0.09	0.05
	金額	0.20	0.07
障害保障契約	件数	0.12	0.29
	金額	0.02	0.09
災害入院保障契約	件数	3.76	3.93
	金額	77.38	80.04
疾病入院保障契約	件数	46.13	47.48
	金額	652.40	666.81
成人病入院保障契約	件数	14.43	15.33
	金額	326.51	351.59
疾病・傷害手術保障特約	件数	39.45	41.81
	金額		
成人病手術保障特約	件数	8.81	8.70
	金額		

(注) 入院保障契約の特約発生率(金額)は、 $\frac{\text{発生(支払)金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$ により算出した率です。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2016年度	2017年度
16.1	16.1

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2016年度	2017年度
6社	6社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2016年度	2017年度
99.0	99.0

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2016年度	2017年度
AA+	7.92	9.74
AA-	26.59	40.18
A+	65.49	50.08
A	-	-

(注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。

2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2016年度	2017年度
50	8

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2016年度	2017年度
第三分野発生率	31.0	32.4
医療(疾病)	32.5	34.1
ガン	34.7	36.7
その他	14.8	14.2

(注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。

2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	7,529	7,689
	災 害 保 険 金	46	71
	高 度 障 害 保 険 金	1,410	1,458
	満 期 保 険 金	36	85
	そ の 他	1,739	1,856
	小 計	10,761	11,160
年 給 付 金	34	105	
解 約 返 戻 金	2,592	2,900	
保 険 金 据 置 支 払 金	14,179	13,877	
保 険 金 据 置 支 払 金	11	10	
そ の 他 共 計	27,648	28,102	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	2,563,801 (2,563,801)	2,800,586 (2,800,586)
		(特別勘定)	(-) (-)
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	299,901 (299,901)	309,170 (309,170)
		(特別勘定)	(-) (-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	845 (845)	851 (851)
		(特別勘定)	(-) (-)
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	325 (325)	302 (302)
		(特別勘定)	(-) (-)
	そ の 他 (一般勘定)	0 (0)	2 (2)
		(特別勘定)	(-) (-)
	小 計 (一般勘定)	2,864,875 (2,864,875)	3,110,914 (3,110,914)
		(特別勘定)	(-) (-)
	危 険 準 備 金	31,584	32,890
	合 計 (一般勘定)	2,896,459 (2,896,459)	3,143,804 (3,143,804)
	(特別勘定)	(-) (-)	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2016年度末	2,725,066	139,809	-	31,584	2,896,459
2017年度末	2,974,287	136,626	-	32,890	3,143,804

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		2016年度末	2017年度末
積立方式	標準責任準備金 対 象 契 約	平成8年大蔵省告示 第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金 対 象 外 契 約	平準純保険料式	同左
積立率(危険準備金を除く)		100.0	100.0

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	520,515	2.00% 2.75%
2001年度～2005年度	577,681	1.50%
2006年度～2010年度	921,142	1.50%
2011年度	263,801	1.50%
2012年度	266,102	1.50%
2013年度	160,401	1.00%
2014年度	147,321	1.00%
2015年度	123,068	1.00%
2016年度	88,223	1.00%
2017年度	41,500	0.25%

(注)1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2016 年度	当 期 首 現 在 高	342	207	9,312	0	-	2	9,865
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	-	-	-	0
	配 当 金 支 払 に よ る 減 少	25	27	7,949	0	-	2	8,006
	当 期 繰 入 額	0	0	8,969	0	-	2	8,972
	当 期 末 現 在 高	317	180	10,331	0	-	2	10,831
		(316)	(180)	(42)	(-)	(-)	(-)	(538)
2017 年度	当 期 首 現 在 高	317	180	10,331	0	-	2	10,831
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	-	-	-	0
	配 当 金 支 払 に よ る 減 少	14	19	9,482	0	-	2	9,519
	当 期 繰 入 額	0	0	9,196	0	-	18	9,214
	当 期 末 現 在 高	302	160	10,045	0	-	18	10,526
		(301)	(160)	(31)	(-)	(-)	(-)	(493)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および 算定方法(注)
貸倒引当金	一般貸倒引当金	25	23	△1	
	個別貸倒引当金	103	91	△11	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金	2,535	3,137	601		
役員退職慰労引当金	28	22	△6		
価格変動準備金	5,988	6,862	874		

(注)計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記事項(P105)に記載しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		85,500	-	-	85,500	
うち 既発行株式	普通株式	(2,960千株)	(-千株)	(-千株)	(2,960千株)	
	計	85,500	-	-	85,500	
資本 剰余金	資本準備金	63,214	-	-	63,214	
	その他資本剰余金	30,473	-	-	30,473	
	計	93,688	-	-	93,688	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
個人保険	425,216	439,882
(うち一時払)	(105)	(41)
(うち年払)	(160,559)	(164,358)
(うち半年払)	(1,638)	(1,645)
(うち月払)	(262,913)	(273,836)
個人年金保険	30,154	27,352
(うち一時払)	(20)	(11)
(うち年払)	(7,356)	(6,002)
(うち半年払)	(187)	(175)
(うち月払)	(22,589)	(21,163)
団体保険	23,537	25,323
団体年金保険	12	11
その他共計	478,928	492,591

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
死亡保険金	21,861	16	5,679	—	—	2	27,559	25,718
災害保険金	67	—	3	—	—	—	70	195
高度障害保険金	1,152	—	418	—	—	—	1,570	2,277
満期保険金	7,294	—	—	—	—	—	7,294	7,848
その他	—	—	4,858	—	—	—	4,858	4,716
合 計	30,375	16	10,958	—	—	2	41,353	40,756

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
年 金	3,551	13,302	63	6	—	—	16,924	15,737

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
死亡給付金	0	526	—	1	—	—	527	463
入院給付金	8,020	3	6	—	—	0	8,031	7,044
手術給付金	5,675	4	—	—	—	—	5,679	5,016
障害給付金	33	—	0	—	—	—	34	6
生存給付金	2,301	0	—	—	—	—	2,301	2,123
その他	3,286	—	—	17	—	—	3,303	2,616
合 計	19,317	534	7	18	—	0	19,878	17,271

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
解約返戻金	100,970	5,333	—	—	—	—	106,304	104,943

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	9,833	1,328	5,835	3,997	59.3%
建物	956	69	384	572	40.2%
リース資産	4,115	682	1,960	2,155	47.6%
その他の有形固定資産	4,760	576	3,491	1,269	73.3%
無形固定資産	41,374	2,995	14,956	26,417	36.1%
その他	—	—	—	—	—
合 計	51,208	4,323	20,792	30,415	40.6%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
営業活動費	34,626	35,181
営業管理費	5,534	5,460
一般管理費	36,747	38,717
合 計	76,907	79,359

(注) 1. 2016年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 348百万円
2. 2017年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 351百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
国 税	4,648	4,394
消費税	3,785	3,871
地方法人特別税	436	447
印紙税	75	74
登録免許税	350	—
その他の国税	1	0
地 方 税	2,156	2,205
地方消費税	1,013	1,043
法人住民税	—	—
法人事業税	1,048	1,074
固定資産税	30	20
不動産取得税	0	—
事業所税	59	62
その他の地方税	5	3
合 計	6,805	6,599

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2016年度および2017年度とも該当する取引はありません。

(19) 借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2016年度末	借入金	-	-	-	-	-	-
	債券貸借取引 受入担保金	361,797	-	-	-	-	361,797
2017年度末	借入金	-	-	-	-	-	-
	債券貸借取引 受入担保金	381,139	-	-	-	-	381,139

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1) 資産運用の概況

①2017年度の資産の運用概況

a. 運用環境

2017年度のわが国経済は、雇用情勢の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、また設備投資や企業収益にも引き続き改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調をたどりました。また、世界経済は、一部地域における地政学リスクや政治的リスクの高まりが見られたものの、欧米経済の拡大基調を背景に、緩やかに改善を続けました。

国内金利(10年国債利回り)は、期初は0.08%で始まった後、日銀の超低金利政策の継続により、おおむね0.00%から0.10%の範囲で低位安定した推移をし、期末には0.05%となりました。

為替市場は、期初に対ドル111円前半で始まった後、米金利の利上げ観測の高まりから一時は114円台までドル高となりましたが、年明け以降、米国の保護貿易政策への懸念からドル安基調を強め、期末は106.24円と円高が進みました。

株式市場(日経平均株価)は、期初は1万8千円後半で始まった後、米国の株高、円安、10月の衆院選の与党勝利が好感され、一時2万4千円台まで上昇しましたが、1月の米国株式の急落、円高の進行により、期末には21,454円まで下落しました。

b. 当社の運用方針

[基本方針]

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

[運用対象]

上記の基本方針に基づき、負債特性を踏まえ、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券等に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。また、保険約款貸付以外の融資については、現在行っていません。

c. 運用実績の概況

2017年度末における一般勘定資産の残高は、3兆8,697億円となりました。資産配分は公社債を中心に行い、その結果、公社債は2兆9,942億円(総資産に占める比率は77.4%)となりました。

また、2017年度は資産運用収益を538億円、資産運用費用を38億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.40%となりました。

②ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

(単位:百万円)

区 分	2016 年度末		2017 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	290,010	8.0%	164,811	4.3%
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	285,455	7.9%	309,644	8.0%
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	2,919,795	80.7%	3,260,140	84.2%
公 社 債	2,667,115	73.7%	2,994,237	77.4%
株 式	1,314	0.0%	1,362	0.0%
外 国 証 券	244,182	6.7%	219,641	5.7%
公 社 債	243,338	6.7%	211,099	5.5%
株 式 等	843	0.0%	8,542	0.2%
そ の 他 の 証 券	7,183	0.2%	44,898	1.2%
貸 付 金	55,198	1.5%	57,079	1.5%
保 険 約 款 貸 付	55,198	1.5%	57,079	1.5%
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	620	0.0%	572	0.0%
繰 延 税 金 資 産	-	-	-	-
そ の 他	68,242	1.9%	77,597	2.0%
貸 倒 引 当 金	△ 128	△ 0.0%	△ 114	△ 0.0%
合 計	3,619,194	100.0%	3,869,730	100.0%
う ち 外 貨 建 資 産	249,681	6.9%	230,398	6.0%

b. 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2016 年度末	2017 年度末
現預金・コールローン	216,925	△ 125,198
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	10,104	24,189
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	154,383	340,344
公 社 債	152,801	327,121
株 式	△ 1	48
外 国 証 券	△ 2,028	△ 24,540
公 社 債	△ 2,871	△ 32,239
株 式 等	843	7,698
そ の 他 の 証 券	3,612	37,715
貸 付 金	2,520	1,881
保 険 約 款 貸 付	2,520	1,881
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	△ 53	△ 48
繰 延 税 金 資 産	-	-
そ の 他	6,333	9,354
貸 倒 引 当 金	△ 52	13
合 計	390,163	250,535
う ち 外 貨 建 資 産	2,003	△ 19,283

M&A
グループについて経営
について

商品・サービス

サステナビリティ
取組会社
データ

(2) 運用利回り

(単位:%)

区 分	2016年度	2017年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	0.05	0.08
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.67	1.69
うち 公 社 債	1.55	1.64
うち 株 式	3.18 (3.18)	3.11 (3.11)
うち 外 国 証 券	2.89	2.12
貸 付 金	2.92	2.91
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-

一 般 勘 定 計	1.36 (1.36)	1.40 (1.40)
-----------	-------------	-------------

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現預金・コールローン	160,349	249,975
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	242,701	247,860
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	2,684,896	2,961,066
うち 公 社 債	2,457,059	2,716,004
うち 株 式	954	954
うち 外 国 証 券	223,251	222,884
貸 付 金	53,794	55,651
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	674	637

一 般 勘 定 計	3,199,936	3,578,929
うち 海 外 投 融 資	223,251	222,884

(4) 資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
利息および配当金等収入	43,797	44,603
商品有価証券運用益	-	-
金 銭 の 信 託 運 用 益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有 価 証 券 売 却 益	3,703	9,209
有 価 証 券 償 還 益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為 替 差 益	-	1
貸倒引当金戻入額	-	2
そ の 他 運 用 収 益	-	-
合 計	47,500	53,817

(5) 資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
支 払 利 息	67	63
商品有価証券運用損	-	-
金 銭 の 信 託 運 用 損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有 価 証 券 売 却 損	894	1,944
有 価 証 券 評 価 損	-	-
有 価 証 券 償 還 損	-	-
金融派生商品費用	2,792	1,793
為 替 差 損	4	-
貸倒引当金繰入額	54	-
貸 付 金 償 却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
そ の 他 運 用 費 用	46	79
合 計	3,860	3,881

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(6) 利息および配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	42,034	42,699
公社債利息	36,132	37,017
株式配当金	30	29
外国証券利息配当金	5,802	5,391
貸付金利息	1,572	1,617
不動産賃貸料	-	-
その他共計	43,797	44,603

(7) 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
国債等債券	2,172	7,805
株式等	161	379
外国証券	1,369	1,024
その他共計	3,703	9,209

(8) 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
国債等債券	175	237
株式等	-	13
外国証券	718	1,693
その他共計	894	1,944

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	1,804,655	61.8%	1,968,530	60.4%
地方債	135,839	4.7%	163,323	5.0%
社債	726,620	24.9%	862,383	26.5%
うち公社・公団債	467,897	16.0%	478,944	14.7%
株式	1,314	0.0%	1,362	0.0%
外国証券	244,182	8.4%	219,641	6.7%
公社債	243,338	8.3%	211,099	6.5%
株式等	843	0.0%	8,542	0.3%
その他の証券	7,183	0.2%	44,898	1.4%
合計	2,919,795	100.0%	3,260,140	100.0%

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	(単位：百万円)							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)		
2016年度末	有価証券	76,922	164,268	235,975	346,798	519,306	1,576,523	2,919,795
	国債	24,623	47,946	117,926	128,614	156,106	1,329,437	1,804,655
	地方債	1,011	8,514	11,672	11,177	51,637	51,826	135,839
	社債	51,087	95,985	91,041	165,634	136,951	185,918	726,620
	株式						1,314	1,314
	外国証券	199	11,821	15,334	41,371	174,611	843	244,182
	公社債	199	11,821	15,334	41,371	174,611	-	243,338
	株式等	-	-	-	-	-	843	843
	その他の証券	-	-	-	-	-	7,183	7,183
	買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-
	譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
	2017年度末	有価証券	55,788	211,532	289,051	308,733	407,004	1,988,029
国債		7,594	93,991	102,708	95,582	139,413	1,529,239	1,968,530
地方債		506	13,836	10,159	11,986	59,516	67,316	163,323
社債		47,424	83,440	164,235	125,355	123,068	318,859	862,383
株式							1,362	1,362
外国証券		262	20,262	11,948	75,808	85,006	26,353	219,641
公社債		262	20,262	11,948	75,808	85,006	17,810	211,099
株式等		-	-	-	-	-	8,542	8,542
その他の証券		-	-	-	-	-	44,898	44,898
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2016年度末	2017年度末
公 社 債	1.42	1.31
外 国 公 社 債	2.33	2.18

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水産・農林業	-	-	-	-	
鉱業	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	
製 造 業	食料品	-	-	-	
	繊維製品	-	-	-	
	パルプ・紙	-	-	-	
	化学	-	-	-	
	医薬品	-	-	-	
	石油・石炭製品	-	-	-	
	ゴム製品	-	-	-	
	ガラス・土石製品	-	-	-	
	鉄鋼	-	-	-	
	非鉄金属	-	-	-	
	金属製品	-	-	-	
	機械	-	-	-	
	電気機器	-	-	-	
輸送用機器	-	-	-		
精密機器	-	-	-		
その他製品	-	-	-		
電気・ガス業	-	-	-		
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	-	-		
	海運業	-	-		
	空運業	-	-		
	倉庫・運輸関連業	-	-		
情報・通信業	-	-	-		
商 業	卸売業	-	-		
	小売業	-	-		
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	396	30.2%	444	32.6%
	証券・商品先物取引業	474	36.1%	475	34.9%
	保険業	440	33.5%	440	32.3%
	その他金融業	2	0.2%	2	0.2%
不動産業	-	-	-		
サービス業	-	-	-		
合 計	1,314	100.0%	1,362	100.0%	

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

サステナビリティ取組

会社データ

(16) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
保 険 約 款 貸 付	55,198	57,079
契 約 者 貸 付	48,704	50,784
保 険 料 振 替 貸 付	6,493	6,294
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- (-)	- (-)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- (-)	- (-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	55,198	57,079

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2016年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	673	24	10 (-)	67	317	33.8%
	リ ー ス 資 産	2,474	903	- (-)	653	1,277	31.9%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	1,604	286	9 (-)	588	3,214	71.3%
	合 計	4,752	1,214	20 (-)	1,309	4,638	50.9%
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-
2017年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	620	28	7 (-)	69	384	40.2%
	リ ー ス 資 産	2,724	113	- (-)	682	1,960	47.6%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	1,292	558	4 (-)	576	3,491	73.3%
	合 計	4,638	700	12 (-)	1,328	5,835	59.3%
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円、棟)

区 分	2016年度末	2017年度末
不 動 産 残 高	620	572
営 業 用	620	572
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
有 形 固 定 資 産	3	1
土 地	-	-
建 物	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他	3	1
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	3	1
うち賃貸等不動産	-	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度		2017年度	
	金額	占率	金額	占率
有形固定資産	17		11	
土地	—		—	
建物	10		7	
リース資産	—		—	
その他	7		3	
無形固定資産	—		—	
その他	—		—	
合計	17		11	
うち賃貸等不動産	—		—	

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

a. 外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	243,338	99.7%	211,099	96.1%
株 式	843	0.3%	5,559	2.5%
現 預 金・その他	—	—	—	—
小 計	244,182	100.0%	216,659	98.6%

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	—	—	—	—
現 預 金・その他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

c. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金額	占率	金額	占率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	—	—	2,982	1.4%
小 計	—	—	2,982	1.4%

d. 合 計

(単位：百万円)

海外投融資	金額	占率	金額	占率
	244,182	100.0%	219,641	100.0%

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円)

区 分	外国証券						非居住者貸付		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
2016年度末	北 米	155,325	63.6%	155,325	63.8%	—	—	—	—
	ヨーロッパ	66,315	27.2%	65,471	26.9%	843	100.0%	—	—
	オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	22,541	9.2%	22,541	9.3%	—	—	—	—
	合 計	244,182	100.0%	243,338	100.0%	843	100.0%	—	—
2017年度末	北 米	105,949	48.2%	103,460	49.0%	2,489	29.1%	—	—
	ヨーロッパ	83,518	38.0%	80,447	38.1%	3,070	35.9%	—	—
	オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	2,982	1.4%	—	—	2,982	34.9%	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	27,191	12.4%	27,191	12.9%	—	—	—	—
	合 計	219,641	100.0%	211,099	100.0%	8,542	100.0%	—	—

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	222,200	91.0%	154,114	71.1%
ユ ー ロ	21,982	9.0%	53,619	24.7%
オーストラリアドル	—	—	8,925	4.1%
合 計	244,182	100.0%	216,659	100.0%

(28)海外投融資利回り

(単位：%)

2016年度	2017年度
2.89	2.12

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会 員 権	24	—	—	—	24	
そ の 他	0	—	—	—	0	
合 計	24	—	—	—	24	

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V. 9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。V. 9. をご参照ください。

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制

33ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

30ページに掲載しています「コンプライアンス(法令等遵守)の取組み」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

42ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について～生命保険相談所のご案内～」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

35ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

26ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

ディスクロージャー誌 三井住友海上あいおい生命の現状 2018

2018年7月発行

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 経営企画部

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

TEL:03-5539-8300 (大代表)

URL:<http://www.msa-life.co.jp>

www.msa-life.co.jp

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

【MS】B9495 【AD】99-495 12,000 2018.06.27 (改)62

